

第 6 0 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 26 年 11 月 28 日 開 会

平成 26 年 12 月 4 日 閉 会

南 部 町 議 会

第60回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○請願第1号から陳情第3号の上程、委員会付託	10
○散会の宣告	10

第 2 号 (12月2日)

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
工 藤 幸 子 君	13

中 舘 文 雄 君	1 8
山 田 賢 司 君	3 3
沼 畑 俊 一 君	4 2
工 藤 久 夫 君	4 5
○散会の宣告	5 8

第 3 号 (12月 3 日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	6 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 0
○職務のため出席した者の職氏名	6 0
○開議の宣告	6 1
○一般質問	6 1
工 藤 正 孝 君	6 1
根 市 勲 君	7 3
立 花 寛 子 君	8 2
川守田 稔 君	9 6
○散会の宣告	1 0 5

第 4 号 (12月 4 日)

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 8
○出席議員	1 0 8
○欠席議員	1 0 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 9

○開議の宣告	1 1 0
○報告第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 9 0 号から議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 1 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○陳情第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 5
○委員会の閉会中の継続審査の件	1 5 7
○常任委員会報告	1 5 7
○議員派遣の件	1 5 8
○日程の追加	1 5 8
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○閉会の宣告	1 5 9
○署名議員	1 6 3

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日（金曜日）

第 6 0 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第60回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年11月28日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願
- 第 6 陳情第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第 7 陳情第4号 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	山 田 賢 司 君	3番	中 舘 文 雄 君
4番	工 藤 正 孝 君	5番	夏 堀 文 孝 君
6番	沼 畑 俊 一 君	7番	根 市 勲 君
8番	河門前 正 彦 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（2名）

2番	八木田 憲 司 君	16番	工 藤 久 夫 君
----	-----------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） 開会の前に、ご紹介がございます。皆様、ご承知のこととは存じますが、このたびの秋の叙勲において、工藤幸子君が社会福祉功労により、栄えある瑞宝双光章受章の荣誉に浴されましたのでご紹介いたします。心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

※工藤正孝君 着席

それでは、これより第60回南部町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。

去る11月21日に議会運営委員会を開催し、第60回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、議案は条例など10件、平成26年度補正予算7件でございます。そのほかの案件といたしましては、請願1件、陳情2件、常任委員会報告などがございます。一般質問は9名からの通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことといたしました。

また、請願、陳情は所管の常任委員会に審査を付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日11月28日から12月4日までの7日間といたしました。

なお、会期中11月29日と30日は休日のため、12月1日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

※工藤幸子君 着席

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番、馬場又彦君、14番、立花寛子君を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月28日から12月4日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は11月28日から12月4日までの7日間に決定しました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、11月29日、30日は休日のため、12月1日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの３日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

なお、監査委員より平成26年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出議案が報告１件、議案17件のほか、請願１件、陳情２件、常任委員会報告等であります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第60回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

まずは、このたびの秋の叙勲において瑞宝双光章を受章されました工藤幸子議員におかれましては、これまでの社会福祉関係のご功績が認められてのことであり、心よりお祝いを申し上げます。

また、当町からは、前南部町議会議長の小笠原義弘氏が旭日双光章、八戸工業高等専門学校名誉教授の三品克彦氏が瑞宝小綬章叙勲の栄に浴されており、町民の一人として、誠に喜ばしく、また誇りに感じているところであります。

さて、私自身も予期せぬことでありましたが、去る 11 月 21 日に衆議院が解散され、12 月 2 日公示、12 月 14 日投開票の日程で、衆議院議員総選挙が行われることとなりました。

町民の皆様が、日本の未来を託すため、大切な一票を投じる機会でありますので、選挙事務にあたりましては、これまで同様に、万全を期してまいる所存であります。

さて、先の国会において、地方創生の基本理念を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生法案」など地方創生の関連法案が可決・成立しました。日本全体の問題である人口減少社会に対応するため、国と地方が知恵を出し合い、まち・ひと・しごと創生に関する施策を、総合的かつ計画的に実施していくものであります。

当町といたしましても、来年度の予算編成にあたり、人口減少抑制策について知恵を出し合い、事業に反映させていくように指示しているところであります。全ての事業を実施できるわけではありませんが、小手先の事業にならないように、長期的視点に立ち、腰を据えて、積極的に実施していきたいと考えております。

10 月 11 日、今年度をもって 35 年の歴史に幕を閉じる青森県立南部工業高等学校の閉校式が、最後の在校生や多くの教育関係者が見守る中、開催されました。地元や卒業生に愛された学校であったがゆえに、その会場を包む寂しさを拭い去ることはできず、南部工業高等学校に対する感謝の念とともに、影を落とす人口減少問題が待ったなしであることを、強く感じた日でもありました。

一方、青森県立名久井農業高等学校は創立 70 周年、福田小学校は創立 30 周年、名川中学校と福地小学校は創立 10 周年を迎える節目の年でもあります。これまでの歴史と伝統を受け継ぎ、地域の学校として、更に発展することを期待するものであります。

達者村事業も、関係各位のご理解とご支援のもと 10 周年を迎えることができました。10 月のカンボジアやインドネシアの学生視察団に引き続き、12 月には、アセアン・スポーツ交流として、インドの高校生が来町することになっております。日本国内の都市と農村の交流事業の推進に加え、国際グリーン・ツーリズムにも力を入れ、達者村事業をさらに発展させていきたいと考えておるところであります。

継続が重要であることは、町民の安全・安心を守ることにも言えることであります。現在、馬淵川においては、平成 27 年度を完成目標とする河道掘削事業が実施されているところですが、防災対策が途切れることなく実施されるように、先般も、馬淵川とともに生きる期成同盟会会長として、また、青森県河川砂防協会会長として、堤防の嵩上げ等の追加対策を、関係省庁等に強く要望してまいったところであります。

防災に関連して、今月 20 日、青森県が公表した「地震・津波被害想定調査」の結果は、あらためて地震による人的被害のすさまじさを浮き彫りにしました。

いつ発生するかもわからない災害に対し、町としては、避難先の確保や生活物資の備蓄などを改めて確認するとともに、町民に対しては、地域住民が日頃から助け合う関係を構築できるよう、自主防災組織の設立を働きかけるなど、PR を強化しながら、減災に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

今後も、馬淵川対策、地震対策に限らず、町民が安心して住むことのできるまちを実現するため、皆様のお力添えを得ながら取り組んでまいり所存でありますので、更なるご指導とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告 1 件、条例の制定などの案件 10 件、平成 26 年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が 7 件の合わせて 18 件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第 22 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）として、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙が 12 月 14 日に執行されることから、選挙執行経費として、1,690 万 8,000 円を追加補正し、これにより、一般会計予算の総額を、108 億 8,074 万 2,000 円とし、平成 26 年 11 月 21 日付で専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくとともに、承認を求めるものであります。

次に、議案第 88 号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。第三次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことから、指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準等を、市町村が定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第 89 号、南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてであります。議案第 88 号と同様に、第三次一括法の施行により介護保険法の一部が改正されたことから、地域包括支援センターの職員等に関する基準等を、市町村が定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第 90 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町議会議員の期末手当の支給割合を、0.1 か月分引き上げるものであります。

次に、議案第 91 号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、0.1 か月分引き上げるものであります。

次に、議案第 92 号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会の勧告に基づき、期末勤勉手当については、支給月数を 0.1 か月分引き上げ、給料月額については、平成 26 年 4 月 1 日からは、若年層に重点を置いて平均 0.3%引き上げますが、平成 27 年 4 月 1 日からは平均で 2%引き下げる等、給与の改定を行うものであります。

次に、議案第 93 号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容については変更はないものの、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、同法律を引用している条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 94 号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が出産したときの給付金について、支給される総額には変更はないものの、産科医療補償制度掛金にかかる加算額を引き下げたことにより、基本額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 95 号、新町建設計画の変更についてであります。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正により、合併特例債を起すことができる期間が 10 年から 15 年に延長されたため、新町建設計画の計画年度を同じく 5 年間延長するほか、現在の実績を反映したものとするため、財政計画等、所要の変更をするものであります。

次に、議案第 96 号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定について、定住自立圏を構成する全市町村が連携する取り組みとして、畜産業の振興、商工業の振興、学校教育の推進の 3 つの施策について事業を追加する他、文言等、所要の変更をするものであります。

次に、議案第 97 号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。青森市が、平成 27 年 4 月 1 日から青森県市町村総合事務組合に加入し、市町村税等の滞納整理に関する事務に加わることから、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 98 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,967 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 109 億 1,041 万

5,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修事業費として 1,369 万 1,000 円の増、介護保険特別会計繰出金として 1,315 万 5,000 円の増、米の価格の下落に対する緊急支援対策事業補助金の新設として 224 万 2,000 円の増、職員人件費として 3,505 万円の減を計上したものであります。

次に、議案第 99 号、平成 26 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 151 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 29 億 1,867 万 5,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に一般会計繰入金として 151 万 7,000 円を増額計上し、歳出に人事異動に伴う人件費の増として、同じく 151 万 7,000 円を計上したものであります。

次に、議案第 100 号、平成 26 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,504 万円を追加し、予算の総額を 25 億 6,273 万 6,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に、制度改正対応システム改修に係る国庫支出金として 148 万 4,000 円を増額計上したほか、一般会計繰入金として、1,310 万 5,000 円を増額計上し、歳出に、人事異動に伴う人件費の増として 763 万円、制度改正対応システム改修費用の増として、741 万円を計上したものであります。

次に、議案第 101 号、平成 26 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。人事異動に伴う人件費の増及び前年度繰越金の確定に伴い、予算の総額に歳入歳出それぞれ 155 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 3,313 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 102 号、平成 26 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。人事異動に伴う人件費の増など、歳出予算内での補正であり、予算の総額は変更がないものであります。

次に、議案第 103 号、平成 26 年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 2,636 万円を追加し、予算の総額を 32 億 6,088 万 4,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、販売代金の増に伴う、受託販売代金や報償費として 4 億 271 万 2,000 円を増額計上し、財政調整基金積立金として 2,212 万 1,000 円を増額計上したものであります。

次に、議案第 104 号、平成 26 年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 226 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 9,271 万 7,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、前年度繰越金の確定により、歳入に 226 万 7,000 円を追加し、歳出に、職員の人件費及び需用費を増額計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎請願第 1 号から陳情第 3 号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第 5、請願第 1 号及び日程第 6、陳情第 3 号及び日程第 7、陳情第 4 号を一括議題とします。

本日までに受理した請願 1 件、陳情 2 件は、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、総務企画常任委員会及び教育民生常任委員会は本日、産業建設常任委員会は 12 月 2 日、本会議終了後に開催します。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

12 月 2 日は午前 10 時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会します。ご協力まことにありがとうございました。

（午前 10 時 25 分）

平成 2 6 年 1 2 月 2 日（火曜日）

第 6 0 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第60回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月2日（火）午前10時開議

第1 一般質問

12番 工藤 幸子

1. 名川虎渡からの新道への交通について
2. 八幡神社川沿いの道路の改善について

3番 中舘 文雄

1. 地方創生にかかわる町の取り組みについて
2. 地域経済活性化を進める上における当町の課題と対策について

1番 山田 賢司

1. 観光事業の推進と効率化に向けての取り組みについて
2. 商店街の活性化と個々の商店の活性化について
3. 職員の人材育成について

6番 沼畑 俊一

1. ヘルスプロモーションカーについて

16番 工藤 久夫

1. 地元の高校・大学への進学通学の支援と連携強化について
2. 南部町内の国道・県道及び主要な町道の整備拡幅計画について
3. 馬淵川の河川改修工事の長期的な見通しについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田 賢司 君	2番	八木田 憲司 君
3番	中舘 文雄 君	4番	工藤 正孝 君
5番	夏堀 文孝 君	6番	沼畑 俊一 君

7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第60回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたら、チャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いします。ご協力のほど、お願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。外は一面、雪景色でございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、名川虎渡からの新道への交通安全についてであります。

県道軽米名川線出入り口の街灯についてであります。日暮れ時から夜間にかけて、出入り口にある1つの街灯だけでは車両確認の判断がつきにくいのであります。

例えば、警察庁交通局の統計によりますと、平成16年の交通事故の発生件数は95万2,191件であり、交通事故による24時間以内に発生し、死亡した者は7,358人、負傷者は118万3,120人あります。これは、1日に平均して約2,609件の交通事故が発生し、約3,241人が負傷し、20人が死亡していることとなります。なお、平成16年中の交通事故による24時間経過後30日以内に亡くなった人を加えますと、30日以内に死亡した人は8,492人にも上ります。このような統計

から見て、誰でも交通事故に遭遇してしまう可能性があると考えます。現在の交通事情からすると、誰でも交通事故の被害者あるいは加害者になる可能性があります。このように、交通事故多発状態からわかるように、交通安全は軽く考えることはできません。

※川守田稔君 着席

したがって、県道軽米名川線出入り口の国道4号線に面した出入り口の夜間の明かりの拡大の重要性があることから、一帯を見てください、街灯の拡大を願うものでございます。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、八幡神社沿いの道路の改善について。

八幡神社への道幅が狭く、危険きわまりありません。事故のない安全な道路になるようにしてほしいと思うのであります。昨今、全国のあちこちで民を脅かしている自然災害、まさかが考えられない痛ましい被害の実現、明日のことなどわからない自然の活動、そして、何百年、何千年も何もなかったので大丈夫では誰も知らないはず、いや、知らなくてはならないのであります。自然の息づかいを考える必要がある。

実は、町外れの神社の前に本三戸八幡宮があり、入り口に次のことが書いてある案内標示板があります。それは、本三戸八幡宮についてであります。本三戸八幡宮、祭神菅田別尊、応仁天皇でございますが、鎮座、建久2年1191年。文治5年1189年、藩祖南部三郎光行が源頼朝の平泉、泰衡討伐の軍に従い、その戦功により糠部の地、現三戸・上北・下北・二戸・九戸・九戸郡一帯を賜り、建久12年1191年、甲州、山梨県より入国し、翌12年、平良ヶ崎城、現南部中学校校地を築き、南部藩の基礎を確立した。光行は八幡太郎義家の弟、新羅三郎義光の後裔で、八幡宮は氏神であり武神であるので尊崇していたところ、甲州の八幡宮を奥州下向のとき遷座したものであります。このとき、甲州から供奉した佐々木治郎左衛門が別当となり、その子孫も代々別当として神事をつかさどってきた。社は東西南北それぞれ50間余り、約100メートルあり、藩主より社領22石3斗2升1合が召されていた。藩政時代の8月16日大祭には、南部家より代参の警備として一門の重臣が参拝し御馬代金・幣帛料を、代参の警護として三戸代官、同心20人を従え、騎馬で供奉し、袴田・泉山の両家は本家・分家数家で年々交代で流鏑馬、馬上で馳せながら鏑矢で的を射る行事を行い、雇地家は征矢、軍陣用の矢をつくり、そして奉献することを例として維新に至るまで長く続いていた。八幡宮の背後には、23代南部安信の宝篋印塔型石造の墓がある。

なお、八幡宮西方背後の丘陵は、三戸5ヶ城の1つ馬場館の跡と言われ、南方は馬淵川、北方は猿辺川が流れ、天然の要害となっている。この八幡神社のときは全て、出陣のときは全て八幡宮に強者どもが集い、戦いの勝利祈願を念じて出陣したと言われている。

このように、崇高な歴史文化の名残を今に残し、地元民に今もなお慕われていて、祭礼等々には今も八戸や十和田方面からの参拝がある忘れがたい鎮座であるが、山の上の神社に行くためには道幅が狭く、とみに参拝を願っている高齢家族を車で乗せていくことができないのが大変残念であります。安心して参拝できるような安全な道になることを切に願うものであります。

町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点について町長によりしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、その前にお許しをいただきまして、きょうは名川中学校の生徒さん、南部中学校の生徒さんも傍聴に来ている、勉強に来ているということで、ところどころにおいては答弁の中で生徒さんたちにもわかりやすい部分で言いかえたりつけ加えたりする部分もあると思いますけれども、そこはご了承いただきたいと思います。恐らく、生徒さんたちにも質問書は手元に行っていますでしょうか。議会のほうでは、議員さんから事前に質問書をいただいて、その質問に対して町側が答弁をしていくと、こういう流れになっておりますので、ひとつ参考にしていただければと思います。

それでは、工藤幸子議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ご質問の県道軽米名川線と国道4号との取り付け部分の街灯についてであります。街灯設置は道路照明施設設置基準に基づいて、合理的かつ経済的な照明設計・配線等を計画した上で光の大きさや色などを考慮して設置してございます。ここの軽米名川線、名川中学校の剣吉地区の生徒さんだとわかると思いますけれども、恐らく南部中学校の生徒さんはどこの位置かというのがわからないと思います。剣吉駅、あのおり大きい道路は国道です。下の通り、剣吉駅通り、ここが県道になっております。その駅通りの通りを踏切を渡って途中から左におりて、名久井農高さんのほうに向かっていく道路から新しい道路ができております。国道に出ていく道路、ここの道路を議員さんが今、質問してございます。

現在、照明2基により国道側・県道側を照らしており、施設は国土交通省の管理となっております。

ます。南部町にある道路でも、国道は国土交通省、国が管理をする、県道については青森県が管理をする、町道については町が管理をし、整備をしていく、こういうことになっております。ここは国土交通省の管理となっております。

今回、ご指摘の車両確認の判断ができにくいということに伴う照明施設の変更要望に対応できるかどうか、管轄の国土交通省と協議をしていきたいと思っております。

次に、八幡神社川沿いの道路改善についてお答えを申し上げます。

ご指摘の道路は、町道馬場坂八幡線でございます。現在は道幅が狭く、急勾配であるため、安全になるようにとのことですが、町では道路整備の要望について、まず、町内会より関係者の同意とともに要望書を提出いただき、費用対効果等の検討をして計画的に道路整備を進めているところでございます。ここについては、逆に名川中学校の生徒さん、恐らく場所がよくわからないと思います。南部中学校の生徒さんは大体わかると思いますけれども、非常に急勾配の問題がございます。以前にも議員さんからご要望いただきまして、担当課職員と私も現場を見て一通り歩きました。非常に勾配、そしてまた傾斜といいますか、その勾配を緩やかにするためには、一直線では行けない、また、のり面については道路拡幅だけではないのり面の整備をしないと、これは崩れてくる、そういう場所でございます。ですから、非常に難しい工事、それとともに、費用対効果からいきますとまだ先に優先すべき道路があるのではないかなと考えております。

答弁としては期待から外れるかもしれませんが、簡単にできる立地条件ではないということと、費用対効果、まずは先ほど申しあげました町内会関係者の方々の同意、要望書、こういうことをいただいて関係でまた協議してまいりたいと、こう思っております。

また、非常にもう一つの課題は、この地区は聖寿寺館跡として国史跡に指定されておりますので、国と協議をしなければならない、町だけで進めることができないと。特に、国史跡になりますと非常に難しい部分がございます。先ほど議員さんからいろいろ南部藩にかかわるお話もいただきました。私どもも聖寿寺館跡等を含めながら今、発掘調査をし、今後どのような整備をしていくかということも検討しておりますので、1つ1つ取り組んでまいりたいと、こう思っております。

最後に、どうぞ中学生の皆さんも、恐らく今の質問と答弁、場所もはっきりわからないので理解できない部分もあると思います。ぜひ議会の傍聴だけではなく、せっかくの機会ですから、事後研修、そういう場所を見て、なぜ難しいのか、そういう部分の勉強もしていただければ、また、生徒の皆さんも非常に理解できる部分、また、これはできるんじゃないかと、こういう部分も自分で考えることができると思っております。どうぞ政治にも生徒さんもぜひ関心を持ってい

いて、将来、皆さんがまた議員としての質問、または逆に行政側としての質問ができるような、そういう政治にも関心を持ってくれることを期待を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ただいま町長から大変希望を持てる答弁を賜りました。ありがとうございます。

しかし、最初の1点目ですけれども、交通安全の決まりというものがあって、対面交通をしているわけです。ですけれども、あそこは、先ほどの出口の場所は、何か自分の庭を運転しているかのように真ん中を通ってきていました。そして、その出口・入り口のところから、入り口を利用する方もまた、そういう思いであそこに簡単に入れると思っていたと思います。そこで、やはり下車をして、両方の方々が車から降りて、どっちがいいか悪いかの問答をやっておりました。ですので、もしできれば、そういうことがわかる、あるいはその状況をキャッチして頭にたたき込むというような状態まで交通事故撲滅のために検討していただきたい。県のほうにお話くださっても結構だと思いますし、事故の出ないうちにぜひお願いしたい、このように思います。

そして、2点目でございますが、やはり南部藩はこの今の南部町の礎を築いた方々でありますので、あのせいだこのせいだと言っている場合ではないんじゃないかなと。私も今回が2度目のはずでございますけれども、どうしてもやはり高齢社会でございますので、その場所まで行って、手を合わせて、昔のように、そしてみんなで集ってごちそうを食べるという、そういう雰囲気がまだ残っておりまして、ごちそうを持ち合わせて家で食べている方々もあると思います。ですけれども、やはり自動車、一般車両ではちょっともう少し、あと30センチか、1メートルとるまでいかなくても50センチぐらいはやはり山沿いのほうに少し幅を進めてもらってもいいのではないかと、ある地元の関係者とも話をしてそういうふうなことができれば大変助かる、そういうことを地元の方々からお聞きしましたので、あえてこの議会で、2度目ですけれども質問させていただきました。やはり町のことはもっと、昔からのそういう歴史文化もあるわけですから、大事にしないと、もしかすれば大変だなと。せっかくの神社でございますし、宝篋印塔もあるわけですから、そのようにしていただきたい、このように思っております。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 104号の交差につきましては、先ほど国土交通省のほうと協議していきたいということを申し上げました。私も、自分でも運転して通る道であります。たまたまきょう、質問があるから通ったわけでも、きのうも夜、通りました。知っている方々は別に、自分が運転してみても問題ないと思っています。ただ、初めて通る方は若干そういう影響があるかもしれませんが、気をつけて行けばそんなに問題もないなと思っております。以前、地元の山田賢司議員さんのほうから関連道路についても、あそこを地域の方々とも見ていただいております。また担当課のほうで、国交省、また、安全対策委員会ですか、ありますので、確認をしていきたいと思っております。

それから、八幡神社の道路でございますけれども、恐らく以前、議員の建設委員会の皆様も、あそこを現地視察したことがなかったでしょうか。もしなければ、議員の皆さん方、見ていただいて、30センチ50センチという中で済むのかどうかという部分があります。そういう部分ではまた現地を確認しながら、ただ、非常に厳しいというのは私も何回か見て、担当課長、担当課職員含めて、見ての今回の答弁でもあります。状況を見ながらまた考えてまいりたいと思っております。

○町長（工藤祐直君） ほかに質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 大変な質問、町長に質問、答弁でしたので、はらはらしながら少しご質問させていただいたのですけれども、それに対して前向きなご答弁をいただき、地元の方々も大変喜ぶと思います。ぜひ実現できるようにお願い申し上げまして私の席を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入る前に、中学生の皆さんが、南部町の将来を担う方々がこうして議会を傍聴して学習の場にしていただけただこと、これは大変議会としてもうれしいことだと思います。私も教育には関心がありますから、地域柄、名川中学校には入学式、体育祭、文化祭、卒業式、この4回は欠かさず皆さんの成長を見る楽しみで毎年伺っております。また、先月行われました11月15、16で

すか、町内の学習発表会といいますか、展示会がありました。体育館で。それも見させていただいて、それぞれ中学生の方々の立派な作品を見させていただきまして、立派だなと思っておりました。そして、町の将来を担う皆さんのもとで質問するということは、授業参観を受けている生徒のようなものである程度緊張感を覚えますけれども、これから質問してまいりたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、現在、地方創生のもとに議論されているまち・ひと・しごと創生法の問題を取り上げ、最も重要な地方自治体の果たす役割と我が南部町の取り組むべき課題等を中心に質問してまいります。

今回改正された法案によりますと、地方の創意工夫を生かすため、自治体が首相に新たな支援等を提案できるようにするのが柱となっており、自治体でまとめる地域再生計画が重要な役割を果たすことは言うまでもありません。現在の人口減少問題に対しましては、国はもとより、県においても去る5月に県と県内40市町村によるあおもり移住・交流推進協議会を設立し、その対策に取り組んでいることは承知しているところですが、その効果は大変厳しいものがあると思われる。その後、国の取り組みに合わせ、新たに県では人口減少対策推進本部を設置するとの報道があり、県としての対策が講じられることにより各市町村でもそれぞれの立場での検討がなされると思いますが、今はその対策と効果を見守ることしかできないのが現状ではないかと思えます。

しかし、今回改正された法案は、人口減少問題の克服と地域活性化を目指したものとなっております。各自治体が雇用創出やまちづくりなどに関する取り組みを地域再生計画として取りまとめることが重要な点であります。当然、再生計画の中には、この地で生まれ、この地で育つ子供たち、また、若者たちに夢を与える地域づくりはもとより、町民の所得向上にも結びつく産業活性化策など、将来の南部町の目指す方向性が重要になると思えます。

町では総合振興計画があります。その中でも各政策の方向性が提起されておりますが、具体的な取り組み方法は明示されておられません。そのことから次の点について質問いたします。

今回の地域再生改正法の中で求められる地域再生計画をどのように位置づけ、再生計画を取りまとめるのか。また、その方法についてどのように取り組むのか、町長並びに担当者の答弁を求めます。

次に、地域経済活性化策を進める上において町の課題と対策についてお尋ねいたします。

初めに、我が町は農業を基幹産業としていることはご承知のとおりであります。農業政策については、国の政策変更等もあり、生産者が対応に苦慮していることは報道等でも知るところであ

ります。町の振興計画で、農林畜水産業の振興に対して総論の取り組みは明示されておりますが、国の政策も影響いたします。また、県の政策も今後の町の農業にも大きく影響するものと思います。県では昨年作成した県養豚養鶏振興プランもあります。また、先ごろ発表された三八地域の取り組みも注目されるところであります。新たに県では、所得向上のための営農転換モデルを示して、今後積極的に取り組んでいくとの方向性が示されております。

そこで、町の農林畜水産業において、現在の国の政策や県の取り組みを町としてどのように捉えて経済活性化、また地域の振興活性化に結びつけるのか、また、そうした政策を進める上で当町ではどのような課題があるのか町長並びに担当者の答弁を求めます。

次に、商業・工業についてお尋ねいたします。

この産業は、少子化や人口減少問題等もありまして特に地方社会には大きな問題となっております。購買力の低下等により商店街の経済活動にも大きな影響を与えております。こうした中で、当町の現状をどのように捉えているのか質問をいたします。

また、今後のまちづくりの重要な要素であります商業・工業の活性化に向けてどのように取り組みを進めるのか。さきにも申し上げました政府で今後進めていく雇用創出や、まちづくりに対して取り組み、地域再生計画の取りまとめにも大きく影響することです。そうしたことから、今後の取り組み方法等具体的考えがあればお答えいただきたいと思います。

地域活性化により、町民が安心して生活できる町、さらに前進する町を、南部町誕生から10年めを契機に新たなイベントの取り組みや町の特徴を生かし、事業を起こす起業家たちへの支援等も含め積極的な政策も必要であることを申し上げ、質問を終わります。

答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、先般の国会で成立いたしましたまち・ひと・しごと創生法における町の役割としては、人口減少対策等に係る各分野の政策目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚、出産、子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる戦略を市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として作成するよう求めることとなっております。

このまち・ひと・しごと創生法でございますが、それぞれの自治体が独自性を持って取り組み

をする、ここにおいて国が支援をしていくと。その中において特に人口減少対策、ここが一番の重点になってくると思いますけれども、先般、国会で同法案が成立されたばかりでございます。今のところ、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成に係る具体的な内容や詳細なスケジュール等につきましてはまだ示されておられません。市町村では県が策定する総合戦略を勘案して策定することとなっておりますので、今後、国や県から提出される情報に注視して取り組んでまいりたいと考えております。

町では、来年度の予算編成に際しまして、人口減少対策に係る施策のアイデアを各課から募集し、効果的と思われる施策を採用して重点的に取り組んでいくこととしてございます。

南部町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、総合振興計画を基本としつつ、学識経験者や町内各団体などのご意見なども拝聴し、結婚、出産、子育て、環境、定住促進などに重点的に取り組むこととし、人口減少のスピードを少しでも緩めるとともに、それぞれの地域の特性を生かした魅力ある地域社会づくりができるように取り組んでまいりたいと考えております。このまち・ひと・しごと創生法が成立する前にも、議会のほうに、来年度以降において子育て支援、また、若者定住促進、ここは新年度、27年度から腰を据えて取り組んでいきたいというふうに答弁してございます。まさに今まで支援していた部分の見直し等も含めながら、もう少し入り込んだ支援をしたいなと思っております。

そういう場合において、数年間の実施とならないように将来的に恒久的に継続して支援ができる、そういう中身にしていかなければならないと、こう思っておりますので、このような支援をした場合にどのぐらいの予算が必要になってくるのか、そういうのも当然、理事者として考えながら、具体的案を、計画をまとめていきたいと、こう思っております。

次に、農林畜水産業についてであります。現在の国の政策や県の取り組みを町としてどのように捉えて振興活性化に結びつけるかというご質問でございますが、国では農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を車の両輪として推進し、農林水産業の課題解決に向けた4つの改革に取り組むこととしております。4つ、これから申し上げますが、1つ1つ具体的に説明すると時間がないので、中学生の皆さんもぴんと来ないかもしれませんが、機会があれば後でまたどういうことかということ調べてもらえればと思います。

1つ目としては、農地中間管理機構の創設による担い手への農地利用の集積・集約化の加速化を図る。2つ目としましては、経営所得安定対策の見直し。3つ目としましては、水田フル活用と米政策の見直し。4つ目としましては、日本型直接支払いを創設し、担い手の負担を軽減する

など、構造改革の後押しをすることとしております。

また、県の取り組みでございますが、攻めの農林水産業として、産業力と地域力の強化による農林水産業の成長産業化を推進し、1つ目として、信頼・人とのつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」、2つ目としまして、安全・安心ですぐれた青森県産品づくり、3つ目として、連携・協働による「地域の6次産業化の推進」、4つ目として、山・川・海をつなぐ「水環境システム」の再生・保全、5つ目として、未来を切り開く多様な経営体の育成を掲げております。

当町といたしましては、国の政策や県の取り組みが町の農林畜水産業の振興活性化につながっていくものと考えております。今後とも、国・県の補助事業を取り入れた新たな事業の展開や継続事業の推進を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

農業振興活性化の取り組みとしましては、南部町総合振興計画後期基本計画により、農業の担い手などの育成、新規就農者及び後継者の発掘・育成確保や、地域特産物の開発、ブランド化、農産物産地直売施設の整備・充実と、環境に優しい畜産業の振興、資源管理型内水面漁業の振興と県及び関係機関と連携を図りながら、町の農林水産業の振興・活性化に結びつけてまいりたいと思っております。

課題としましては、やはり後継者の育成、町の単独支援就農支援事業も活用して何人か農業に従事している若い方々もおります。そういう部分で、やはり後継者の育成、そのためにはいろいろな整備を含めながら、農家の抱えている問題、先般、実は二十から44歳までの農業に関心のある方々との意見交換会を実施いたしました。今回はいろいろな意見を承るということでしたので、さまざまな意見がございました。そういう中で、また3回目の若い方々との懇談会も予定しております。若い人たちが、どういう部分が解決できれば農業に従事する、そういう気持ちに向いてもらえるか、そういう意見もいただきながら今後、取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、町内の商業・工業の状況についてでございますが、安倍政権が誕生し、アベノミクスによる国内の景気浮揚に向けて取り組みを進めているところではありますが、その恩恵を受けている一部の輸出関連企業の社員などは給料アップなどで還元を受けているところではありますが、円安で苦しむ輸入関連企業や地方の企業、商店などはその効果を享受できず、いまだに厳しい状況であると認識しております。さらには、消費税が4月から8%に引き上げられたことにより、内需が冷え込み、消費が落ち込んで厳しい状況にあります。

活性化に向けた取り組みであります、1つ目として、具体的な部分ですが、町民が住宅の新築やリフォームに取り組む際には、商工会会員が請け負うことにより、住宅新築リフォーム補助

を受けて施工できるように助成をしてございます。2つ目としては、商工会が24年度から実施しているプレミアム商品券発行に対する町独自の補助、3つ目としては、町発注の公共工事に対して、町内業者でできるものは町内業者の指名競争入札で施工していただいているところがございます。また、商店や企業が資金融資を受ける際に政策金融公庫より融資を受けた際の利子について、2年間でありますが、1%以内の助成を25年度から実施しております。今年度からは町の融資制度の借り入れに際し、県信用保証協会に対し支払う保証料についても上限20万円または2分の1以内で補給し、資金融資を受ける場合の負担軽減策を講じているところであります。

今後の取り組みといたしましては、商工会やその会員であります商店などが話し合いをさせていただきまして、現状の各自で店舗を構えて買い物客を受け入れていくのか、ショッピングモールのようなさまざまな商店が一緒になって、そこへ行ったら何でも買える状況で経営していく方法を考えていくのか、また、共同で移動販売車などを用いて出向いて商売をしていくなど検討もしていただき、みずからが行う部分、そしてまた、商工会さんが支援していく部分、町が支援して取り組んでいく部分、こういう部分を今後、一緒になって取り組んでいけたらというふうに考えてございます。議場には、商工会長さん、山田議員さんもおられますので。ただ、減っていく減っていくでは解決にならない。恐らくもっと厳しくなっていくんだろうと思っております。それぞれの店舗さんもやはり独自の努力もしていただいて、そこに我々も支援していくと。商工会、町が何とかしてくれるんだろうということであれば、本当に厳しい状況になっていくだろうと思っております。町として、ただ何も支援しないということではなく、やはりそれぞれの店舗の皆さんもみずからの自助努力というものも、これは必要ではないかなと思っております。

人口減少対策としましては、若い世代の定住や移住に取り組み、地元で働く場の確保のため、町所有の土地や建物等を有効活用できる企業誘致や、地元企業に就業できるような対策に取り組んでまいりたいと思っております。

1つは、町が行っていく部分と、民間力、ここも力をおかりしながらできればと思っております。具体的に、正式に進捗がわかっている状況ではありませんけれども、福地地区に今、民間的な中でコンパクトな、地域、便利な、そういうふうにしたいというふうな考えを持っている方もおられまして、そこがどういう形でまた今後計画されていくのか、町としても注視をしながら、雇用にもつながっていくだろうと思っておりますし、いろいろな部分を相談いただければまた町としても考えてまいりたいなと、こう思っております。

それと、中学生もおりますので、以前にも中学生との議会を行ったことが、経験ございます。そしてまた、よく中学生に限らず、小学生、子供たちから、なぜショッピングセンターができな

いのかと、ショッピングセンターが欲しい、そういう声をお聞きします。恐らく皆さんも、きょう傍聴の中学生もそう思っていると思います。ここには、2つ大きな課題もあるわけです。1つは、ショッピングセンターなり企業、ここは採算性がまず合う地域なのかどうかというのは当然、企業は考えるわけです。採算が見込める地域、そう思ったときに、いわゆる南部町であればこことここに出店したいと、そういう話が来ます。そこで、もう一点の課題は、大型ショッピングセンターが来たときに現在の地元の商店の方々には当然売り上げの影響が出るわけでありまして。そこばかりに買い物に行かれると、地元の店舗は非常に困る。ですから、恐らく皆さんもいろいろ、他町においてショッピングセンターなり大型店舗が計画されるということと地元の反対というのも、これは必ず出てきます。うちの町が反対していると、そういうことでは決してありませんので。ただ、現実的にはそういう地元の店側、誘致する側、ここが最初の部分はなかなか一致しない。そういう中ですぐ誘致ができないというような課題もあるということも、きょうは勉強の1つとして覚えていただければなと思ってございます。

そういう中で、地元の商店街の皆さん、今後、いろいろな企画を商工会さんと一緒になって取り組んでまいりたいと思っておりますし、鍋条例、これも何とか南部町産の鍋の商品化という部分も商工会さんのほうとお話をさせていただいて、その場合においてはいわゆる開発費といえますか、そういう部分というのも当然、予算も提示して、そういう中で商品化できればいいなと思っております。そういう中で、今後、しっかりと連携をとりながらさまざまな部分に対応してまいりたいと思っております。

再質問の詳細等の場合には、またそれぞれの担当課長等々からも答弁してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今の町長の答弁にありました難しい課題があることは私も承知して質問しておりました。特に、再生計画をまとめる上では、まだ国の本当の姿といいますか、県のほうでもそれに対してどういうふうにしていくか、青森県全体を、三八地域はじゃあどういうものを重点にしてやっていけばいいのかというのはこれから恐らく出てくるだろうと思います。それに合わせてまた町としてもどうするかということになるかと思いますが、そうした計画をまとめるときに、私1つ確認したいのは、振興計画があります。そのときも恐らく委員の方々が相当な角度から検討されて計画をまとめられたと思いますけれども、改めてこの創生法に基づく振興計画

を取りまとめるときに、新たな検討委員会とか協議会とか、そういうものを立ち上げてまでやるつもりなのか、それとも、総合振興計画の中にある範囲内で、行政といいますか、そういう立場立場、担当者のところでまとめた形でいくのか。といいますのは、私は、きょう中学生が来ているからというわけではありませんけれども、若者、子供たち、自分の町はこういうふうにあってもらいたいという夢があるはずなんです。そういうものも取り入れた計画を新たに私は検討する必要があると思いますから、改めて町と、新たにこの計画をまとめる上において検討委員会なり審議会、初心に返ってといいますか、そういう形の委員会を立ち上げてまで検討する考えがあるのかどうか、まず、1点目にはそういうことを質問いたします。

それから、畜産業・農業として、これは後でも議題になると思いますけれども、定住自立圏のほうでも農林畜産業に対しては取り組んでいこうということになっていますので。ただ、南部町で、これは担当課のほうに、もしわかれば聞きたいんですけども、例えば南部町の場合、農業を中心にやられている方で稲作でも所得の9割以上、それでも生活している戸数がどれぐらいあるものか、それから、果樹、それをやってそれでも所得の9割以上、8割から9割以上でそれで賄っている方、それから畑作ですね、畑いろいろあると思います。そういう方の数が掌握されているか。もし掌握されているのであれば、例えば、後で同僚議員もいろいろ質問するようですから深入りはしませんが、稲作米価が下がるとそれによって所得ががらっと変わるという現象がありますから、兼業農家であればいろんなことがあるんですけども、そういう所得の中で8割から9割、それでも生活しているという方が南部町の中にどれぐらいあるのか、わかればその辺をお答えいただきたいと思います。

ただ、国・県でやっているように、農地集約その他は、南部町であれば一部できるところがあるかもしれませんが、中山間地域、点在している地域には、それでまとめるというのはこれはなかなか至難のわざだと私は思っております。ですから、そうした場合に南部町としてそういう零細農家といいますか、小規模農家に対して何か町としての独自の政策というものを立ち上げられるものかどうか、これはなかなか難しいということのかわかりませんが、もしないで、自給自足といいますか、それだけでも、自分で食べる分を自分でつくってやっている方々もあるはずなんです、農業と言われる中ですね。そうしたところの、今後いろいろな政策を考えていく、計画を立てていく上においては重要なことになると思いますので、その辺の戸数といいますか、どういう影響があり、また、国の政策を町としては受け入れないというのがはっきりしていれば、それは町としても方針を出したほうがいいと思うんですよね。南部町ではこれはできないと。これはできるけれども、国で幾らやろうが県で指導しようが南部町にはこれは当ては

まらない。じゃあ、その場合にどういうものをまた県に対して要望していくか、国に対して要望していくかというのを取りまとめる必要があると思いますから、その辺の実情ですね。南部町の現状の農業というものがどういう現状かというのを我々はやっぱり認識しておかないと。よこせよこせと言われても、できないことはなかなか簡単にできないと思います。そういうことで。

それから、もう一つは、そうした国・県で推進している中では、営農法人だとかそういう協同組合みたいなものをつくってという、そういうので補助金を出すというような方向が示されています。ただ、もちろんもうそういう実際につくって活動されている方々がいることは私も知っていますけれども、それをもっともっと町で補助金を出してまでもそういう組織をさせていく、そういうものも計画の中に組み入れられるものかどうか、その辺はやっぱり難しいのか、その辺についても考えをお聞きしたいと思います。

それから、特に、南部町の農業は、春から秋までは収穫、所得が見込める農業です。ただ、冬期間、冬に関してはまだまだ施設栽培その他が不十分のような気がしています。やっぱりどうしてもそこを注目した農業指導といいますか、政策指導もしていかなければいけないんじゃないかと思います。前も話ししましたがけれども、農学校には環境システムという形で施設園芸に対して今、勉強している生徒さん方もおります。この前、名農祭に私も行ってきました。その中で子供たちが一生懸命、来た方に説明しています。こういうふうにしてこうやればこうなりますと。そういうのを見ますと、それを南部町「果樹の里」ということで南部町が売り出しているものですから、県・国に対して県の試験場なり国のそういう施設を誘致してまでも取り組むと、そういう園芸施設、そういうものをやはり私はこれは重点的にやっていけばこそ、冬もここにいて所得がある、収入があるとなれば、やはり南部町に住んでここでやっていこうという子供たちもふえると思うんですよ。春から秋までの所得で冬は収入がないとなれば、どうしても、年全体の収入からすれば少ないということで、冬の作物をいかにして、この南部町が、農業を基幹産業、南部町がやっていくかとなれば、どうしても施設園芸、そうしたものを利用した作物の開発といいますか、これは県・国に要望してでも施設をここに、試験場なりそういうものが来れば、そこに雇用政策に私は結びつくと思いますから、そういうものを積極的に私はやる必要があると思いますが、そういう考え方に対してはどういうふうに思うか、ひとつご答弁いただきたいと思います。

それから、次、工業・商業の問題です。企業誘致というのは、これは難しいというのは町長も何回も答弁されていますし私もそう思います。製造業その他をここに工場誘致するということは、もう今の社会であればなかなか難しいと思います。それから、もう一つ、ですから、私はさっき質問で言いましたけれども、やっぱり今は工場を建てる、そういう大きい、大規模な施設じ

やなくても商売をやっている方々がたくさんいます。IT関係その他ですね。ですから一時、八戸地区でも、八戸の中心街の高いビルを借りてやるよりというより、郊外に事務所を移転して、安い場所へ移転してそこを中心にして商売をやると、そういう起業化といいますか、そういうものを着目してやる若い方が相当いますので、そういうことにも着目しながら、南部町に来てくれるかどうかわかりませんが、条件提示次第ではじゃあ南部町に事務所を構えてそういうものをやってみようという人も出るかもしれません。ですから、そういうものを工業の中に取り入れる。起業家に対して、町で全面的に支援するから南部町で事務所を開設してどうぞというようなPRといいますか、そういうことも私は必要かと思います。そういう考え方に対しての考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、商店街の件です。町長も先ほどお話ししていましたが、どこでも、南部町ばかりではありません。新たにできる設備は郊外といいますか、中心商店街から離れたところに店を構える。南部町でも例えばチェリーセンターその他も、バーデハウスもそうだと思います。もとの福地地区の中心街からちょっと離れた場所、名川地区でも剣吉商店街ではない、名久井地区の商店街ではなくて国道沿いに店を構えました。中には、そうすると、ドーナツ現象といいますか、中心街に逆にお客さんが集まらない。ということで、これは南部町ばかりじゃなくてこれから大きな問題になると思います。ですから、中心街の商店がやっぱり元気じゃないと町が何となく寂しいというような感じがするんですね。これはいろいろな方、私は町でやる行事その他にあちこちに顔出しながらいろいろな人と会話する機会がありますが、やはりそれはほとんどの方が言っています。町の中が寂しくなると。だから、新たにできたところはそれなりに集客があって頑張っていると思いますけれども、そうしたものをどうするかというのはこれからの本当の、一時、合併前も商店街活性化なんてコンサルタントを呼んでいろいろな勉強をしたことは、私も参加したこともあります。じゃあ私も、今の状態で商店の、個人商店といいますか、その売り上げをふやすというのはどうすればいいのかなと思って。

これは私の簡単な考え方です。今、南部町にはふるさとバス、多目的バスがあります。商店街を経由してそれぞれの地域に動いています、定期便で。ですから、もしかすると、これはいろいろな内部検討は必要かと思いますが、例えば商店と個人、住民がいろいろちゃんと提携して、そのバスに物に乗ればちゃんとそのバス停まで物が行くと、そこで物を受け取ればいいと。ということは、なぜ私はそう考えたかということ、これからの高齢化社会で車を持って商店に買い物に行くだけじゃない人がだんだん多くなるんです。バス停までは行って、物を受け取ってうちまで持っていくことはできるけれども、わざわざ剣吉、名久井、苫米地商店に行って買うまで行

けない。せっかくこういう定期便があつて町で交通も、運搬自動車が動いているわけです、町内を。そうしたときに、これは商工会とか商店、個人個人のいろいろな問題があるかもしれませんが、そうしたものをどういうふうにすればそういうことが可能かというのは、これも1つの考え方としては、商店が配達するのは金がかかると言うでしょうけれども、1人が買い物に来るとなれば車なきゃ来られない。交通費がかかると言うんでしょうけれども、そういうシステムをつくり上げることによって、電話1本で、これとこれが欲しいと言ったらその最寄りのバス停に商店の人が届けると、そのバスを利用して。逆に、自分がここのバス停で待っていますと、そこに物が届くというシステムをつくり上げれば、商店街の売り上げにもう少しいい方法がとれるんじゃないかと自分なりに考えて、何か方法がないかと今、考えていました。

だから、そうした商店街、ドーナツ化現象が起きている商店街の活性化、売り上げになるためには、やはりいろんなことをいろんな角度から検討してやっていかないと、なるようにしかならないという若い方々がじゃあここにいないと、どこか出ていくということになりかねないものですから、私は今あるものをいかに利用してその商店街の売り上げにも結びつく、また、地域全体の活性化にも結びつくかというところも、これも総合的、全精力を上げて検討しながら、そういうシステムをつくれば南部町独特の商売ですよ。どこでも……

○議長（坂本正紀君） 中館議員、質問の範囲が広くなりましたので、答弁の時間が短くなりますけれども、よろしいでしょうか。

○3番（中館文雄君） わかりました。まず、だからそういうことも、商店街、既存の商店街に対する何か政策というものも考えていかなきゃならないだろうと思いますから、あえてここを話しました。

それから、さっき質問の中で入れていませんでしたけれども、イベントその他も、南部町の祭りはこれだというものをやっぱり出すべきだと思います。そうしないと、地域の伝統を重んじる、それを継続していくのはそれはもう、地域地域に、その専門家に任せるべきだと思うんですよ。町として、南部町のお祭りはこれだと、全町民が楽しめる、そういうものもやっていく。そして活性化に結びつけていくというようなことも必要かと思いますが、ちょっといろいろなことを言いましてまとまったこれこれというものはありませんが、さっき私が申し上げた中でもし答弁いただけるものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、創生法の計画でありますけれども、今後、国また県案も出てくるわけでありまして。それを決して待っているわけではなくて、町のほうとしても既に考えているのは、やはり子育て支援、若者定住等々を含めた部分を重点事項にしていきたいと、こう思っております。総合振興計画は、全体的な計画を立てて、その計画を今度は具体的にどうということをしていくか、実施計画というのをつくって行っていくわけでありまして。今回の創生法の計画については、総合振興計画の中で当然、項目にもう全部載っておりますので、そこの中で集中して取り組んでいくということになろうかと思っております。

議員からは委員会等を立ち上げていくかということですが、ある程度の素案は職員なりでつくりながら、そこに枝をつけていってもらおうと、委員会という部分は立ち上げていかなければならないと思っております。

中学生等々もというご意見がありました。授業の関係、また、時間の関係で直接その委員会に入っていただくというのは非常に難しい部分があるのではないかなと思います。ただ、可能としては、これはまた教育委員会のほうも学校側と検討していただきたいわけですが、あらゆるテーマだと中学生も大変だと思いますので、ある程度のテーマを絞った中で中学生たちも学校で話し合って、1つの考えというのを、プランというのを出していただければ、それをまた教育委員会のほうで取りまとめながら、委員会のほうでそれも参考にしながらということは可能ではないかなと、こう思っておりますので。これは学校のほう、主は勉強の施設でもありますので、そこは教育委員会と学校側で少し検討させていただきたいと思っております。

それから、農業関係ですが、細部の部分は担当課長からも説明させますが、当然、年を通して収入を得るとなると、議員おっしゃるとおり、やはり施設園芸、そういう形態に変えていかないと厳しいのではないかなと思っております。我々も施設園芸を支援しているわけでありまして、当然、国・県、また町もかさ上げして補助をアップしております。ただ、当然、自己負担というものもありますので、そういう部分でそれぞれの農業者も考えていただいて、現在もそういう国の支援等々もありますので、今後、やはり何か形態を変えていかないと大変だなと。水害が来れば、来るたびに収穫できないと。ですから、今、担当課のほうでも作物に対する転作といいますか、台風の時期じゃないときに収穫できる、そういうのも考えていかなければならないのではないかなということも農業関係者のほうと今、話し合っているところでございます。

それから、起業家への支援ですが、現在も国のほうで支援がございまして。今、若い方々、私も

若い人たちと懇談する会が結構ありまして、農業者に限らず起業化をしてと、そういうふうに取り組んでいる若者もおります。実際、鳥舌内地区にも、若い青年が頑張っていて、そして地元の青年たちと交流をして頑張っている方々もいますので、そういう方々は本当に応援していきたいなと、こう思っています。

それから、買い物等の件でございますけれども、議員からもご意見ありましたバスを活用してのいわゆる物を運ぶ、物流、そういうのも考えていかなければというご意見でございます。実現できれば非常にいいことだなと思っております。そこには商店街の方々と、当然、そこに数人たる人件費的な部分もこれは出てくるわけですので、どの程度可能なのかどうか。商工会長さんも、たびたび出して申しわけございません、おられますので。やはり1つのところにだけ負担になったらこれは続かないと思います。その負担をそれぞれが分担していくことによって継続性が保てると思いますので、ここはやはりいろいろな団体との、可能かどうかという部分が検討は必要だと思っております。

先ほども答弁しました。いわゆる車でもって販売している、生協さんなんかもやったり、農協さんですか、もありますが、そういう部分を、ほかのところから来てやってもらうんじゃなくて、地元の例えば商店さんが、同じような商品を扱っている方々が共同で出すとか、そういう部分ですと本当に自宅の前まで車が行きますので利便性は高まるのではないかなと思っておりますので、そういう部分も、実際じゃあやるとすればその車は、負担するのは、恐らくそこまで大変だということも意見としては出てくると推測されます。そういう部分、じゃあ、町も購入など、全額とは言わなくてもそういう部分は検討するとか、そういうやり方もあるのではないかなと思っておりますので、しっかりと今後の農商工含めながら、若い人たちの定住、子育て支援等々、町としてできる限りのことは取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。

あと答弁は。農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 中舘議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、南部町の米農家で9割以上作付して生活している農家、それから、果樹だけで9割以上、それから、畑作だけで9割以上ということで作付している農家の戸数ですけれども、ただいま資料がございませんので、後日資料にてご説明申し上げたいと思います。

それから、農地の集約の関係なんですけれども、田の場合は圃場整備を見ても田がつながって

集団的にありますので、農地の田の場合の集約は基本的には可能なわけで、隣の隣、すぐ隣と、全部くっついた格好の田んぼが集約されていきます。ただ、議員ご指摘のとおり、畑の場合はさまざまな場所に点在してございますので、集約化ははっきり言って難しいと考えています。今までも集約化はしてきましたけれども、ことしの4月1日から農地中間管理機構ができてございますので、そちらのほうにとにかく南部町でも集約するようにしております。耕作できなくなった場合は中間機構を利用して貸したい旨の申請を、また、借りたい人は借りたい旨の申請していただく。それを1つの柱として進めてございます。

それから、2つ目として零細農家の方策、それから集落営農法人の状況といいますか、方向性、それから、国の政策についてですが、県の政策、町の政策がありますけれども、町の政策そのものを、県の政策を取り入れて、また、国の政策を取り入れてやれない場合もございます。とにかく、町ではその政策が農家にとって見合った政策といいますか、本当に必要なもの、事業として必要なものを農家に取り入れてその事業を展開しているところでございます。

この3つの点については、町長からも話、説明がありましたけれども、後継者、若年後継者との意見交換会をことし初めて試みまして、8月29日と11月25日、2回開催してございます。その意見交換の中でもいろいろご意見がございまして。今後もこれは続けてまいりたいと思います。そうした意見の中で、町でできる、県でできる、国でできるものを分別しながら、後継者の方々に対応してまいりたいと考えてございます。

それから、冬の農業ですけれども、県の施設等の誘致ということで、県の施設があれば大変助かります。ですけれども、今のところ、六戸とか七戸にはありますけれども、こちらのほうにはございません。いろいろな面で相談しながら進めてまいりたいと思います。県の施設があれば大変よいことだと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　あとは、答弁のほうはよろしいでしょうか。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君）　先ほど町長もご答弁いただきましたけれども、商工業に関しまして起業家に着目した形で全面支援ということもございました。ちょうど町にある遊休な土地、建物等を使って起業していただけるかどうかということも考えながら、検討していきたいと思います。

それから、中心街の商店街に元気を出させる方策ということでございますけれども、地元の商

店の方、それから、商工会の方々といろいろお話し合いをしていただきまして、自分たちがどういう形でどういうことをやりたいかということを検討していただきながら、私たちも一緒になって相談していけたらと思います。

それで、1つ出てきましたのは、これは県の支援の関係でございますけれども、元気あおもり健康づくり商店街推進事業というのがございまして、剣吉駅前ストリート活性化委員会という団体が手を挙げまして、町のほうで県のほうに申請したら、事業を決定していただきました。これからいろいろな形で、ストリート委員会、それからNPOの方といろいろな事業の取り組みについて検討していくことになると思いますけれども、その辺は町も加わって一緒に進めていけたらと思います。これは県のほうで支援がございまして、それ以外の支援について町でも対応できるかどうかということも考えられると思います。とにかく、地元が元気を出して、地元でいろいろな提案をしていただけるのが一番いいのかなと思います。

それから、高齢者の交通弱者と呼ばれる方々の対応ですけれども、先ほど中館議員から大変すばらしい提案をいただいたと思います。多目的を活用した商品の配達、その辺についても、先ほど町長がご答弁いただきましたが、若干いろいろな問題があると思いますけれども、検討していきたいと思います。

それから、町長が最初の答弁で申し上げました共同の移動販売車、これが一番、地域地域を回る有効な手段ではないのかなと、そういうふうに考えております。ただ、地元の方々が動かないとどうすることもできませんので、その辺は商工会と一緒に相談していただいて進めていけたらいいなというふうに考えておりますので、私たちもいろいろ支援できる部分、相談に乗る部分、いろいろあると思いますけれども、その辺、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今、町長からも若者の意見を取り入れる方法、また、今、商工観光課長からもいろいろ、本当はもっと前からこういう問題はやってなきゃならないような問題だと私は思っていたんですけれども、なかなかその辺が具体的に動かなかったものですから、具体的な提案をさせてもらいながら質問しました。これから、どっちみち、ここで生まれ、ここで育って、ここで一生を終わるという方々の町ですから、そうした将来に夢と希望を持てるまちづくりのために、お互いに意見を出し合いながら、議論を戦わせながら進めていくことがどうしても必要か

と思いますので、若者の意見を取り入れる、それから、農業についても若者たちと交流を持ってやっているということです、そうした意見を聞く。突拍子もないことであればこれはちょっとだめだななんていうことは出てくるかもしれませんが、意見は意見として聞きながら、今後もまちづくりのためにお互いに進んでいくことにして私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時40分まで休憩します。

※工藤久夫君 退席

（午前11時27分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

1 番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（1 番 山田賢司君 登壇）

※川守田稔君 着席

○1 番（山田賢司君） 皆さん、おはようございます。

中舘議員と重複する点もあると思いますが、私も質問をさせていただきます。

師走の何かと忙しい時期に衆議院は解散し、選挙が行われます。大義のない選挙とか経済政策の審判を受ける選挙とか言われておりますが、私たちにとって、さきの国会で重要課題であった地方の活性化に向けた取り組みが大事なことであったと私は思っております。

工藤町長においてはそのことをいち早く感じ取り、さまざまな施策を講じてきました。包括ケアの取り組みや達者村事業の推進、中でも鍋条例は心のケアと地産地消の推進という他の町村には例を見ないアイデアだったと思います。今では多くの住民に周知され、鍋を囲む家庭がふえていると思います。キャラクターのなべまる君もご当地のゆるキャラとして発信できればおもしろ

い展開になるのかなと私は思っておりました。このように、南部町の住民のことを考え、将来を考えておられる工藤町長に、私は今議会で観光事業、商店街の活性化、人材育成の3点について質問させていただきます。

1つ目の観光事業の推進と効率化に向けての取り組みについてであります。

私自身が観光協会、商工会、達者村事業にかかわり、事業を実施している中で疑問に思うことが幾つかあります。その1つが、お祭り等のイベント事業と達者村等の農業観光が別々に実施されているところであります。観光イベントの日に達者村のイベントも開催され、その実行団体の間で打ち合わせや調整もなく、事業が実施されているように思います。ポスター、チラシ等の宣伝活動も別々であります。その予算も個々であります。1つにまとめることで経費の削減と宣伝効果は大きくなるのではないのでしょうか。これは1つの事例であります、個々に行われることにメリット・デメリットはあると思いますが、私はメリットは少ないのではないかと考えております。このことについて町はどのように考えておられますか。

徐々にではありますが、観光協会の役員の中に、農業者の方々からも入っていただき、事業の中に意見を聞いております。例えば、近隣の産直の方々を一堂に会しての産直フェスティバル等の開催や、ホームステイの受け入れ拡大のために、現在、農業観光ではできておりますが一般家庭では難しい許可を、達者村特区として認可しやすい環境を整える試み等、新たな事業展開も考えられるのではないのでしょうか。財政面でも無駄を省き、効率のよい運用ができるような気がします。少子高齢化の人口減少の中で、集客する難しさやイベントにかかわる人員の確保は、これから先、大きな課題になるのではないのでしょうか。このことをどう考えておられるのかお聞きします。

次に、商店街の活性化と個々の商店の活性化についてお聞きします。

ここでも、人口減少の状況は既存の商店街の存続を危うくしております。事業者の経営改革や工夫が足りないこともあります。年々売り上げが減少し、後継者がいないということで閉店に追い込まれる事業者も多々おります。このような中で、施策としてのプレミアム商品券の発行事業や利子補給を行っておりますが、地方の経済を取り巻く環境はますます悪化しております。国も地方の活性化に向け、施策を打ち出すことになりました。人口の流出を防ぐ、新たな人口流入をさせる要因の1つとして、商店街のにぎわいも1つではないのでしょうか。

先般、商工会事業の中で北海道の当麻町を訪問させていただきました。林業と稲作が主産業の町であります。近隣には旭川という都市があり、新たな人口流入もあるようであります。宅地分譲もされており、宅地開発も、郊外の安価な用地ではなく、市街地の中に宅地を買い求め、土地

を買い求め、集積したまちづくりを進めておりました。そのことが町の活気とにぎわいを感じさせているように思いました。商店街の空き店舗、空き家の状況は寂しさを感じるものがあります。新たな施策が必要と考えますが、どのように考えておられますか。

※根市勲君 着席

1つの案であります、農業者の新規就農のための助成金のような制度の創設はいかがでしょうか。後継者とは限らずに、新たに事業をしたいと思う若者に商店主の理解をもとに店舗を借り受けさせ、事業を継承することで地域の買い物の不便さの解消と活性化になるのではないのでしょうか。

最後に、職員の人材育成について質問いたします。

公務員のみならず、就職するまでは勉強し、見聞し、自分自身の知識を広めようと努力しています。私自身もそうありますが、社会に出るとおろそかになってしまうものです。しかしながら、もし仮に今までの話の中でいろいろなアイデアを実行するには、職員の方々の力が大であります。創意工夫し、行政運営をしていくことはとても大事なことであります。そのための人づくりは大変大事なことと思います。人を育てることは大変難しいことです。立場や地位によって変わるものと思います。秋口から始まった地域担当職員の制度は、課題はあると思いますが、大変有意義な制度ではないのでしょうか。住民の声を直接聞く、それに対処する方法を考える。このためには、勉強しなければなりません。行政でも、研修したり他団体の研修会には派遣していると思いますが、職員の能力向上のためにどのようなことが行われていますか、お聞きします。

行政改革の名のもとに、さまざまな経費が削減されてきました。昨今も、国民に消費税を上げるなら公務員の給与を引き下げるべきだとの声もあります。多分、その声は地方公務員にも言われるのかもしれませんが。私は、その意見には反対です。逆に、所得をふやし、その一部を自分の能力向上のために役立ててほしい、そう思っております。人材育成のための予算をふやし、優秀な職員を育てることは、南部町の将来にとって有意義なことではないのでしょうか。

以上を私の質問といたします。

商店街の活性化であります、このことについては中舘議員さんのほうからもいろいろ質問があり、答弁をいただいておりますので、簡潔でよろしいのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答え申し上げます。

中学生が先ほど帰られまして力がちょっと抜けたかもしれませんが、答弁はしっかりと真摯に答弁してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、観光事業についてでありますけれども、現状をお話しさせていただいて、その後、また具体的な部分について述べたいと思います。

祭り、イベントによる観光と達者村等の農業観光を個々に行うメリット及びデメリットについてのご質問であります。議員ご案内のとおり、当町の場合は各町内に古くから伝わるお祭りや旧町村で実行委員会を組織して実施してきたイベント等の観光部門と、町の主産業である農業を主体とした農業観光部門の2系統により、各種の観光事業を推進してきたところでございます。特に、達者村事業を核とする農業観光に特化した事業活動は、他の地域に比較し非常に珍しく、多くの方々から注目を浴びており、観光客の集客に対する効果は大きいものと考えております。歴史と伝統を堪能できる各町内のお祭りやイベント等の観光部門は、短期間に多くの集客が見込まれ、いわゆる通過型観光として位置づけ、農家民泊や農産物の収穫等を組み合わせた時間軸を活用する体験型農業観光部門は、滞在型観光として位置づけしているところであります。このように、2系統による活動は、当町の多種多様な観光メニューをつくり上げる結果となり、これがメリットの部分でもあり、議員ご指摘あったデメリット的な部分もあるかもしれません。観光客に対して多くの選択の機会を提供することができているということについては、1つの貢献の事業であると考えております。

次に、デメリットとして考えられることでありますが、多種多様な観光メニューのインフォメーション機能が2つになっている、もしかしたら3つぐらいになっているかも知れません。ここをやはり、問い合わせ先の複雑化といいますか、ありますので、ここは関係団体の方々からも意見をいただいているところであります。何とか我々も、意見が、場所等を踏まえながら一致していけば、やはりそういう形にしたほうが望ましいというふうに考えております。

それから、観光事業の件につきましてであります。平成25年6月の第50回定例会におきましても山田議員からご質問いただいております。一本化することになれば新たな事業展開が生まれると思い、財政面でも効果的に運用できると考えるがというご質問でございました。観光事業の一本化につきましては、以前にも答弁しておりましたが、観光協会内の改革検討委員会から提言をいただき、民営化と一本化に向けて、先ほども若干触れましたけれども、取り組みを進めると

いうことを伺ってございます。

その取り組みの1つとして、初めて、25年度において南部町春まつりと農業観光の果樹の花見ウオークを連携させたことにより、多くの方々が参加していただきました。やはりこういう連携、非常に大事なんだなと。今までは日にちをずらして、近い期間でしたけれども、日にちが違って、来る人もばらばら、どっちもちょっと少ないなというイメージがありましたが、やはり1つにしたことによって果樹の花見ウオークに参加した方々がそのまま会場に残って春まつりのほうのイベントも楽しんでもらえると、非常に1つのいい例だったと思います。

さらには、今年度のジャックドまつりのステージイベントとして、サクランボの種飛ばし大会も実施いたしました。また、8月の南部まつりにおいては、桃狩りツアー客が大名行列や黒石よされ流し踊りを鑑賞されております。

このように、今後もしっかり連携を取り合いながらやっていくことによって、また多くの方々が来てくれる、また、我々町としてもやはり1つにしてPRしていくという部分は、許可できる、しやすい部分もあると思っておりますので、今後でも取り組んでまいりたいと思っております。

このように、観光協会と農業観光振興会とのさらなる連携強化のため、4月の観光協会総会時の役員改選では、農業観光振興会会長にも副会長に就任していただいて、今まで以上に連携強化を図ることを目的に、観光事業の連携と総合観光、窓口の一本化に向けて協会で検討を進めていくと伺っているところであります。

達者村事業は、10月におかげさまで開村10周年を迎え、式典も盛会に開催できました。今後も、グリーン・ツーリズムの先駆者として発展させていかなければならないと考えてございます。特に、海外の方々の農業体験といいますか、当町に来訪していただいた多くの方々が来ていただいた年でございます。今月もインドのほうから高校生が40名ほど来る予定になっておりますし、国内外のグリーン・ツーリズム、県内の先駆者としてまた力を入れていきたいと思っております。

ただ、ここで議員からもご指摘がさっきありました受け入れ農家でございますけれども、なかなかふえない現状もございます。今、当初は三戸地区農業観光推進協議会、合併前は4町村、田子、三戸、南部、名川で行ってございましたが、今は当然合併して福地も入り、八戸市の南郷区、それと階上の方々の一部、今年度から五戸町さんも加入させてほしいということで入っております。ただ、田子さんだけ、当町以外の地区はまだまだ数戸という状況にありますので、やはり目標としては100は確保していきたいなと。そういうことによって、300人以上の修学旅行農業体験等も受け入れることがありまして、過去にやはりお断りしたこともありました。非常にもったいない話でございまして。そういう部分もしっかりと会員をふやしながら、そのためには議員から

もご指摘があった何か支援をしながらということにもつながっていくと思っております。

今後ますます、財政状況というものは28年度以降厳しくなっていくわけでございますけれども、民間で行ってもらう部分と公共関係団体等々が行っていく部分、また、連携して行っていく部分、そういう部分を構築していかなければならないと思っております。

鍋に関するゆるキャラにつきましても、当初、今回の補正予算に計上したいなと思っておりますけれども、発注からするとどっちみち年が明けると、当初予算のときにでも十分可能ではないかということで、町としてもゆるキャラに向けて進めているところでございます。何とか盛り上げていきたいと思っております。

それと、産直フェスティバル、非常に町内にはそういう団体が多い。今までも連携、協議会みたいなものはたしかあったと思いますが、もっと深くイベント、例えば別々がいいのか、同じ日に一斉に行って産直を歩いて回るというやり方がいいのか、ここはまた産直の皆さんとも協議もしてもらいたいなと思います。

農家民泊、先ほど言いました。当初は衛生面等、許可が非常に厳しいときがありました。県のほうも、環境衛生部と農林部の考え方がもう全く違う。農林部のほうは積極的に進めていきたい、環境衛生部のほうは衛生上だめだ、よくないということで、青森県、結構、他県に比べると非常に厳しかったです。大分県は非常に緩和されていまして、我々の関係者も視察に行って何とかそういうふうにならないのかということで今、大分緩和されて、条件は入りやすくなっております。

特典としましても、合併浄化槽等々については通常の補助金のほかに農家民泊をする、加入する方にはまたかさ上げをして支援もしているところでございまして、特典もございます。そういう部分も生かしながら、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

それと、連携だけではなく、今後、課の統合というのも、これはする・しないではなくて、課の統合というのも検討する時期に来たなと思っております。当時はグリーン・ツーリズム室、現在の農村交流推進課が「室」でございました。重点的に許可していきたいということで課にしたわけでございますけれども、ある程度の基礎は築いたなと思っております。そこで、やはり農林課、農村交流、また、商工、この横の連携という部分が大事になってまいりますので、すぐ1つにできるのかという部分は今後また、実際事務を取り扱っている職員等々からも聞きながら、可能かどうかという部分も、これは検討としてはしていいのではないかなというふうに考えてございます。

次に、商店街の活性化と個々の商店の活性化につきましてでございますけれども、人口の減少が地元商業の衰退につながり、それによる商店街の魅力低下や購買力の町外流出を招き、ひいて

は人口の町外流出につながるという悪循環こそが、まさしく地方の抱える大きな問題でございます。特に、地方の商店は、高齢者の購買力といいますか、それで支えられていた部分というのもあると思います。先ほど中舘議員さんのご質問でも答弁いたしておりました。どのような形で、店主の方々、また、商工会さんの方々と、やはりよりよい方法を構築していくためにいろいろな部分で協議していきたいと、こう思っております。

買い物の車での部分も、先ほども言いました。全て何かやろうとすれば当然、課題が一緒に伴うわけでありますけれども、じゃあ、できるために課題をどうしていけばいいかということを考えながら進めていくことが大事だなと思っております。

それと、ハード的な部分でございますけれども、今、剣吉中学校跡地、非常に駅から数分、南郷インターまでも10数分、新幹線八戸駅までも列車もありますし車でも15分程度と、非常に場所的にはもったいない土地でございます。そこを何とか有効活用したいと考えております。それも何か、若者定住対策という形で、分譲がいいのか、例えばマンション的に、アパート的に建ててのほうがいいのか、いろいろありますけれども、いずれにしても非常にもったいない土地でありますので、新たに土地を取得して事業を展開するお金がかからない中で活用できる場所だと思っております。これは名川地区に限らず、福地地区、また、南部地区にもそういう町有地で眠っていて有効活用できるという部分については、それぞれこれは考えていきたいと思っております。剣吉地区の跡地につきましては、特に今の踏切に沿った道路ですとこれはなかなか売り出ししても厳しいと思っております。今、県道を拡幅しております。剣吉公民館向かい、雇用促進住宅、ここの途中までは道路が拡幅されておりますので、あれを延長していくと非常に便利が高まるのではないかなと思っておりますので、その拡幅とあわせて跡地の有効活用ということを今、考えて、若者定住を含めながら、そこにまた住んでいる方々があれば商店街のほうも少しはにぎわいが変わる、できるのかなと思っております。

それと、今、名久井農高の生徒さん方が研究の中で、いわゆる町カフェというんでしょうか、それを今、考えております。地元のNPOの方々と相談をしているようでして、ちょっと報告はいただきました。そういうふうには、恐らくこういう場合は空き家を活用して、ただ、それを行政が行うということではなくて、やはり地域の方々を含めながら、そういう方々が事業を展開していくと。そういう若い人たちの発想が出てきておりますので、そういう部分も実現できればなと思っておりますので、これからまたしっかりと細部、詳細についてちょっと詰めてみたいなど、こう思っております。

あと、プレミアム商品券等については、また有効に活用していただきたいと思いますし、今後

も経済状況を見ながらこれは継続していかなければならないのかなと思ってございます。そういうときに、明日、立花議員さんからも出ておりますが、その商品券で灯油券も購入できますし、いろいろな部分で自分たちが活用したい部分で利用してもらえればなと思ってございます。

また、それぞれの事業等についての、商工業発展のための独自事業等々、若い人たちからもどんどんアイデアを出していただいて、そういう中で自分たちがやりたい、やるんだと、そういう部分においては、厳しい財政状況の中においても、やはりやる気がある、元気が出る、そういう支援というのは町としてもこれはしていかなければならないというふうに考えてございます。

最後に、職員の人材育成についてでありますけれども、研修会等への職員の派遣や聴講はどのように行われているかということでございますけれども、まさに「まちづくりは人づくり」と言われます。私たちが直面している人口減少問題や防災対策など、多くの課題に適切に対応し、町民の皆様に住んでよかったと思われる南部町をつくり上げていくためには、まさに職員の人材育成は欠かすことのできない重要な働きかけの1つであると考えております。そこで、ことし3月に策定した第2次南部町行政改革大綱におきましても、職員の改革を柱に据え、取り組んでいるところでございます。

実際の職員研修の実施方法であります、大きく3つに分けてご説明申し上げます。

1つ目は、全職員が定期的に受講する青森県自治研修所で行う研修であります。具体的には、新採用時や昇格した際にその職務や責任に応じた内容の研修であり、今年度は33人が受講いたしました。2つ目は、担当業務に必要な専門的知識を習得するために受講する研修であります。具体的には、税務新任者研修や戸籍事務従事者研修などのほか、防災士や無線技師などの資格を取得するための講習にも参加しており、今年度は262人が受講しております。3つ目は、希望する職員や所属長から推薦のあった職員が受講する研修であります。具体的には、青森県自治研修所で行う政策立案や交渉術、条例等のつくり方などを選択して学ぶ研修のほか、八戸圏域定住自立圏域内で行われる市町村職員研修、2カ月間の長期研修である自治大学及び東北自治研修所への派遣などがあります。今年度は既に、受講した職員を含め34人が受講することになっております。また、今年度からはより多くの職員に研修機会を提供するため、町独自で3つの研修を開催しましたが、どの研修にも職員の積極的な参加が見られ、延べ119名の職員が受講しております。

以上が職員研修の実施状況であります、町民の多様なニーズに応えるためにも、広範囲の知識を持つジェネラリストとしての職員が求められることはもちろんのこと、高度化あるいは専門化する業務に対応できるスペシャリストの一面も必要とされております。今後も職員みずからが日ごろから自己研さんに励み、積極的に研修に参加するような職場環境の構築に努め、職員が学

んだことを施策の立案や住民サービスに生かしていくことで町民の負託に応えてまいりたいと考えてございます。

なかなか職員も、自分の仕事を持っているので迷惑をかけてはならないという気持ちもある部分もあるようで、私は自発的に研修、手を挙げてほしいと言っております。嫌々行くのではなくて、指名されたから行くのではなくて、やはりこういう勉強がしたいと、こういう部分をもって職員へ公募をするわけですが、正直、手を挙げる職員はなかなか少ない部分があります。そうすると、最終的には誰々、この研修へ行ってくるようになるわけですが、やはり今、課長会議で課長たちにも言っております。若い職員が研修に出やすい環境をつくってほしいと。いなくなるとその期間大変なんだよと言ったら、職員は手を挙げづらくなります。そういう部分を積極的に、課長たちが行ってきてもいいと、心配するなど、こういう環境をつくって、多くの職員が積極的に手を挙げて行けるような環境づくりというのが大事だなと思っておりますので、今後も、地域担当職員制度もスタートいたしました。それぞれの職員も、議員ご指摘のとおり、やはりみずからもこれは勉強していかないといけない部分がありますので、そういう部分で今後、職員ともども、私も含め取り組みをしながら、元気ある職場、元気ある職員として、一緒になって南部町発展に努めてまいりたいと、こう思っておりますので、また議員の皆様方からもいろいろな角度からご指導もよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 今、町長のほうから大変前向きな意見をいただきました。先ほど来も、中館議員のところでも、やはり商工会等と一緒に前向きに進めたいという話もありましたので、私はその点を希望いたしまして、期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時12分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

(午後 1 時00分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

6 番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

(6 番 沼畑俊一君 登壇)

○6 番（沼畑俊一君） 皆さん、お疲れのところ、それでは、通告をしておりましたヘルスプロモーションカーについて質問いたします。

町では包括医療を目指した医療健康センターが完成し、町民が安心して達者で長生きできるような環境が整いつつあると思います。さきに県のライフイノベーション戦略の一環として、南部町、深浦町、東通村の3町村へ、モデル的に最先端の医療機器を搭載したヘルスプロモーションカーが配備されました。広域的には、ドクターヘリあるいはドクターカーで対応し、さらにヘルスプロモーションカーで地域をカバーしていくことだと思います。また、医療行為だけではなく、保健予防活動にも使えると承知をしておりますが、1点目、当町におけるこれまでの運用状況及び成果について、2点目、今後、どのような運用計画があるのか質問いたします。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑俊一議員のご質問にお答え申し上げます。

ヘルスプロモーションカーについてでございますが、県内に3台配置という中で当町にも配置をしていただきましたことに、関係者の皆様に感謝申し上げたいと思います。

当町におけるこれまでの運用状況及び成果についてであります。医療センターでは、主に医師及び看護師が在宅や介護施設を訪問して行う訪問診療と訪問看護で活用しております。運用開始の平成25年1月から平成26年10月までの22カ月間においてであります。訪問診療は337日で延べ3,075名、訪問看護は372日で延べ545名の利用実績となっております。また、健康福祉課では、健康教室や生活習慣病予防教室などにおいて、超音波踵骨測定装置を活用した骨密度測定を行っており、これまで82回実施し、延べ1,306名の方が検査を受けております。

成果につきましては、訪問診療や訪問看護ではヘルスプロモーションカーに掲載している小型

医療機器を活用し、在宅での腹部超音波検査や心電図検査が可能となることから、その場で結果が得られるというメリットがあります。また、放射線技師も同伴し、小型エックス線装置でのレントゲン撮影も可能なことから、検査のための通院が軽減され、通院が困難な利用者や家族からは非常に喜ばれているところでございます。さらに、健康教室、生活習慣病予防教室などの骨密度測定により、その場で見える化することにより健康への関心度が高まることから、動機づけとして有効に活用されております。

今後の計画についてであります。ヘルスプロモーションカー事業は、青森県が推進するライフノベーション戦略のプロジェクトの一端であり、県との共同による事業となることから、今後も県及び関係機関との連携を図りつつ、これまでの訪問診療、訪問看護及び健康教室での活用を継続し、住民の健康に対する関心度を向上させるとともに、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりの一助となるよう、ヘルスプロモーションカーを活用していきたいと考えてございます。

再質問等の詳細等がございましたら、またそれぞれ担当部署のほうから答弁してまいりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 答弁の中で、非常に利用されているんだなということがまずわかったわけですが、現在、病院にとめてあるといたしますか、車を病院に置いているわけでしょうか、その辺をお聞きします。

それから、訪問看護等の場合、あるいは訪問介護の場合、料金といたしますか、そういうものは発生するのか、その辺をお聞きします。

それから、出動といたしますか、その場合には、医師の判断、あるいはどこでどういう判断をして行くというふうなことで運用しているのかですね。先ほど結構な訪問介護あるいは訪問診療をやっているということですが、そのほかに災害時とか、そういうときには使えないものなのでしょうか。まず、その点について再質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは、お答えします。

まず最初に、どこに車を置いているかということですが、医療センターの駐車場がございまして、車庫がございます。そちらのほうに常時置いて、保管してございます。

あと、訪問看護の料金等については、介護保険でやっていますので、患者さん、利用者の1割負担ということになります。料金については、使用頻度といいますか、月1回とか月2回とか、さまざま状況で違います。大体1人当たり5,000円ぐらいの負担かなと、平均すればですね、と考えております。

あと、出勤についてのご質問でしたけれども、医師の判断かということでしたけれども、訪問診療は月火水金、1週間に4回出ております。訪問看護の場合は月曜日から土曜日まで週5日間出て、その車で訪問看護とかをしてございます。

その判断ですが、通常どおり、毎日行っている業務なので、訪問診療・看護についてはヘルスプロモーションカーを使っていくということで、県と打ち合わせをしてそういうふうに使っていきますということで了承をいただいているところでございます。

あと、災害時には使用できないかということでしたけれども、ヘルスプロモーションカーは緊急車両として登録してございます。したがって、八戸の広域市町村事務組合のほうから依頼があった場合、例えば大規模な交通事故、災害、現地に救急隊が行くのに時間がかかるとか、八戸のドクターカー、ドクターヘリも時間がかかるといった場合に、救急隊からの要請でヘルプロカーを使ってドクターが現地まで行くというような協定を結んでございます。なので、その場合は、緊急車両ですので、サイレン、パトカーを鳴らしていくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 答弁ありがとうございました。

やはり何ていいますか、高度な医療機器を積んでいる車ということで、いろいろな場面で使える場面が相当あると思います。やはり町民にもその辺を、広報には1回載りましたけれども、やはりさまざまな健康教室とか、そういうときにはやはり住民にこういうのがあるんだよ、やはり健康というのは大事なんだよというふうな、そういうことで、できるだけ住民にも周知をしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（坂本正紀君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 周知のほうですけれども、たしかうちに配備された年に健康教室がありまして、人数は300人程度集まった健康福祉課でやった事業なんですけれども、そのときに医療機器を並べて、こういった医療機器がありますよということと、ヘルスプロモーションカーの実物を前に置いて見せたことがございます。1回だけじゃなく、またそういう機会がありましたらそういう場で皆さんに知っていただこうかなと思ってございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） これで沼畑俊一君の質問を終わります。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今回の定例会で大きく3点の質問をさせていただきます。

質問通告後の11月21日の午後、衆議院が解散をしまして本日公示となり、ここにおられる議員の皆さんもそれぞれの立場で何かと忙しくなってきたと思います。

実はきのうの夕方に私の携帯電話にメールが入りまして、発信先がフランスの大衆夕刊紙といえますか、「ルモンド」という新聞紙の記者からでした。発行部数がパリを中心に約35万部の新聞記者であるマリーカレルさんという方からの問い合わせで、仲介したのが私の娘とその知り合いの方でした。なぜ連絡が来たかと言いますと、日本のメディア報道だけではなくて、日本人個人として今回の選挙、そしてアベノミクスに対する実感が知りたい。その際、記事にする際は回答者の年齢とか名前とか性別とか、個人情報可能な限り記載させていただきたいというようなことで、質問項目は大きく8点の項目についてでありましたが、アベノミクスについての評価と日本の地方で暮らす多くの個人の実感を記事にしたいとの目的のようでした。

それでは、この8点の質問の要旨を簡単に説明したいと思います。

1番が、安倍政権が誕生したとき、あなたはアベノミクスに何を予想して、最も期待したことは何ですか。

2番目は、個人としてアベノミクスを評価する一番重要な物差しは何ですか。

3番目は、この1年、あなた個人の生活、ビジネスに変化はありましたか。具体的にはどのように変わったか、また、この1年に失望しているのか満足しているのか。

4番目が、アベノミクスは日本経済を活性化してきたと思いますか。思うのであればその理由

を。

5番目が、アベノミクスの目標の1つは賃金の上昇でした。現在、あなたの賃金はどうなっていますか。

6番目は、将来に安心できますか。数カ月先、数年先はどうなっていると思いますか。予想を聞かせてほしい。

7番目は、あなた個人として日本経済をよくするにはどうすればよいと思いますか。

最後の8番目が、ヨーロッパ圏の人々がよりよく日本を理解する上で日本についてつけ加えたい意見はありませんかということで、ゆうべそれをいろいろ考えながら、きょうの一般質問は何を話すかなということと一緒に、けさ4時ぐらいまで起きながらいろいろ作文を書いていた。

それでは、本題の質問に入りたいと思いますけれども、私は今の8点の質問の回答は、全部まとめたわけではないんですが、これで1つおもしろい発想が浮かんだのは、最後の質問の答えに、アベノミクスの理解はともかくとして、日本を理解するには青森県の南部町へ来て、農家や一般家庭にホームステイをして、法光寺や多くの自然、文化や生活を体験するべきであると、そういうことを強くアピールして結びたいと考えております。ここにおられる皆さんにもメールアドレスを紹介しますから、みんなで書いて送って、フランスとかヨーロッパから南部町にいっぱい観光客が来れば1つの町発展のきっかけになるんじゃないかなと、そういうことを考えながら、通告に基づいた本題に入りたいと思います。

1点目として、地元の高校、大学などへの進学・通学の支援と連携強化について、3項目伺います。

(1)として、近年の高校進学者の志望校の傾向とその後の大学進学あるいは専門学校への進学、就職する場合の地元町内、三八地域あるいは県内、あるいは中央などへの比率について、わかっている範囲で説明をしていただきたいと思います。

(2)として、地元の高校、大学との交流拡大や産・学・官との連携強化によって、地域振興と地元就職率の向上、地元企業の活性化につなげる政策を考えてみてはどうかという点について、現時点で考えられる施策と他町村の参考となるべき具体例などがあれば見解を伺いたと思います。

(3)として、中央の大手企業で働く場合と地元で自宅から働きに行ける場合の多くの利点はもっと地域の子供たちにアピールしていくべきだと私はと思いますが、現状はどのようなになっているとお考えでしょうか。

きょうとあす3日は、地元の中学生の皆さんが多数、議会の傍聴に来ると思いますが、通学のための負担はどのように少なくする方法があるかとか、家庭の事情で経済的負担の軽減策としてどのような施策が考えられるのか。できるだけ教育を受けたい、知識を得たいという向上心を持った学生にはひとしく機会は与えるべきだと思いますが、現状はどの程度それに応えるようになっているのでしょうか。

現在は、一般論として、どの家庭でも勉強しろ勉強しろとうるさく小学校に入れば子供に言っていると思います。しかし、考えてみますと、よい成績というのは一般家庭ではテストで要領よく高い点数がとれた結果であって、あくまでも短期的な結果だと思います。学校へ行って社会人になったときに、身につけた多くの知識をいかに応用したり工夫して社会に役立つ結果を出せるかが長い人生の成績につながると思います。子供にいかにして少ない費用で将来役立つ知識と人脈と応用力をつけるか、そして、できるだけ生まれ育った地域でそれを生かせるかがこの町の政治として、今まで以上に考えて行動に移す状況ではないでしょうか。

次に、大きな2点目として、南部町内の主要な国道、県道及び町道の整備状況と今後の見通しについて質問させていただきます。

南部町内から県議会議員がしばらくぶりに当選して間もなく8年目になりますが、主要な町内の道路も大分改良されてきたと実感されるようになってきました。しかし、町民の声を聞きますと、改良された場所は未改良な場所を比較すれば、早く次のところを、もっと早くよくしてくれという要望が出てくるのも人情としてよく理解できることです。いずれにしても、よくなった道路を見たり運転したりする都度、ここまでの政治活動に携わった町長及び関係者に感謝とお礼を言わなければならないと思います。と同時に、(1)として、今後の道路整備計画についてであります。見通しのついている計画や完成年度の見通しなどについて、わかっている範囲で説明していただきたいと思います。

(2)として、今後の一日も早い道路整備と農地の圃場整備を一体的に企画・設計をして施行した場合、一石三鳥か一石四鳥の効果が上がることが期待され予想される、そういう地域や地区がまだまだ町内には数多くあると思います。私も、旧福地村の時期も合算しますと、議員として27年が過ぎました。今までにも何度か圃場整備と道路の拡幅改良やそういうことにかかわってききましたが、経験して初めてわかったことは、県の農村整備担当者というのは3年で必ず転勤して、転勤した後はほとんど責任はとらないで、都合の悪い部分は知らない、聞いていない。結果的にはそういう形で、圃場整備の協議会なんかをつくって進めていく場合に、協議会の役員は多くの受益者からそんな説明は聞いていないとか、こうなるはずだったとか、そういうつるし上げをし

よっちゅう食います。そういう経験から、私は主要な道路の改良と圃場整備を絡めて一体的に整備する場合は、現在よりももっと前向きに町も関与して、積極的に地域の住民、受益者の理解を得られるようにするということと、受益者の負担の軽減につながる新たな制度を考えるべきだと思いますが、町ではその点、どのようにお考えでしょうか。

また、そういう一体的に整備した場合に非常に効果的だと考えられる地域とか地区というのは、町内全体でどの程度あるとお考えでしょうか。その辺、わかる範囲で説明と、今まで以上の政策の見直しというのはお考えでしょうか。

そして、最後の質問として、馬淵川の河川改修工事の長期的な見通しについて伺います。

現時点でわかっている範囲で、時期的な問題とどのような改修工事が見通しとして立っているのか説明していただきたいと思います。

また、これからの地球温暖化の進行に伴って非常に集中豪雨がふえてくることが予測されますけれども、さらなる改修とか、居住区域や建築等の規制も考えなければいけない場面が想定されるわけですが、現時点で行政としては何年ぐらい先までの具体的な降水量の数字を想定して計画を立てているのか、現時点の計画というのはまだまだ見直しして、北上川の中流・下流域のようなもっと立派な水位体系の整備は考えられるのか、その辺の見解をお伺いして質問を終わります。よろしく答弁をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、冒頭、フランスの記者から質問があったということで、すごいことだなというふうに今、感じておりました。機会がありましたら、工藤議員の回答がどういう回答だったのか後で勉強させていただければなと思います。

まず、1点目の地元高校・大学への進学等に関する現在の状況でございますが、ここの部分についてはまた教育委員会のほうから答弁をいたします。私から1の（2）（3）について若干答弁させていただいて、ここもまた教育委員会のほうでも答弁してまいりたいと思います。

地元の高校・大学との交流拡大等々でございますけれども、今、高校のほうは名久井農高さんと非常に連携を持ちながら各種事業展開をさせていただいております。そしてまた、青森中央短期大学さんのほうからは、アジアとの交流ということで、あそこの学校さんからかなり外国の方

々の照会が来ている部分もございまして、そういうソフト的な連携、それと、八戸学院大学の山谷学長さん、実はことしの春先、役場のほうに来ていただきまして、名久井農高さんと町と、一体となったさまざまな事業を今後進めていきたいというお話もいただいております。なかなか学長もお忙しい方でもございまして、先般、ちょっとだけお会いしたときにその話をしましたが、できれば、非常に今、八戸学院大学さんは農業経営のほうに、起業、そういう部分に力を入れておりますので、そういう連携を大学のほうとうまくとれていければなど、こう思っております。今後また、ちょっと大学さんのほうとも話をしてみたいと思います。

それと、（３）のほうの中央で働いている場合と地元で働く場合のそれぞれの利点でございますが、私が考えるに、私も東京生活もしました。やはり都会という部分ですごく、田舎から行った人間からすると憧れた部分と、お金がないとき、１週間のつらい、寂しい過ごし方も経験しました。そういう部分を比較すると、決して地方が、田舎がマイナス部分だけではなく、本当に１週間、生活しようと、もし自宅から通ったりすればになると思いますけれども、ほとんどお金を使わなくても１週間、食べることはできると。そういう部分も地方の利点でもございまして、そういう部分も恐らくは議員さんのご指摘だと思います。やはり中央より給料が当然少ないわけですが、そういう中でも食べていける、そういう部分ができるのも地方であると。そういう部分を我々もしっかりと地元の若い方々にも説明をしながら、理解もいただきながら、そして、若い人たちがまず地元で働ける、そういう環境を我々がつくっていかなければならない立場だと思っておりますので、非常に、誘致企業の場合、とはいっても難しいものがあります。ただ、活用できる部分というのは私どもも提供しながら、情報を得ながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

教育委員会のほうも私がどういう答弁するというのをわからないでいると思います。今、私が感じたことを若干述べさせていただいて、あとは教育委員会のほうから答弁をしていきたいと思っています。

道路のことでもございますけれども、まず、国道104号の状況でございます。国道・県道・町道等につきましても、地元の国会議員さん、そしてまた、地元の県会議員さん等々からもご尽力いただいて、ある程度の形ができてきたと思っております。感謝申し上げる次第でございます。

104号ですが、役場本庁舎前の苫米地地区歩道整備事業でございます。現在、工事を実施しておりますが、一部、用地が未契約となっております。ただ、一部のところまで来ました。

福田大橋付近の歩道整備事業については、今年度、測量設計の計画となっております。ここは国道と県道、国土交通省と県のほうと常に連携をしっかりとお互いにとってほしいということで、

同時に進めていただいているところでございまして、ある程度の方が見えてきたと思ってございます。あと一部の用地について、何とかご理解をいただけるように努力してまいりたいと思います。

また、剣吉地区の岩ノ下交差点改良工事でございますが、工事説明会及び現地立ち会い会が終了しましたので、用地買収を進めているところでございます。

八木田跨線橋付近の八木田歩道整備事業については、現地測量を実施しておりますので、これも現地測量に入りましたから整備に向けて進んでいるところでございます。

次に、県道でございますが、櫛引上名久井三戸線の森越地区は、用地買収と並行しながら工事を実施してございます。ここも一部、用地買収のほうで未契約のところもありますので、まず、県のほうには準備、契約を結び次第工事を進めていただきたいということで、今、ところどころなっておりますけれども、若干、なぜここをつないでやらないのかなという部分が用地交渉がまだ決定していないという地区でありまして、ここは用地交渉が了解いただければ、県のほうも予算を増額して多分やっていただけるように頑張っていきたいと思ってございます。

次に、埴渡の平地区でございますが、先月、事業説明会を開催したところでございます。そしてまた、赤石地区でございますけれども、概略設計を県のほうで行ってございますので、これも双方、完成に向けて強く要望して実現できるように努力してまいりたいと思います。

それから、県道兎内線でございますけれども、国道104号との交差点改良、役場前からですね、工事に伴う用地買収を進めておりまして、バーデハウスから麦沢地区については用地測量に着手している状況であります。

次に、名久井岳公園線でございますが、法光寺地区の改良工事を実施しており、名川階上線は国道104号から剣吉橋区間の用地買収を進めており、一部、工事に着手してございます。ここは大体道路の形が見えてきておりますので、順次、完成に向けて進めてまいりたいと思ってございます。

次に、主要な町道の整備計画でございますけれども、沖田面地区の北本村、南古館改良事業でございますが、工事に着手しております。ただ、やはり用地の一部が未契約であり、交渉を進めております。ここも用地交渉がすんなりいっていただければもっと早く完成する予定でございました。用地交渉の関係で、当初の計画より1年半ぐらいおくれしております。町のほうとすれば、用地交渉が完了すれば、ここはやはり早く完成できるようにしなければならない道路だと思ってございます。

それから、虎渡地区の虎渡から広場線でございますが、非常に水害のたびに道路の冠水によっ

て通行どめになる区間でございまして、ここは新たな工事計画ということで今、考えているところでございます。ただ、あそこも非常に、いわゆるただ道路を上げればいい構造ではなくて、道路の下を上流の水田からの水を排水する経路にもなっておりまして、そういう構造にしなければならないだろうなと思っております。非常に工事高になるわけですがけれども、やはり学校、医療センターもある主要町道でございしますので、何とかめどをつけていきたいと考えております。

それから、先ほど山田議員のご質問のときにも申し上げましたが、剣吉中跡地の有効活用、ここにおいては、距離数も極端に長いという距離でもありませんので、何とかまず道路拡幅をし、つなげ、そして、利便性を高めて跡地の有効活用、これは若者定住促進にもつなげていきたいと思っておりますので、余り時間をかけたくない中で進めていきたいというふうに考えてございます。

今後、道路整備促進のために、国道・県道の事業につきましては三八地区地域づくり懇談会、県単独事業等においては私初めまた議員の皆さんともども、また要望活動等も行いながら、早期実現に向けて努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、圃場整備に絡めて、また道路、県道等も含めながらの整備が望ましいのではないかとというご質問でございしますが、農地の圃場制度と町道・県道等の拡幅・改良工事を一体的に進めている場合の受益者負担の軽減策や事業のスムーズな達成を図るために、積極的に役場もかわっていくべきではないかと、そのような形で進める場合の適した工区としてどのような工区が考えられるか等のご質問でございしますが、まず、圃場整備事業は関係受益者から事業実施の同意徴集を行うなどの土地改良法による手続を経て、一定範囲を整備地域として定め、農地の区画整理や水路、農道等の整備を行う事業でございします。この場合、関係受益者には事業制度で定められている負担割合により受益者負担が伴いますが、圃場整備事業区域の中の道路や国道や県道、町道といったいわゆる道路法上の道路として当該道路関係機関が整備を行うとした場合、これらに要する経費は圃場整備事業の受益者負担とはならないものとなります。

議員ご承知のとおり、福田地区から森越地区にわたる区域の圃場約64ヘクタールは、県営福田上地区圃場整備事業にて行われ、平成14年に完成したのですが、区域の中を縦断する約900メートル区間の県道は、圃場整備事業と同時に県の整備により拡幅改良工事が行われました。このことは、圃場整備区域内の幹線的役割を果たす道路整備分の費用について受益者の負担が軽減されたと考えております。これは当時の地元受益者から成る地域推進協議会や県農林水産部と県道整備部並びに旧福地村などの関係機関の連携によって、圃場整備事業と県道整備事業との一体的整備が実現した成功事例であると認識しておるところであります。

現在の農業者を取り巻く状況を鑑みれば、事業に対する受益者負担が少しでも軽減されるよう、この成功事例のような整備の実現に向け、ご提言のとおり、国や県などあらゆる関係機関並びに地元農家と町が積極的にかかわっていくことが重要と考えております。

また、このような形で進める場合の適した工区として考えられる区域であります。名川中学校の西側から高瀬地区にかけて、東西約1.8キロメートルにわたって位置する名川土地改良区上名久井第1工区になるのでしょうか、正式名称。約76ヘクタールの圃場がございます。この地区の圃場整備をするとした場合、地区を東西方向に縦断するバイパス道路として一体的に整備が行われる可能性のある区域と考えてございます。今までも役員の方々、また、町内の地区の関係者の方々とともに圃場整備についていろいろ話し合いもさせていただいて、逆に私どもからも何とかまとめることができないかということで今日まで来てございます。実現すれば、名川中学校の脇からいわゆる上名久井、上川原、高瀬ですね、上川原地区まで赤石に向かう広域農道、あれにつなげることができると思っておりますし、そこに枝線として上名久井地区、高瀬地区のほうにもあわせて道路を整備できれば、これは非常に利便が高まるようになると思っております。

ただ、地元の方々の役員の皆さんがまだ1つの考えに至っていないようでございまして、これからまた関係者の方々にご理解していただいて、これは進めていかなければならないと思っております。あそこは、受益者数が何百戸という非常に多い、ですから逆に、1受益者が1反歩から2反歩ぐらいの方々がほとんどあるという地域もあって、非常にそういう方々のご理解を得るのが今までも厳しかったというふうに聞いてございますが、今、南部町内でそういう道路とあわせて可能性があるというのは1工区ではないかなと。

あとは、福地地区、既に圃場整備、完成した地域、まだ行っている地域と、新たに小泉地区ももう既に手を挙げてございます。あそこについては、私どもも、町も、行政も一緒になって事業が実現するように話し合いをしているところでございますので、圃場整備事業に該当する面積を持ちながらとなると、1工区になるのではないかなというふうに考えているところであります。

次に、馬淵川の改修工事等についてでございますけれども、馬淵川の河川改修計画は馬淵川水系河川整備計画で、河川法の3つの目的が総合的に達成できるよう、平成19年に策定された馬淵川水系河川整備基本方針に沿って、県管理区間について実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画により実施されております。馬淵川水系の県管理区間を対象とした河川整備計画は、平成22年、当時の河川整備の状況や洪水の発生に基づき改定されております。改定後の平成23年9月の台風15号による洪水の発生状況等により、整備区間の短縮を図り、平成24年から当初29年であったものが、27年、来年度までで馬淵川床上浸水対策特別緊急事業を実施

しているところであります。現在、苫米地地区から三戸町川守田地区までの事業延長17キロメートルで、河道掘削及び輪中堤の工事を実施しております。

次に、温暖化の進行に伴いさらなる改修や規制についてでございますが、温暖化に伴い、異常気象による洪水被害等は今後、さらにふえるのではないかと考えられるところであります。規制については、建築基準法の第39条の規定により、地方公共団体は条例で津波・高潮・浸水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができることから、当町では苫米地地内から相内地内の馬淵川沿いの低地を指定しております。今後の規制につきましては、指定により建築物が規制されることになるため、地域の状況を判断しながら検討してまいりたいと考えております。

改修計画についてであります。県では平成23年と25年の台風による洪水被害状況を検証しているところであります。

さらに、今後の課題でございますが、河道掘削の実施により、整備計画流量に対し家屋の浸水被害を解消できるとしておりますが、一方で、住宅密集地である三戸駅前地区、大向地区、門前地区においては、計画上の余裕高を確保できていないとなっております。そのため、新たな治水として、この3地区については計画上の余裕高を確保するために堤防のかさ上げ及び新設を行うなど、今後も改修計画をしていくことは確認しているところでございます。

先月、馬淵川とともに生きる期成同盟会において、坂本議長さんも同行していただきまして県選出国會議員、国土交通省への要望活動を行い、今月には県知事への要望を行う予定となっておりますので、ぜひ議員の皆さんも一緒に活動をお願い申し上げたいと思います。

馬淵川の河道掘削、27年度で終了した後に、どういう事業になるか事業名はまだわかりませんが、先ほど申し上げました住宅密集地3地区の堤防のかさ上げ、新規事業を行ってもらえるように、今までも並行して要望を行ってまいりました。ある程度の見通しがついてきたと思っております。ただ、先般、その件について国交省なりと話をしたときに、ちょっと期間が長いなという印象を受けました。そこまで待つのかと。ちょっと私からすると長いという印象を受けましたので、まず、この事業を採択をして、今回、床上緊急特別対策事業と同じように、国ではある期間は提示すると思えます。その上で、これを短縮して事業を完成できるように、要望活動をあわせて、これは今後していかなければならないなと思っております。

そのことによって、現在の床上床下浸水については現在よりは解消されると思っておりますが、門前地区の場合は、河川からだけではないいわゆる内水からの水が、川の水のほうが高くなりますので排水できない。そのことによって、特に門前地区は水が引けるのも遅いという状況で

ございますので、私は国交省のほうにもお願いをしているのは、早目の排水ポンプ車、これは国のものでございます。八戸に3台ありますが、基本的には国直轄機関の所有になるのではないのかなと私は質問もさせていただきました。要請があれば国区間に限らず行きますということはいただいておりますので、まず、当面は、そういう部分を早く要請をして、床上にならないようにしていきたいと思っております。これは同時に、八戸市が床下床上となると、そっちをやはり優先してしまう可能性も私はあるとちょっと懸念しておりますので、ここは青森国土交通事務所の方々との話し合いのときには強く、貸してもらえんのですねということは言っておきましたが、再度確認をしながら、それとあわせて、これは何とか県のほうの事業としてお願いをしたいなと思っているのは、排水ポンプに頼らず、門前地区の一番低地のところかなんに、地下に排水ポンプ、機械か何かもし設置できて、それをパイプでもって堤防の上から流すしかないと思うんです、排水するには。川を穴抜いてあれしても、川のほうが高いですから。これはまず素人考えです。道路も縦断しなければならない。そういう課題はあるんですが、そういう形で川のほうに排水できれば今の内水面からの被害というのも何とか食い止めることができるのではないかなと思っておりますので、そういう堤防、河道掘削だけではなくて、要望も県のほうにもしていきたいと、こう思っております。

以上、ちょっと長くなりましたが、そういうことで、現在、進めている状況と今後の見通し、また、町道につきましては毎年財政状況を見ながら、議員の皆さん含め、また、町内会の皆さん等々からもご要望をいただいて、これは順次進めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 工藤久夫議員さんにお答えする前に、お礼申し上げます。午前中、生徒たちがこういうふうに議会傍聴の機会を与えていただきましたことに、ありがとうございます。3年生は政治経済分野のこの政治の部分を勉強しているということで、社会科の授業の一環としてきょう、傍聴させていただきました。本当にありがとうございます。あしたもまた午前中、生徒たちが来ますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、工藤久夫議員にお答え申し上げます。

近年の高校進学者の志望校の傾向についてであります。文部科学省が行っております学校基本調査及び青森県が発表しております中学校等卒業者の進路状況の結果から説明させていただ

きます。

過去3年間の町内の中学校卒業生の高校進学率は、100%となっています。三八地域の公立・私立の高等学校への進学者の割合は、平成23年度213名中92%、平成24年度は210名中84%、平成25年度は191名のうち88%となっております。ちなみに、全国の高校進学率は98.4%、青森県は同じく98.4%となっておりますのでございます。

そのうち、三八地域の普通高校への進学者についてでございますけれども、平成23年度は46%、24年度は51%、そして25年度は49%となっております。同じく三八地域の工業・商業系への進学者は、23年度は32%、24年度は19%、25年度は25%となっております。同じく、三八地区の農業系への進学者は、平成23年度は20%、平成24年度は28%、平成25年度は24%となっているところでございます。

次に、高校卒業後の大学及び短期大学の進学と就職の状況でございますけれども、町内在住の高校卒業者の進路については把握できておりませんので、青森県が発表しております高等学校等の卒業者の進路状況、その結果について説明させていただきます。

平成23年度は、県内の卒業者1万3,253名のうち41%が大学へ進学しております。就職者は31%、就職しております。平成24年度は卒業者1万3,330名のうち41%が大学へ進学しております。そして、32%が就職しておるところでございます。平成25年度は卒業者1万2,594名のうち43%が大学等へ進学し、33%が就職しております。ちなみに、大学の進学率、全国平均は53.2%、青森県は順位からいけば全国で第44位というふうなあんばいですが、年々、大学進学率が上がっているところでございます。

なお、平成25年度の大学進学者の県内・県外別の割合は、県内が37%、県外が63%、短期大学進学者では県内が71%、県外が29%となっております。ちなみに、平成25年度、青森県の大学進学者数5,386人、4年制大学に進学した生徒は4,462人、83%でございました。短大2年制793人、14.7%となっております。

続きまして、就職の県内・県外別の割合でございます。県内が59%、県外が41%となっております。職種についてでございますけれども、一番多いのがサービス職業従事者26.3%、2番目に多い職種生産工程事業者20.3%、3番目は販売事業者11.2%と、こういうふうな就職の割合になっているところでございます。

工藤議員からご質問の大学等への進学と就職に関する三八地域あるいは中央とというふうな区域での調査がなされておりませんので、何とぞご了承のほどお願い申し上げます。

今、学校教育では、将来の生き方、職業観を身につけさせるというようなことで、キャリア教

育の推進を県も先頭になって今進めているところでございまして、当町も子供たちに将来を見据えたキャリア教育をさらに強力に推進したいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） いろいろ、詳しく丁寧な説明をありがとうございました。

実はこういう質問をしたということは、中身をよく知らないものですから、教えていただきたくて質問させていただきました。

まず、最初に町長のほうから説明されたいろんな道路の整備計画とか河川改修の長期的な見通しなんかを見ますと、何となく今までよりはうまくスピードを持っていろいろ進んできているなというふうに実感しております。これもやっぱり、みんなが危機感を持って何とかしなきゃならないという、いろんな政治的な活動とPR、そういう結果だと思うんですけども、何とかこの勢いが衰えないように今後もうまく続けていただければなど。そのために私らも一生懸命、できるだけの協力をさせていただきたい。

ただ、こうして私も方々仕事で歩いていますと、津軽平野の岩木川沿いだとか、あっちの北上川のほうを見ていると感じるのは、岩手県の水沢、前沢から一関、あるいは宮城県にかけての北上川の治水の整備というのは、私らが何で馬淵川をこれだけ放ったらかしてあそこばかり銭かけんだべというぐらいすばらしい整備をしているんですね。私が四、五十年前から車で走っているときには、全くというほど手をつけていなかったような気がするんですけども、あそこまでいなくてもせめてあの半分ぐらい馬淵川も整備してくれたら、安心して川のそばでも暮らせるなど。行くとたびに情けないなと。政治力がやっぱり青森県は弱いんだなというのを痛感して帰るんですけども。

それで、さっき町長が言った福田から森越にかけての整備も、ちょうど話が出たのが20年前だったんですよね。何だかんだと事業が終わって、ようやくその精算金を精算して、解散してもいいかなというふうにこぎ着けたのは実はことしの正月明けなんですよ。感じることは、高瀬から名川中学校にかけての整備も、恐らく地元の受益者だけで協議会をつくって活動してくださいと言っても、さっきからお話を伺っていますと、地権者が数百人だということになると、私の記憶だとここ20年間で、基盤整備の協議会で集まった回数が500回を超えているんですよね。こんな、最初からわかっているんであればやるんじゃないかったということで、しょっちゅう集まって、そ

れも役員だからというだけの名目で、自分が権利を主張したい人も妥協して、説明会で県が最初、いい話をする。じゃあ、それだったら協力しましょうと、道路も舗装しましょうとかとやる。いざ事業スタートしたら、いや、お金ないから舗装はできませんよ、ここは（聞き取り不能）という。結構、役人にとって都合いいように、予算がないとかああだこうだと言って変更になるんですよね。その辺でまた今度、つるし上げを食らうわけですよ。

ですから、私は、あの地域に限ってという言い方はしたくないんですけれども、かなり役場でも、議員の皆さんでも、みんながメリット・デメリット、ちゃんと説明して、理解した上でみんなが何とか進めようよという、役場がある程度、説得するのも先頭に立つぐらいでやらないと、あそこの整備はできないし、あれを整備できなかったら、30年50年たったときに、今の町政は何やったのやと、こう言われかねないなと思って、何とか前に進めるべきだというのが私の考えなんです。ですから、地域からも議員さんも出ているわけですし、まずこの先、どんどん行財政というのは厳しくなる一方だと思うので、何とか私は多少今、無理してでも、あるいは受益者の負担金をこういうふうにメリットありますよというのを説得したなら、やることによって、進めることによって、結果的には今の子供たちから感謝される結果を出せるんじゃないかなと思うんですけれども。あそこまでくるにはいろんな制約があって、あと対象地域がないのかもわからないんですけれども、古町温泉のあたりから二又まで行く方向の沢でも、あるいは野場地区から軽米のほうに行く途中の未整備のところもありますし、あるいは、例えば田んぼだけじゃない、もうちょっと拡大して畑とか農地も含めてクリアするような方法があれば、今やれる部分は進めるべきだと思うんですけれども、その辺の見通しはどうかでしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、道路整備、河川整備等については、議員の皆さんと一緒にって要望活動もさせていただいて、何とか河川のほうは計画年度で、来年度でまず1つの工事は完了することができると思っておりますし、国道につきましても、国道・県道、今まではなかなか国道は国との交渉、県道は県との交渉、そういう状況でしたが、国・県とのパイプも非常いい形で連携させていただいておりますので、さらに連携を持って道路整備が、河川も含めて実現できるように、議員の皆さんとまた一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

それから、北上川の整備、新幹線で見ても本当にすごいなといつも見るたびに思うわけです。

やはり国直轄と県管理の違いがはっきり出ているなど。あわせて、私どもは、県管理を何とか国直轄にしてほしいという願いを先般もしてまいりました。なかなかいい返事は返ってきません。懲りずに皆さんと一緒にまた声も上げながら、そこまでいかない場合には国がしっかりと県のほうに予算をつけて、県管理でもってやれるようにまた努力してまいりたいと思っております。

圃場整備につきましては、小さいところは他にもあると思います。今、議員がご指摘したように。ただ、私どもも上名久井1工区、ここが当面、見通しをつけたいなと思っております。当然、町の負担も出てくるわけですが、以前から申し上げておりました基金もある程度積めることができております。そういう事業が、本当に関係者の皆さんもやりたいと、やるんだとなったときには、その基金も有効に活用させていただいて、あそこの地域が整備できれば本当にまた全体が変わるのではないかなと思っておりますので、何とか役員の方々も頑張ってください、非常に役員の方々の苦労というのは十分私もわかります。本当に大変だと思います。一人一人がそれぞれの意見を言って、それをまとめなければなりませんので。ここは踏ん張っていただいて、実現なればまた県のほうに今度は県道、そこを、現在の広場のバイパス線として、県道整備でやってもらえればまた負担が少なくなると思いますので、そういう部分も実現に向けて取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。

これで工藤久夫君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月3日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時11分）

平成 2 6 年 1 2 月 3 日（水曜日）

第 6 0 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第60回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月3日（水）午前10時開議

第1 一般質問

4番 工藤 正孝

1. 南部町が支える今後の農業政策について
2. 南部町の未婚化・晩婚化と農業後継者不足への対応について

7番 根 市 勲

1. 南部町の稲作農家の現状と課題について

14番 立 花 寛 子

1. 生産者米価について
2. 住民の健康促進を促す健康教育の機会提供について
3. 福祉灯油助成について
4. 通学路の安全対策について

15番 川守田 稔

1. 空き家対策について
2. 在宅介護の実態について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

2番	八木田 憲 司 君	3番	中 舘 文 雄 君
4番	工 藤 正 孝 君	5番	夏 堀 文 孝 君
6番	沼 畑 俊 一 君	7番	根 市 勲 君
8番	河門前 正 彦 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君

14番 立 花 寛 子 君
 16番 工 藤 久 夫 君
 18番 東 寿 一 君

15番 川守田 稔 君
 17番 坂 本 正 紀 君

欠席議員（1名）

1番 山 田 賢 司 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第60回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

4番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（4番 工藤正孝君 登壇）

○4番（工藤正孝君） おはようございます。

きょうも名川中学校の3年生、3年B組の生徒さん、社会科の政治経済を学ぶということで傍聴に来ていただいて、ご苦労さまです。将来、そちら側とかこちら側に座って活躍する生徒さんがいらっしやると思うと楽しみです。また、東京の霞が関というレベルの高い場所もありますが、どうか頑張ってください。

昨日公示されました第47回衆議院議員選挙は、14日の投票日に向けて日本国中が慌ただしく選挙戦に突入いたしました。安倍総理の経済政策アベノミクスの是非を最大の争点に、また、今回の大義となった消費税率10%への引き上げを2017年4月まで1年半延期し、第2次安倍内閣の2年間で国民の厳しい審判を求めることとなりました。我が国の今後取り組むべき政策は、経済、財政、金融、政治行政、国際、教育、環境、社会全般と、各分野の課題は山積みとなっており、選挙後に選ばれた国会議員、政府関係者には大いに期待するものであります。

それでは、さきに通告をしておりました私からの一般質問に入りたいと思います。

今回、大きく分けて2つに分けてお聞きいたしますが、1つ目として、南部町が支える今後の

農業政策についてです。

先ほど申し上げました我が国の今後の大事な政策の中の1つに、TPP交渉がございます。安倍総理のTPP、環太平洋経済連携協定交渉参加表明後、さまざまな分野でメリット・デメリットが生じると推測される中、農業分野のデメリットは、1つとして、関税の撤廃により外国から安い農産物が流入し、日本農業に大きなダメージを与える。2つ目として、食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされる等があります。また、法律、制度的には、ISDS条項、ラチェット規定、TPP離脱に対する訴訟リスク等があります。我が国の農業も多大な影響を受けると推測されます。

私は、合併した新しい南部町が誕生した約10年ほど前から考えていたことがありました。それは、各町村の自慢の農産物、いわゆる町村が特産物に掲げている果物、野菜は何か、その特産物を生かした販路拡大やイベントを考えていこうというものでございます。各町村とも同じような果樹・野菜の栽培体系でございましたが、旧南部町はゼネラル・レクラーク、旧名川町はサクランボ、旧福地村は広大な面積を誇るお米ではなく、意外にもナマズでした。また、どの旧町村もそれを融合したイベント、お祭り等も開催され、それぞれの町村の特色を生かした魅力がありました。

意外にも私の期待から外れて出てこなかったのはニンニク、福地ホワイト6片種でした。福地ホワイト6片種は、旧福地村苫米地地区の沖積土地帯において栽培された品種で、特に、時々洪水で肥沃になった土壌でつくられたニンニクは、色、形、肥大、糖度等において最高品質のできばえとなり、その種が数十年の時を経過して田子町を初め青森県全域で栽培されるようになりました。現在、テレビコマーシャルやインターネットで販売しているサントリーややずやという健康補助食品を扱う会社では福地ホワイト6片種を使用しているとのこと。今や生産履歴やトレーサビリティ、明確な食品表示が義務づけられており、健康補助食品を扱う大手企業の2社もこれに倣って製造過程までを広く公表しております。

全国で取り上げるニンニクの品種の中で一番人気は、やはり福地ホワイト6片種であります。今回私は、この福地ホワイト6片種、旧福地村時代から栽培され続けてきた品種を、発祥の地はここなんだと全国にアピールし、改めて福地地区苫米地から収穫された種を買って栽培した人だけが参加できる福地ホワイト6片種品評会等を企画できないかと提案をしたいと思います。

次に、2つ目の質問ですが、南部町の未婚化・晩婚化と農業後継者不足への対応についてであります。

全国的に人口減少にあり、独身者が今後ますますふえる中、町内の独身者あるいは農業後継者

不足をどう考え、対応していくのかをお伺いいたします。昨日の中館議員の質問と同じような内容になるかと思いますが、以上の2つを質問を町長並びに担当課の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問に申し上げたいと思いますが、その前に、昨日も名川中学校の3年A組と南部中学校の生徒2名さんに傍聴に来ていただきました。きょうは名川中学校3年B組の皆さんですか、傍聴いただいて、勉強したいということで、先ほど工藤議員さんからもありました。どうぞ今回を契機として、皆さんもぜひ政治に関心を持っていただいて、将来はぜひ、答弁する私が立っている場所に立つ人、また、逆の席から議員としてまちづくりの質問をしながら一緒になって取り組んでいくそういう方、そしてまた、私の後ろにはそれぞれの課の課長たちがいます。公務員としてまた将来、南部町のために務めたいと、そういう人が一人でも多くふえていただければなと、そのきっかけになればいい議会だなと思ってございます。

それでは、質問にお答えを申し上げます。

まず、ニンニクについてでございますけれども、旧福地時代から生産されていた福地ホワイト6片種を今後、全国的にアピール、販売戦略をし、地元農業者と町が連携し、福地ホワイト品評会等を企画・開催できないかという点でございます。まず、現状についてお話しさせていただきます。

当町におけるニンニクの栽培面積であります。県農業普及振興室調べによりますと、平成18年は26ヘクタール、平成19年、20年が23ヘクタール、21年が20ヘクタール、ここはちょっと3ヘクタールほど変動が出ております。22年は25ヘクタール、23年から25年は26ヘクタール、今年度、26年は25ヘクタール、そしてまた、来年の見込みですが、大体25ヘクタールとなっており、栽培面積についてはほぼ横ばい傾向にあります。

当町では、ニンニクの生産増加施策として、ニンニクを含む野菜全般の補助事業であります。野菜等産地生産販売力強化事業を展開し、生産拡大として基盤強化を図っております。この事業については県の事業であります。県の補助率4分の1、それにプラス町の補助率4分の1、合計2分の1、半分の補助により実施しているものであります。補助対象事業は生産分野における

機械等の導入事業で、ニンニクに関しては今年度はニンニク掘り取り機、25年度においてはニンニク定植機を導入している状況にあります。

ニンニクの生産拡大の施策としましては、現在、水田の事業である経営所得安定対策により、南部町では転作の地域振興作物としてニンニクを設定し、作付面積の増加を図っているところであります。

また、平成19年度から23年度までは南部町ニンニク優良種子購入助成事業、これは単独事業でありますが、実施いたしました。この事業は福地ホワイ特6片種発祥の地として良質で安全なニンニクの生産拡大を図るため、農業協同組合の推薦する優良種子購入について購入に要する経費の3分の1を補助したものであります。事業の効果としましては、生産者の優良種子への更新が行われたこと、そして、作付面積は当初23ヘクタールでありましたが、26ヘクタールになっております。およそ3ヘクタールの増加となりました。

23年、24年、25年度については、青森県では八戸農業協同組合を窓口として青森県ニンニク生産基盤強化対策事業を実施し、購入に要する経費として同じく3分の1を補助して事業が引き継がれています。県の事業3年間で、南部町の農業者1名の利用がありました。

ご質問の全国的にアピール、販売戦略をし、地元農業者と町が連携し、福地ホワイ特品評会等を企画・開催できないかという点でございますが、県内には有名産地、作付面積の多い産地が多数あります。当町の苫米地地区が福地ホワイ特6片種発祥の地であることを強みとして生かし、県内を初めとし、首都圏における物販等における取り扱い等、情報発信の検討をしてみたいと考えております。今後、生産力強化により、生産農家や生産量が増加してきた場合、品評会等についても検討していきたいと考えております。

また、当町のニンニク栽培については、集品率を高めていただきたいと願っております。現段階としては、広域合併をしている八戸農業協同組合の強みを生かし、構成産地の情報共有、また、営農指導等のメリットを最大限に生かしていただき、構成する市町村の行政枠を越え、ニンニクの生産、品質向上を図ることが当品種の価値観を高めるものと考えております。さらに、生産者の所得向上を期待し、その後の広域的な大規模な品評会により、生産者各位の生産力、技術が切磋琢磨され、総合的に効果があると考えてございます。

参考までに、当町の面積、今26ヘクタール、田子産、全国的に田子ニンニクということでは有名なわけですが、きょうは中学生もおりますので、この福地ホワイ特6片種というのはニンニクの種の名であります。ですから、この苫米地地区から出た種が田子に行き、十和田地区に行き、全てが福地ホワイ特6片種というニンニクなわけでありまして。その田子町さんが26年度産で145ヘ

クタール、意外と面積は五戸町さんのほうが現在167ヘクタールになっております。そして、新郷村が97、南部町が25、三戸町が18ヘクタール、八戸市が17、階上町さんが2ヘクタールということで、そのほかに恐らく十和田市、六戸、七戸、上北地方が非常に今、ふえている段階でございまして、私はこのニンニク発祥の地、工藤議員と同じ考えで、お土産にも使用し、その都度、発祥の地だということをPRしてまいりました。しかし、やはりある程度の面積がふえていかないと、やはり少ない面積ではどうしても立ち向かうことができないと、そういう思いで、19年度から町単独の種子購入費を助成したわけでありまして。恐らく、その効果もあって3ヘクタールがふえてくれたなと思っております。

今、横ばいになっておりますので、いろいろ農業者の方々の取り組む考え等々もあるでしょうし、そういう部分、関係機関の皆さんとさらに意見交換をしながら、品評会についても開催、どのような形にすればいいのか、そして、単なる品評会であってはやはり生産量では全く差が大き過ぎますので、私は少ない面積でもやはり発祥の地という地域ブランドをPRしていくためには、まさに発祥の地にふさわしいプレミアムニンニク、または、「ホホワイト」ですので「黄金」というわけにはいかないんでしょうけれども、そういう極上ニンニクとか他とは違うんだという部分を出していかないと、やはり少しのイベントだけでは田子産を含めながら面積の多いところにはかなわないだろうと、こう思っております。ですから、そういう栽培技術等も研究していただいて、極上、それがまさに発祥の地の我々南部町の福地のホホワイトなんだ、ニンニクなんだと、こういうふうに進めていければと思っております。

市場価格、非常にニンニクは高値でございます。ですから、ぜひ、所得向上のためにもニンニク農家がふえてもらえるように私どもも努力してまいりたいと、こう考えております。

次に、人口減少に伴うご質問でございますけれども、南部町の未婚化・晩婚化と農業後継者不足の対応に関するご質問にお答え申し上げます。

人口減少が進む中、少子化の主たる要因として未婚化と晩婚化が挙げられております。これらについて町としての統計的な数値はございませんが、全国の例に漏れず未婚率は増加しているものと推測されます。結婚については、当人の人生観や価値観に左右され、本人のプライドにもかかわるもので、最近では、関与するにしても慎重さが求められる繊細な課題として認識しております。したがって、行政において積極的にかかわっていくことについては、意見の相違もあるかもしれませんが、人口減少が地方の深刻な課題となっていることから、少子化対策、地域活性化の観点からも婚活施策に対して適切に支援をしていくことが必要であると考えております。

現在、商工会青年部では、南部街コン事業として独身男女の出会いの場づくりに取り組んでお

り、町も今年度から資金面で支援しております。町といたしましては、希望する者同士が結婚できるように社会教育や各種イベントなどを通じた触れ合いの機会をつくり、あるいは異業種間の出会いの場の創出支援など、関係機関と連携を図り積極的に支援してまいりたいと、こう思っております。若い青年部の方々と一緒に話しました。そうすると、若い方々は、町も支援するよと、金額的な部分でも支援を考えているからという話をすると、意外と行政が入るとどうしても制約される部分があって、できれば自分たちでやりたいという話でありました。しかし、青年部も2回ほどやりまして、やっぱりある程度の予算というのもこれは伴うわけでありますので、そこは今年度から町も支援はしたけれども口は出さないという中で、若い人たちが企画をして行っております。

ただ、1つだけ私からも言わせていただいたのは、せっかく果樹の産地でもある、中だけではなくて、1つはサクランボ、カップルで来ても非常に喜ばれるもぎ取りができるサクランボもあります。そういう園地で焼き肉を食べながらやったら解放感も出てくるんじゃないですかということ話は話もさせていただきました。次年度以降、それもおもしろいなということを青年部の方々も話ししていただきましたので、あくまでも強制的にではなく、いろいろな当町を生かした中での街コン、こういうのを進めていけるようにまた取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、農家の後継者不足でございますけれども、農家の後継者不足は農業を維持していくためには解消していかなければならないまさに重要な課題であります。町では平成19年度より、農業後継者を育成・確保し地域振興を図るため、町単独事業であります新規就農者支援事業を実施し、平成26年11月末現在で31名の新規就農者が農業後継者として就農、定着しております。平成24年度からは、国でも、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的とした青年就農給付金事業が開始され、平成26年11月末現在で7人と2組の夫婦の方に国の事業を実施しております。1つは、やっと24年から動きました。国が動く金額がもう、町と全く差があるすごい支援なわけであります。ただ、私どもは19年度から町単独でも、新規就農者の方々が少しでも農業を営んでいく中において最初の3年間、ここがどういう農業形態でいくか悩みながら新規就農者は恐らくするわけであります。また、当然、資金的にも厳しいということで、19年度から県内でも先駆けて単独の就農支援を行ってまいりました。

これは今後とも続けていただいて、若い方々も、ぜひ中学生の方々も、農業はきついと、そういう部分ばかりとらえがちでありますけれども、自分で休みを決められるのは、農家は経営者、社長でありますので、自分で決められる。サラリーマンは休みをとるときには上司に伺いを立てて、決裁をもらって休まなければならない。ただ、農業は自分が、きょうは休み、あしたは休む、

そこにあわせて作業すれば休むことができますし、冬の期間、長期間休みがとれるのはサラリーマンでは日本の中ではまずありません。農業という中には他にないすばらしいそういうものもある。そういう中で、当然生活していく上で経営が成り立たなければなりませんので、いろいろ工夫もあると思いますが、決して農業は暗いばかりではない、つらいばかりではない。農業でしっかり成功して、多くの顧客を持ってやっている農家の方々もおります。ぜひ、政治の部分もそうですし、農業に関してもまたぜひ真剣に考えていただければと思います。

町では、人と農地の問題を解決するため、人・農地プランを作成し、毎年見直しを進めておりますが、農業後継者におきましても地域の中心となる経営体として位置づけ、農地の集積・集約化を進められる体制づくりに取り組んでおります。さらに、今年度から農地中間管理機構が事業を開始したことにより、農業後継者への農地の集積・集約化が図られるものと期待しているところであります。

町の今年度からの新たな取り組みとして、農業後継者の育成と新たな農業者の確保に向け、45歳未満の農業後継者、親元就農者、新規就農者、就農希望者などとの意見交換会を開催いたしました。農業に対する意見、要望、悩みなど、若い人たちの後継者が抱える問題が解決できるようにさらに関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。今後も農業後継者対策による支援やフォローアップをすることにより、農業後継者が農業をしやすい環境となるよう、国・県、農協など関係機関が連携し、農業後継者の育成・確保に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

先般の若い農業者との意見交換では、ぜひ海外研修等々も企画してほしいと、そういう要望もあります。いろいろなジャンルの経営の方々でしたから、今後は1つのテーマを絞りながら、組織を今してもらうことで進めております。何とか町としても若い農業者がまた、南部町は海外の研修もできるんだと、そういう部分をぜひ町として考えていきたいと思っております。どういう団体を募集すればいいのか、絞っていいのか、そこはまたちょっと詳細はこれから詰めなければならないと思っておりますが、若い農業者が南部町で農業をしていればそういう特典もあるよと、そういう1つの目標・夢を持って取り組めるような支援事業をぜひ新年度に考えてまいりたいと、こう思っておりますので、議員からもさらなるまたいろいろなご指導、ご意見等をいただきながら、農業後継者が一人でもふえていくように一緒に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 大変前向きな答弁をありがとうございました。先ほど申しましたように、以前からこの2つの内容は一般質問で取り上げたらいいのか、それとも個々に相談したらいいのか、担当課にしゃべったらいいのかというのを温めておりましたが、今どきはインターネットで検索すればいろんな情報が検索されるわけで、その1つをちょっと紹介してみたいと思います。

ニンニクの起源は古く、約4,000年前の古代エジプトにさかのぼります。砂漠の厳しい環境の中、巨大なピラミッドを建設するために、過酷な作業を課せられた労働者のスタミナを支えたのがニンニクと伝えられています。ニンニクは、エジプトからシルクロードを経てアジアに伝えられ、日本では紀元前1世紀の10代目の天皇、崇神天皇時代に珍重されたと伝えられています。また、ツタンカーメン王の墓にもニンニクが入っていたということでございました。また、栽培面積、先ほど町長がおっしゃいました栽培面積等々も調べてみたいと思っていた中、なかなか出てこなくて、ある一部の情報ですと世界的には中国が8割の生産量を占めていると。日本ではやはり青森県が80%の生産量を占めて、市町村別では十和田市が最も多いと。その次には、面積ではなく、田子町は40年前からブランド化に取り組み、成功して、福地ホワイト6片種は田子で普及したというふうに書いてあるのが非常に残念でございました。

また、ニンニクの日というものがあまして、日本では日本記念日協会が鹿児島県健康食品メーカーの申請を認可し、2月29日を2・2・9、ニンニクの日として登録したと。ご存じのとおり、2月29日はうるうでございます。4年に1回しか来ません。4年に1度だけの記念日を盛大にやるんだそうですが、ちなみに、田子町長の町長車も229です、ナンバー。そのぐらいアピール力が強いなど。田子は大分前からやっていたなんていう、私の知り合いもありまして、当時、役場職員でニンニクの生産あるいはブランド化、販路拡大に全国を走り回っていた職員が、なぜか商売っ気がついて、役場を退職して自分で商売を立ち上げたという方がいらっしゃいまして、ご存じかもしれませんが、田子のニンニクは、今はこの番組はないんですが、「どっちの料理ショー」という番組があったと思います。三、四回取り上げられて、田子ニンニク、おいしいおいしいというふうになって、一躍田子町は全国一だ、おいしいんだというネーミングといいですか、テレビの力は恐ろしいものでそういった効果があったんだと思います。

そして、我が南部町は、今、町長おっしゃいましたように、二十五、六ヘクタール、26に来年はいくらというデータを私、見つけられなくてですね。主に県内地域で栽培されていると。もちろん、面積、田子、三沢とか五戸というのが面積が多いわけですが、面積が多い地域のほうが何か勝ったような文面でございました。各町村で栽培されている。栽培されていないところを見つ

けると、新郷、南部、階上だったですね。今、おっしゃった栽培面積を見ますと、新郷も97ヘクタールもあるのにそこは何か削除されているのか、また、南部町も25、南部町はまさしく福地ホワイトの発祥の地が、栽培されているというところに載っていないというのが非常に残念でございました。

これらのニンニクに取り組む町長の、個人的にもお話をして、桐の箱なりそういった部分にきれいなニンニクを入れて、しょっちゅう東京、また、国会等に陳情しに行く町長さんにおいては、お土産とか宣伝にさせていただくようにしていただきたいなど。栽培面積があるところというのは、かなりやっぱり販売力があるものでございます。町長おっしゃるように、栽培面積では到底膨れ上がっていく面積ではないというふうに私も感じますので、やはり品評会等、品評会というのは非常によく、きのうもリンゴ品評会が開催されております。青森県リンゴ協会の主催によるリンゴ品評会、県南の部。南部市場に展示をして優勝とか優秀賞とかつけるわけですが、その出品されたリンゴは、10キロ単位ですが、全て南部市場で競りにかけられるんです。通常、贈答品、リンゴというと四、五千円ぐらいというのが主流の値段ですが、品評会等に出されたリンゴは8,000円ぐらいです。倍ぐらいの値段で取引されます。それでももったないのかというふうな注文があるというふうに伺っております。

ぜひ福地ホワイト6片種の品評会等々も開催されれば、そのニンニクが欲しいんだというふうなお客様が全国には必ずいらっしゃると思いますし、そういう収穫の需要があれば、収量の需要があればもっとじゃあふやしていこうかという農家の方々の意欲にも結びつなっていくのではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひ、いきなり面積から突入するのではなく、小さい規模でも品評会、ちょうどニンニクが収穫される時期には福地でジャックドまつりという祭りも開催されますので、それと併用するとか、そのイベントでという企画を提案してみたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、人口、後継者不足のお話でしたが、きょうは山田議員、商工会長さんが欠席でございますが、街コン事業とか婚活、そういったことをしているというのも私、伺っておりました。実はそれこそ私も、1999年、平成11年、今から15年前に、当時南部町だったわけですが、農協青年部の部長をしていた時代に、ねるとんお見合いデーというお見合いパーティーを開催したことがございます。もちろん町から予算をいただいて、急な発案にもかかわらず対応していただきましたが、15年前に私、これを開催して、当時、デリー東北の新聞に載ってまして、これをちょっとコピーして持ってきましたけれども、皆さんにお配りできないのが残念ですが。もう既に私やっていて、農業の後継者ですよというのを初めからうたって開催しました。FMラジオのちょう

どお昼の番組、「チットチョットカフェ」という番組に出させてもらって、その宣伝効果があったのか、ラジオを聞いているんですね、皆さん。遠くは青森市、平内町、二戸市とか、いろんな方々から19人応募が来まして、本当に真面目に、いい方であれば職業じゃないんだと、いい人であればおつき合いをして結婚したいという方々が参加していただいて、ちょうどまたよかったんです。男性19人、女性19人で、どちらが多くてもちょっと困ったなと思いきや、偶然同じ人数で、全部カップルになればいいなと思いきや、8組のカップルが誕生しました。でも、惜しいなと思ったのは、テレビでやっているように本人が女性を目の前にして花束を持って「お願いします」とかと言う、これはちょっとできないんじゃないのかなと、できたらとっくに結婚しているわけでした。できないから独身なのかなと。なので、人前で渡すとか告白するということはできないと思って、小さい紙に番号を書いてくださいと、女性も男性も。番号を書いて、我々スタッフが回収をして、後で裏で合わせてみて、誰がカップルになったというふうなことをしましたが。ただ、私、この団体お見合いに、パーティーなるものは、ちょっとだめだったなと反省する部分がたくさんありました。先ほど言った番号を書いてくださいというのは、いっぱい書くんですね、1人の男性が。あれもこれもいいと。いや、1番誰、2番誰でもいいですけども、結構そういった人がいまして、要するに分析しますと、目移りするんですね、女性が19人もいると。19種類といいますか、19人趣味がいろんな、こっちもかわいい、こっちはきれいだし、そういう戸惑いがいっぱい書かされたんでしょうね。いっぱい書いた人に限ってだめだったんです、やっぱり。そういうデータがございます。

私は、こういった簡素的な、気楽に参加できるから、初めて会った人にもいろんなお話をして、友だちになれて情報交換してというふうな結びになっていくのだった予定が、やはり最近では、今、全国でいろんなイベント、南部町もやったわけですが、私はすぐさま逆バージョン、今はもう団体ではなく1対1のほうがいいんじゃないのかなと。昔で言えばお見合いですよ。誰かの紹介といいますか、そういうほうが目移りしないわけですよ。3人も10何人もいないから、これもこれもこれもいいなというふうにならないわけでした。昔で、ここにネクタイ締めている方々は、それぞれ既婚でいるわけですが、お見合いだったのか恋愛だったのかはあれですけども、団体ではなかったんじゃないのかなと思います。昔にさかのぼったほうがいいんじゃないのかなというふうに考えております。仮に町長さんがどこかの娘さんを紹介すれば、いや、町長が紹介するんだから大丈夫だろうということで、信頼度というものもあるわけ。昔で言えば仲人さんですよ。仲人をしてくれる人がちゃんと責任を持って、どちらにも責任を持ったいい若者・女性ですよというぐあいで勧められて、若いうちから結ばれた方々がたくさんいらっしゃるというふう

に認識しております。だからお見合いパーティーがだめだということではございませんけれども、そういうふうな感じがしております。

人口減少等も、経済学者から言わせれば、経済成長と因果関係があるんだというふうに言われております。人口増加率と生産性の向上率は明らかに反比例しているんだと。住宅事情が向上して、通勤の混雑、通行渋滞は緩和されるはずだし、1人当たりのGDP、国内総生産は上がるんだというふうにも言われております。地方では、高齢者の年金を主とする老人経済で成り立っていたんだと。しかし、全国のもう5分の1の自治体では高齢者が既に減少していて、高齢者がいなくなるということは、限界集落ではなく消滅集落になる。これもテレビでもやっていました。なっていくんだというふうに言われます。

○議長（坂本正紀君） 工藤議員、理事者に対しての質問でありますので、簡潔明瞭に質問の内容をまとめて質問してください。

○4番（工藤正孝君） わかりました。町長答弁のこれからの未婚化についても、農業後継者不足についても、対策は既に講じられている部分と、来年度からも尽くしていくということでございましたので、つけ加えて特にはお話しすることはないのかもしれませんが、何とか町民のために期待できる対策が毎年毎年、これからもずっと講じられていくようになればいいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ニンニクのほうにつきましては、発祥の地という部分を生かしたいなと思っております。私も、先ほども若干言いましたが、出張等なんかでお土産として買っていくときにやはりちょっと高級感を出したいなという思いで買うんですが、残念なのはその桐の箱に入って、あれは300グラムでしょうか、三戸の方なんです。ですから、買って持って行って発祥の地だと渡しても「三戸町」と書いてある。そこが非常に残念で、そういう部分を地元、決して高級品ばかりということではなくて、そういうことからやっぱりどなたか地元でも取り組んでいただいて、やっぱり「南部町産」「福地」と入れば、またいただくほうも我々渡す側としてももっと強く言えるなと思っております。非常に高値でここ来ていますので、何とか農家の方々の所得向上にも向けて、また関係機関と取り組み、また、品評会、独自という部分は先ほども

ちょっと言いましたがちょっと厳しい、まだかもしれません。ただ、議員おっしゃっていましたが例えばジャックドまつり、そういうお祭り、現在行っているイベントと一緒にやると、こういう部分については、すぐ対応できる部分だと思いますので、また商工観光、農林課、観光協会さんを含めながら、祭り・イベントのほうの企画というのにも検討してまいりたいと思います。

また、お見合い、街コン等でございますけれども、1対1、一番集中してできる相対かなと思っています。今、大体行われているのは同じ人数なり規模で、どちらかというとお互いが席を移してというのが一般的だと思いますが、昨年、当町でやったとき、実はこっそり見に行きました。なかなか盛り上がっていないかと、ちょっと元気づけに一回りしたんですけれども、何かお邪魔虫的な部分も感じたりして、その後、上から見ていましたが。時間ごとに、はい時間です、はい次の席とやっていました。ちょっと盛り上がり、若い人たちにとっては、もう少し盛り上がってもいいなというのを感じました。そこで、先ほど言った、やはり1つの解放感的な部分ですね。当町にはサクランボに限らずブドウ、ナシ、そういうもぎ取りをして食べながらという、そういうのも、これは我々南部町、まさしくふさわしい園地がいっぱいあると思っていますので、そういう部分で何とか盛り上げながら、今、ただ、個人情報保護法の関係で、なかなかその方々の住所を町としても把握できない。仮にしたとしても、それを提供できない。ですから、知り合った方がやはりその場で、今はもう携帯の時代でしょうから携帯番号をお互いが教え合って、そこから交際を続けていくという形が主だと思っています。

町としても非常に未婚・晩婚というのは重要な課題でありますので、我々は子孫を残すと、そういう責任も我々、これは男女にあるものだと思っています。よりよい機会をつくりながら今後でも取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。

これで工藤正孝君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時46分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

7番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

(7番 根市 勲君 登壇)

○7番(根市 勲君) きょうは中学校の生徒さんたち、傍聴席においでくださいましてご苦労さまです。また、議員と町政の質問に対しての町長からの答弁もございますし、これを参考にし
て勉強に役立てばいいかなと思っております。よろしくお願いします。

私は、今回の定例会で南部町の稲作農家の現状と課題について質問させていただきます。

今回、稲作をテーマに取り上げたきっかけは、私の知り合いで農協へ勤めている方からのお話
でした。現在、どこの農協の窓口でも来年春に植えつける苗の予約を個々の農家から受け付けて
いるそうですが、今年度の稲作農家からの出荷米に対する概算金の支払い額が前年比で1俵当
たり3,000円近い値引きだったために、多くの稲作農家が来年の苗の予約をどうするか非常に悩ん
でおり、予約状況が大幅に落ち込むのではないかと大変心配しているということでした。

このような状況で、仮に現在よりも稲作農家が耕作意欲を失って多くの田んぼが耕作放棄地
になった場合は、町内の農家だけにとどまらず、地域の集落のさまざまな活動に壊滅的なダメージ
を与えて取り返しのつかない結果を生み出しかねないと危惧されます。

県でも11月20日ごろに、県内の地域ごとに最も効率的な稲作農家の収入増加の作付試算を作成
してマスコミに発表したようですが、我が南部町の稲作農家の場合は、上北、下北、津軽地方と
違って規模も小さく、先祖代々からの大切な田んぼだからとの思いだけで、今までも採算は二の
次に考えて耕作を継続してきたと考えられます。しかし、今回の農協の評定した価格は予想をは
るかに下回った設定であったために、意欲をなくして稲作を諦める農家が増加することも容易に
想像がつかます。

私は、町の農業政策、町内の稲作農家が少しでも収入の増加につながる方策や、耕作意欲が失
われることがない、不安が少しでも減少するような施策の立案の作成と、地域農家への説明は急
いで行うべきだと思いますが、具体的な計画はどのように考えているのでしょうか。年内あるい
は年明けの早い時期に詳しい説明会等を開催して耕作を促す努力はしていただきたいと思いま
す。以上の思いから、通告に基づいて次の5点について答弁をお願いいたします。

1点目として、町内の稲作農家の戸数と作業委託等の形態はどのようなになっているのか。

2点目として、生産された米の販売状況や自家消費及び贈答用、農協への販売、業者への販売
等の割合と今後の方向性はどのような状況か。

3点目として、飼料米の生産はどのような状況か。

4点目として、現時点で稲作農家に対する所得補償はどのような見通しか。

5点目として、稲作農家が希望と夢を持てる施策は考えているのか。また、農業委員会等の会議ではどのような打開策が議論されているのか。

答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

米価の下落でございますが、本当に我々の地域は津軽、上北地域と違って栽培面積は少ないわけではありますが、それでも深刻な問題でありますので、町としても今、いろいろな支援策も検討しているところでございます。きょうは稲作農家に関する質問について、5点の質問になっておりますので順に答弁申し上げたいと思います。

まず、町内の稲作農家戸数と作業委託等の形態についてのご質問であります。2010年、センサスが一番近いのが2010年でございますので、農林業センサスのデータによりますと、町内の販売目的に米を作付した稲作農家数は937戸であります。作業委託の形態につきましては、同じく農林業センサスのデータによりますと、町内販売農家のうち約98%が何かしらの作業を他者に委託しております。作業別に見ますと、乾燥、調製の委託が約90%、稲刈り、脱穀の委託が約78%、田植えの委託が約24%、育苗、耕起、代かき及び防害虫防除の作業については、それぞれ約15%前後の農家が委託しております。また、6%の農家が育苗から乾燥、調製までの全作業を委託している状況であります。ほとんどの方々が何かしらの委託をしながら取り組んでいるという状況でございます。

次に、生産された米の贈答用を含む自家消費量及び集荷業者等への販売量の割合と今後の方向性についてでございますが、まず、自家消費量及び集荷業者等への販売量の割合についてでございますが、贈答用を含めた自家消費量、農協等への系統出荷に対する販売量及び地元業者以外への販売量については、推計値でございますが、自家消費量の推計値であります。飯米農家を含む農家個々の主食用米作付面積のうち10アールを自家消費分とすると、自家消費相当の面積は約166ヘクタールとなり、これに過去の実績・データから求められている南部町の平均反収10アール当たり568キロを用いて推計いたしますと、町内の自家消費量は約943トンとなります。

続いて、集荷業者等への販売量でございますが、10月20日現在の平成26年産の主食用米につい

て農協等への系統出荷量が約1,218トン、地元業者への販売量が約649トンとなっており、町内集荷業者等への販売量は合計して約1,857トンとなっております。

また、町内出荷業者等以外への販売量を先ほどの自家消費量の推計の際に用いた平均反収568キロを使用して推計いたしますと、自家消費分を除く主食用米の作付面積約530ヘクタールに対し生産量は約3,100トンとなり、集荷業者等への販売量1,857トンを差し引くと1,113トンとなり、この数値が直接販売や町外業者等への販売される数量と推測されます。

これらの推計値から、自家消費量と集荷業者への販売数量の割合を算出いたしますと、自家消費量約24%、町内集荷業者等への販売量が約47%、その他販売先への販売量が約29%と推測されます。

次に、販売等に関する今後の方向性についてお答え申し上げます。

まず、価格の動向を見ますと、農林水産省が10月30日でありますが発表した平成26年産米の9月の相対取引価格によりますと、「つがるロマン」では60キロ当たり1万1,898円、前年同月から比べて1,352円の減、「まっしぐら」では60キロ当たり1万149円、3,161円の減となっており、9月16日に全農県本部が発表した農家への概算金がそれぞれ3,200円引き下げられたことから考えると、取引価格はまっしぐらでは概算金と同程度の下落、つがるロマンでは概算金ほどの下落幅になっていない状況であります。

次に、販売数量等の動向についてであります。昨年の水害の影響や圃場整備、ことしの作況の状況等により一概に比較はできませんが、出荷業者への出荷量は昨年と比べ増加したと伺っております。

米価下落に対する国の対応として、11月14日の西川農林水産大臣の記者会見においては、民間事業者の米の売り急ぎによる安売り競争を緩和するため、広域社団法人米穀安定供給確保支援機構に対して支援し、機構による米の一時保管等により流通速度をおくらせ、米価が適正に評価されるよう対策をとると述べており、この対策により現状の取引価格が少しでも改善されるよう期待しているところであります。

次に、飼料用米の生産状況についてお答え申し上げます。

平成26年産の飼料用米の取り組み者であります。南部町では4戸であります。生産面積は約10ヘクタールでございます。なお、4戸のうち3戸が生産した飼料用米の自家利用、または結びつきのある畜産農家への直接販売の形態をとっており、他の1戸は商社等を通じた販売形態をとっております。

次に、稲作農家に対する所得補償の見直しについてお答え申し上げます。

主食用米に限って見ますと、現在、国が実施しております経営所得安定対策事業では、国・県などにより示される生産数量目標に従って米の生産を行った飯米農家に対し、10アール当たり7,500円が支払われる米の直接支払い交付金と、同年産の米、麦及び大豆等の販売収入額が平均の標準的販売収入額を下回った場合に、下回った収入額の9割を国からの交付金と農家の抛出による積立金により補填する収入減少影響緩和対策により補填、補償されることとなっております。

また、平成26年産米に限り、収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策が実施され、収入減少影響緩和交付金が発動され、米の部分の補填が行われる場合に農業者からの抛出を求めず、同交付金に係る米の部分の補填の国費分の相当額の5割が交付されるものであります。

しかしながら、来年度以降について、米の直接支払い交付金は平成30年度から廃止されることが決まっております。来年度から収入補填に係る対策が、収入減少影響緩和対策に一本化されることとなっております。この収入減少影響緩和対策は、今年度までは加入要件として認定農業者、または集落営農が対象となり、認定農業者では畑を含む経営面積がおおむね4ヘクタール以上という規模要件と、農家から抛出金を求める制度となっております。国では、平成27年度から同対策に係る法整備を経て規模要件を廃止、認定農業者、認定新規就農者、または集落営農であれば加入できるよう加入要件を緩和する予定になっております。今後、町としても収入減少影響緩和対策の移行のため、農家の皆様に対して認定農業者制度等の周知、加入、支援を進めてまいりたいと思っております。

ただ、非常に直接支払いと違って、支援内容が低くなっていると感じております。もう少ししっかりと支援をしていかないと、本当の稲作農家は大変、まさに耕作放棄地になりかねないと思っております。ですから、1つの方針を国で決めておりますので、我々はまた議員の皆様と一緒に、この収入減少対策支援、この中身についてもう少し濃い支援内容にさせていただくようにしていかないと、制度があっても当町の稲作農家については規模が非常に小さい、1反歩2反歩が主の稲作農家であります。しかし、しっかり支援していかないとこれは、制度があるので加入してくれと言っても加入する人が実際少ないんです。やはりもう少し条件をきちっと手厚くしていかないと、制度があっても結局加入する人がないとなると私は意味がない、そういう制度になってしまうと思っておりますので、これは今後、町村会を通しながらでもまた働きかけをしていきたいと思っております。

前回、県の町村長と国会議員の方々との懇談会がありました。そういう席上において、やはり津軽のほうは深刻な問題であります。1農家当たり面積の規模が大きいものですから、今回の下

落によって10町歩単位でやっている方々は恐らく、3,000円ですので300万ぐらいの減収になるわけで、死活問題になってきます。そういうことから、民主党時代に行っていた1万5,000円、これを2万円に逆に上げるべきじゃないかと、こういう発言も町村長からも意見が出ております。非常にこれは現実的には難しい数字でしょうけれども、やはりそれほど深刻なことだというふうに捉えております。我々もまた、議員の皆さんと一緒にそういう要望もしていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく議員の皆様にもお願い申し上げたいと思います。

次に、稲作農家が希望と夢を持てる施策についてでございます。

まず、国が実施する経営所得安定対策事業では、先ほどお答え申し上げた米の直接支払い交付金などのほかに、転作作物に対して交付金の交付を行う水田活用の直接支払い交付金がございます。大豆や麦、飼料用米などといった国が設定する戦略作物のほかに、地域の特色ある産地づくりに向けた取り組みを推進するため、市町村段階で助成作物及び交付単価を設定することができるとなっております。現在、町の助成作物は、ニンニクやエダマメを初めとして野菜等27品目が設定されております。特色ある産地づくりに向けて、主食用米から飼料用米や野菜などへ生産を誘導し、水田の有効活用、生産の振興、また、経営リスクの分散を図っていきたいと考えております。

また、当町では、南部達者米としての米のブランド化を進めるため、県、農協などの関係機関及び町内の農業者で組織する南部町産米ブランド化推進委員会にて、安全・安心で消費者に買ってもらえるような米づくりを目指し、協議・検討しているところでございます。当初、「達者米」として商標登録を申請をいたしました。そうしましたら、「達者」という商標をとっている企業の方々が非常に多くて、「達者米」ということでも申請がされませんでした。そこで、何とか関係、知り合いの方々から案をいただいたのが、「南部」という冠を先につければもしかすると商標登録が可能かもしれないというそういう意見をいただいたものですから、「南部達者米」で申請をしてみました。そうしましたところ商標登録が可能となりまして、現在、南部町として南部達者米の商標をとってございます。

今、関係団体の皆さんと、ある程度の基準をつくらないとこれはブランド化になりませんので、そこを今、農林課のほうで最終の詰めのほうに入っております。そういう1つの南部達者米という中で売り込んでいく時に、農薬の問題を含めながらきちっとしていかないと、これは取り扱っていただけないと思っておりますので、米、稲作農家を中心として農業経営をしている農家の方々は非常に少ないんですけれども、しっかりと我々も稲作農家の方々が少しでも希望を持って取り組めるように今、進めているところでございます。

そしてまた、議員からも心配されていましたが米価下落に対する事業でございますが、津軽市さんはほとんど米農家の地帯であります。いち早く支援策を出しました。当町、今回の下落に関しては、やはり少しでも農家の方々の負担を軽減したいということで、今定例会、あすの本会議でございますけれども、米価下落緊急支援対策事業補助金として計上してございます。町の財政、厳しい状況の中での支援ですので、満足いく金額ではないかもしれませんが、我々も少しでも農家の負担を軽減したいということで、明日の本議会で予算、採択をいただく予定で進めておりますので、何とか議員の皆様にもご協力いただいて予算のほうの可決もしていただければ、早速準備に入りまして、まさに来年産の種の購入、農家の人が非常に困っているという根市議員からもご指摘ありました。その購入に間に合うようにしたいと、こう思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

これからの米政策等の見通しが不透明である中で、関係機関と連携し、情報収集及び情報発信を行うとともに、町内米生産者の意欲的な活動に対してまた支援をしてまいりたいと考えてございます。農業委員会のほうで、局長のほうでもしわかっている部分があれば、この後、局長のほうからも答弁をさせたいと思います。

ぜひ、きょうは中学生の方々も見えております。なぜ米が下がっていくのか、余るのか、これはもう中学生の皆さんでもわかっていると思います。今、米を食べる日本人が少なくなっている。恐らく若い方々、パン食のほうが多い生徒の方も多いのではないかと思います。我々がしっかりと米を食べていけば余ることがない、そしてまた、今回のような下落になっていかない。ですから、我々日本人は米が主食であります。米をいっぱい食べていただくことによって、また稲作農家も元気になりますし、早寝早起き朝御飯、そういう条例で取り組んでいるところもあります。健康的にいいと思いますので、ぜひきょうからまた、今食べている御飯の倍ぐらい、若い人たちは、恐らく1杯だけではなく2杯、3杯とおわりする皆さんだと思いますので、皆さんに2杯食べてもらえば一気にその部分も解決していく、そう思っておりますので、ひとつ皆さんとともに、またお米を食べて健康で頑張っていただきたいと思います。

私のほうから以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（北山 哲君） さっき根市議員の質問の中に農業委員会というふうなことがありましたけれども、農業委員会のほうといたしましては、農用地の移動に関することを主

にやってございますけれども、まず、ここまで米価が下落するとは皆さん、農業委員の方も、また稲作農家の方も思っていなかったと思うんですけれども、農業委員会でやっていることといたしましては、農作業に対する標準賃金の設定等を毎年、年度末に行ってございまして、その中で、農業を頼まれてやっている田植えとか稲刈り、その賃金が安いと。このままでは農業、米農家はやっていけない。そのほかにも、農地等、田んぼですね、利用権設定と言いまして、年間お金を払って田んぼを借りている方も結構ございます。その方もこのままではやっていけないというだけの、今の情報としてはその辺のことでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） 町長の答弁、わかりやすく説明していただきましてありがとうございます。

私は9月にも農業経営について述べさせていただきましたけれども、今回は米。春から秋にかけて農家の収入が減少している、その中で町がどのようなビジョンを出してくるのかなと、そういうふうな気がしておりましたが、結果的にまた米の暴落ということになってしまいました。我々南部町、小さい町でございますけれども、独特な町、伝統ある南部町といいますか、その中で、どういうふうなビジョンを立ち上げていけばいいのか、議員の我々も今後これからどうすればいいのか非常に迷っているところでございますが、町としては今後の新しいビジョンとか、そういうのがあれば町長のほうからお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 根市議員から、いつも農業関係者の方々の気持ちを代弁して質問いただいております。

今までも、当町の農業は、中心的なのはまず果樹が中心の農業形態だと思っております。そこにまた畑作があり畜産もありという形態でありますけれども。まずは、果樹というものは、新規で取り組むというのは非常に、収穫するまで、苗木を買ってきてやはり四、五年はかかるわけですので、恐らく果樹を新規の方々が行っていく場合というのは非常に、初期投資もありますので難しい部分があると思います。ですから、今やっている方々がしっかりと果樹生産が継続して

できるようにしていくためには、後継者づくりがやはり一番大事になってくると思っております。そういうことから、町独自の新規就農者支援事業というのでも始めたわけであります。

若い人たちが本当に農業に関心を持ってもらうためには、農業で生活ができる、そういう形態をつくらなければ、やはり取り組む方々は遠のいていくわけでありますので、しっかりと基本計画といえますか、基準といえますか、こういう反別を、何の品種をやれば幾らぐらいの収入になって、幾らぐらい年間収入が入りますよと。これは、県民局普及室のほうでもいつもそういう計算を出して、新規就農者のときなども説明をしております。なかなか周知しても来る方々も限られていく部分がありますので、もう少し農業に関心を持ってもらう。先ほども中学生にも若干呼びかけをしましたがけれども、農家で数千万、そういう方々もおります、実際。ですから、いわゆる農業のやり方、恐らくこれからの農業は系統出荷、いわゆる農協さんに出す一方でそこで値段が全て決められる、こういう農業形態は厳しくなってくる可能性が十分あるのではないかなと。ですから、今、成功して実際やっている方々は、そういう系統出荷とともに顧客をつかんでおります。顧客をつかんでいるということは、その年々の価格に左右されません。例えば、リンゴ10キロ、これを5,000円という契約をしていけば、まず大体その値段で毎年取引がされる。ですから、そういう顧客、みずからも頑張っていくことによって安定収入にもつながっていくと思っておりますので、そういう両面を持ちながら進めていきたいと思っております。

いろいろな部分で、基幹産業の町でもありますので、我々とすればこういう今回のようなときにはしっかりと行政として支援をしていくべきだと思っておりますし、過去にもリンゴが大変被害をこうむったときに、リンゴ農家に対する支援も行ってきました。今回の米農家についても、大幅な下落でございますので、ただ、まだまだ支援内容は物足りない部分もあると思います。そういう中で、農家の人たちも頑張ってもらう、我々も一緒になって考えて支援もしていくということで、今後もしっかりと対策を講じてまいりたいと思っております。

また、災害等、水害等においては、やはり農家の方々も、大体台風は9月から10月下旬ぐらいが中心になるわけであります。その時期の収穫をずらしていく。川沿いの方々はそのような農業経営というのでもやはり考えていかないと、水害が来るたびに収穫ができないということにもなりますので、それぞれの農家が考えていろいろな作物をやっているわけですので一方的にこちらからということもできませんけれども、そういう呼びかけは農林課のほうでも既に行っております。もろもろそういう部分で、農家の方々の皆さんの直接の意見、これが非常に大事になってくると思っておりますので、聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、先ほどの種子の購入ですが、購入している人もあればみずから種をつくっている農家

さんもあるわけであります。ただ、今回は自分でつくっている農家であっても、販売している農家であればその自分がつくった部分についても補助すると、こういう内容でありますので、少しでも足しになってもらえればと思っております。

これからも農業、基幹産業の町でもありますので、取り組んでいる方々が少しでも、特に若い方々が夢を持てる、そういう農業、我々も、先ほども申し上げました。何とか若い人たちが、ああ南部町で農業すれば海外に研修に行ける、そういうのもあるんだと、少し夢を持てるような政策というものを考えていきたいと、こう思っておりますので、今後ともひとつよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） また、町長のほうからわかりやすく説明をいただきました。私も農家の人たちの、その数千万というのは聞いております。でも、一般的にはどうしても厳しい状況のほうが多いように思っております。やはり今、人口も減少している中、後継者も少ない、そういう中で、子供らがどうすればいいのか、そこが一番大切だと思います。子供に負担をかけないで、南部町に生まれてよかったなと、そういうやはりまちづくりをお願いしたいなと。今後、地域を守り、国に立っていく人たちでございますので、どうか町でよい政策をご期待して私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで根市 勲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

※東寿一君 退席

（午前11時40分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

※工藤久夫君 着席

(午後 1 時00分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、2014年12月2日公示、14日投票と、衆議院解散総選挙となりました。新しい世の中を切り開くよい機会となりました。政治とか政党とかという事柄に対して、どう受け取られるでしょうか。特別な事柄ではありません。世の中のできごとをもっとよりよいものに変えたい、どうしたら変えられるか、気づき、考え、行動することではないでしょうか。選挙に行く、投票することが、どんなに困難な歴史をたどってきたか考えるよい機会となります。政治と金の問題などで政治不信を招いていることは、まことに残念なことであります。希望の持てる世の中にしていくため努力していくことを表明し、一般質問を始めます。

生産者米価について質問します。

農協の概算金は、前年を1俵3,000円前後も下回る価格が続出しました。「この価格では農業は続けられない」と言っています。どのように考えておられるでしょうか。

次の質問です。11月中旬、政府は緊急対策として当面の資金繰り対策とならし対策、収入減影響緩和対策の運用改善、早期の追加支払いの要請、安定供給のための売り急ぎ防止対策などを打ち出しています。一方、水田10アール当たり1万5,000円が支払われていた米の直接支払交付金は、7,500円に半減されたままになっています。資金繰り対策として実施されるのは、認定農家など条件があります。期間も1年のみです。年越しもできない農家に新たな借金を求めるもので、何の対策にもならないと批判されています。農協に概算金の追加支払いをさせるために早期の売りさばきを求めながら、価格の下落を防ぐための売り急ぎ防止を求めるのは、いい加減な対策と言わなければなりません。このようなやり方で国の対策と言えるのでしょうか。米価暴落に対して町や県、国に対してどのように対策を講ずるべきなのか、町長の考えをお聞かせ願いたい。

次に、国に対して生産と供給、価格の安定に責任を持ち、生産コストを保障する不足払い制度や水田の多面的機能を生かす直接支払い制度を確立するように訴える考えはおありでしょうか。

2番目の質問です。住民の健康促進を促す健康教育の機会提供についてであります。

県が訴える短命県返上を確実にするために、各自治体に対して町独自の取り組みに対する予算措置を実施するように訴える考えはおありでしょうか。

次に、健診内容に頸部エコー、腹部エコーなど、直接、血管の状態がわかる項目を追加する考えはおありでしょうか。

次に、小学校から健康教室を計画し、医師から直接話が聞ける機会をつくる考えはおありでしょうか。

福祉灯油助成についての質問です。

福祉灯油助成を県の事業にするよう提案し、町独自でも実施する考えはおありでしょうか。

次に、通学路の安全対策について質問いたします。

この質問の背景には、社会現象となっている子供の連れ去りや殺人事件、通り魔事件など、児童生徒の通学時の安全が脅かされていることがあります。このような状況から保護者の負担は重くなっているのではないのでしょうか。

1点目の質問です。小中学校の通学路の安全に対してどのような考えを持っているか、保護者にアンケート調査を実施しているのでしょうか。どのような状況でしょうか。

次に、通学路の安全対策の1つに街灯の増設を提案いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、農協の概算金は前年を1俵当たり3,000円前後も下回る価格が続出した。この価格では農業は続けられないと言っていますと、どのように考えておられるかについてであります。概算金につきましては、先ほど根市議員にもお答えをしたとおり、前年産より3,200円ほど引き下げられ、米生産農家では今後の経営に不安を抱いている状況であり、国が行う業者の米の売り急ぎへの対応により米価下落が防止されることを期待をしております。ただ、それだけで解決するかという部分については、私もそうとは思っておりませんけれども、まず、そういういろいろな対策は講じていくということは大事なことだと思っております。

米価暴落に対する町・県・国での対策はどのように考えているかというご質問であります。町では平成26年産米の生産数量目標に従って米を生産し販売している農家を対象に、平成26年産米の種子に対して面積に応じ50%を助成したいという考えで、本定例会として補正予算として計

上しております。これも先ほど根市議員のご質問の中にも答弁してございます。何とか来年度の来年産の種を確保する、そして生産するときに間に合うようにしたいということで、今定例会に計上させていただきました。

国では、主食用米の生産を抑え、飼料用米の作付へ転換を推進しておりますが、飼料用米を販売するに当たって農協等の集荷者を通さない場合、買い取り先を農業者みずから探すことが基本であり、そのことが取り組むに当たって最大の障害ともなっております。そのため、県町村会産業経済委員会における東北農政局と青森県との意見交換会の際、私も産業経済委員会の委員でありますので、国・県への要望として、関係機関と連携を密にし、耕種農家と畜産農家及び飼料会社等とのマッチングの取り組みを一層推進していただきたいという旨の要望をいたしました。

また、青森県町村会においては、午前中、根市議員の質問でも答弁しましたがけれども、特に稲作農家地帯の首長さん方からは、7,500円ではなくて2万円ぐらいに引き上げてもらわないと大変なんだと、こういう切なる要望もしているところでございます。非常に厳しい部分もあるんでしようけれども、我々町村会としてもまた一緒になって、南部町だけではなくて、これは町村会として、また、全国町村会として、そういう組織でやはりきっちりとお願いしていくということが大事になってくると思っております。

県の対策については、県では11月19日に発表した2014年度一般会計補正予算案に、県内農協グループが創設する経営資金融資制度に利子補給することで、農協グループの利子補給策とあわせ、無利子で融資を受けられるよう補正予算に組み込んだところであります。ここにつきましても、私も農業者の方々と常日ごろいろいろ懇談させていただいておりますが、議員からもご指摘がありましたように、融資利子補給だけではどうにもならないんだと、こういう切なる声をいただいております。こういうこともしっかりとやりながら、やはり農協さんも組合員の方々のことを、考えているんでしようけれども、さらにやはり、ましてや組合員でありますので、しっかり考えていただいて、利子補給はこれはあったほうが当然助かるわけですがけれども、もともと現金を返さなければならないという部分で四苦八苦するわけでありますので、そういう部分、しっかり考えていただくように機会あればまた話していきたいと思います。

次に、国の対策であります。新聞等の情報では、日本政策金融公庫のつなぎ資金を貸し付けから1年間無利子にすると打ち出しており、これは米農家の資金繰りを支援するのが柱であります。また、さきに申し上げました業者の米の売り急ぎへの対策を講じる予定となっております。ここも先ほど言いました。国にしても、県にしても、もう少し考えていただきたいなと、そういう思いで、せめて我が南部町だけでも、50%という2分の1ですけれども、町として少しでも負

担軽減になるようにと思い、今回計上させていただいておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

次に、国に対して生産と供給価格の安定の責任を持ち、生産コストを保障する過不足払い制度や、水田の多面的機能を生かす直接支払い制度を確立するように訴える考えはということですが、午前中も答弁いたしまして重複しますが、国では今年度以降も収入減少影響緩和対策にて安定的な農業経営ができるよう、農業者からの拠出に基づく収入補填を行っていくこととしており、町としても制度周知等を行い、加入促進に努めてまいりたいと思っております。

直接支払い制度よりも収入減少影響緩和対策は非常に、内容が少し、以前より、何ていいですか、私は支援が薄いのではないかなと思っておりますので、そういう部分はこれからしっかりと国のほうに訴えていきたいと思っております。農家の話を聞くと、いわゆる農家、農業者の拠出も当然あるわけでありまして、そういう部分で非常に難儀しているというふうにもお聞きをしております。

南部町の平坦な農地を対象に、平成19年度から実施しております農地・水・環境保全向上対策事業は、今年度から多面的機能支払交付金制度に移行されました。この事業は、農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するものであります。当町では、21地区で実施されております。また、中山間地域では、中山間地域直接支払事業を実施しております。この事業は、農業生産活動の継続や農地の多面的機能の維持・増進を図るため支援するもので、当町では平成12年度から50地区で実施しております。どちらの事業も、地域活動を通してコミュニケーションが図られるなど、今後も継続して実施できるよう国・県等へ関係機関と連携を密にし、事業の推進に努めてまいりたいと思います。

次に、住民の健康促進を促す健康教育の機会提供に関しまして、短命県返上を確実にするため、各自治体に対して町独自の取り組みに対する予算措置を実施するように県に訴える考えはないかというご質問であります。まず初めに、青森県及び当町の平均寿命の状況をご報告申し上げます。

昨年7月に厚生労働省から公表された平成22年市町村別生命表によりますと、平均寿命は全国では男性が79.6歳、女性が86.4歳となっております。都道府県別では青森県は男性が77.3歳、女性が85.4歳で男女ともに全国最下位となっております。当町は男性が77.5歳、女性が84.9歳で、県内順位は40市町村中、男性が15位、女性が32位となっております。前回のときに女性がたしか南部町は1位だったというふうに記憶しているんですが、やはりこの数年で大きく変わっております。これは若い年代で亡くなっていくという形になると非常に影響するということが逆にう

かがえると思っております。また、当町における主要死因別に見た死亡者数の上位は、悪性新生物及び脳血管疾患となっており、平均寿命を延ばすためにはがんと生活習慣病への対策が肝要であります。

このような状況を踏まえまして、当町では南部町健康増進計画第2次すこやか南部21を作成し、さまざまな事業を展開しているところであります。母子保健分野におきましては、早期からの生活習慣病予防のために乳幼児健康相談を、また、学校等と連携した若年生活習慣病予防のための若年習慣病予防健康診査を実施しております。また、成人保健分野におきましては、特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、国保保健事業及びメディコトリム等により、町民の平均寿命及び健康寿命の延伸を視野に入れた事業を実施しているところであります。

また、県におきましては、平成26年度未来を変える挑戦推進事業において、健康長寿県プロジェクトを戦略キーワードとし、政策・施策の取り組みの重点化を図っております。その内容につきましては3項目ありまして、地域を挙げて取り組む健活、2つ目として自然環境や地域資源を生かした健康づくり、3つ目として地域の保健・医療・福祉をサポートするとなっており、県民が健康で長生きすることの価値を認識し、生涯にわたって健康で活力ある生活を送ることを目的として各種事業に取り組んでおります。主な事業の概要は、健康づくり、介護予防に関する人材育成、健診などに関する地域・職域への働きかけ、地域診断及び乳児期からの食事、運動等の生活習慣の調査などとなっております。

これまでご説明しましたとおり、県及び当町におきましては、実施している事業は違うものの、それぞれが担う役割に従って連携しながら、同じ目的を持って各事業を推進しているものであります。

ご質問の独自の取り組みについて県に対して予算措置を実施するように訴える考えはあるかという件でございますが、県及び当町が推進する平均寿命の延伸に関する事業につきましては、より一層の連携により、事業の目的の達成を図るため、県に対しては積極的な措置を講ずるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、健診内容に頸部エコー、腹部エコーなど直接、血管の状況がわかる項目を追加する考えはないかというご質問でございますが、現在、当町では住民の健康を守るため、特定健診とがん検診を行っているところであります。特定健診の項目は、平成19年厚生労働省令第157号第1条に規定されており、その中には血圧測定や血液検査による脂質検査、血糖検査、肝機能検査が含まれております。また、医師の判断によりまして、必要に応じて心電図や眼底検査、貧血検査が行われます。一方、がん検診は、肺がん、胃がん、大腸がんのほか、男性は前立腺、女性は乳が

ん、子宮がんの検診を実施しているところであります。これらの検査結果によりまして、数値に異常がある場合は要精密検査の通知を出しているところであり、この検査結果を医療機関に提出することによりまして詳しい検査が行われることになります。

ご質問の頸部エコー及び腹部エコーについてであります。頸部エコーは動脈硬化や甲状腺がんを発見する検査であります。動脈硬化につきましては、特定検診の血圧測定、血液検査及び心電図の検査項目があります。また、甲状腺がんにつきましては、日本のがん死亡数の多い部位は1位が肺、2位が胃、3位が大腸、4位が肝臓となっており、甲状腺がんの発生は比較的少ない数値となっております。

また、腹部エコーにつきましては、胃や肝臓などの状態を調べる検査であり、胃についてはがん検診の中の胃がん検診で検査することが可能であり、肝臓については特定検診の血液検査により血液中の酵素を調べることで検査することができます。したがって、当町の特定検診を受診すれば、ある程度は血管の状態が把握できるものでありますので、議員ご指摘の直接、血管の状態がわかる項目につきましては、現在のところ、検診項目に追加することは考えていないところであります。

なお、各エコー検査を希望する町民におかれましては、検診を委託している検診センター等で、費用はかかることになりますが、各自でお申し込みいただいて検査を受けることは可能でございます。

次に、小学校からの健康教室の計画等でございますが、ここは教育委員会のほうで答弁をしたいと思います。

次に、福祉灯油助成についてお答え申し上げます。

石油価格の高騰は、全ての町民の生活に影響を及ぼすものであることから、経済的負担の軽減を図るために灯油購入代の一部を助成することで町民生活の安定あるいは福祉の向上に努めてほしいという議員のご質問の趣旨は、ごもっともだと思っております。ことし3月の議会定例会において、福祉灯油についても議員からご質問をいただいたところであります。その際にも申し上げましたが、当町では平成19年度に県の市町村発・元気なあおもりづくり支援事業を活用し、65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して灯油購入代の一部を助成したところでございます。当時は、原油価格が高騰したことにより灯油の助成事業を実施したものでありましたが、先月14日、I E A、国際エネルギー機関でございますが、中国の経済成長鈍化やアメリカのシェールガスブームにより原油価格が早期に従来の高水準に戻ることは見込みにくく、来年、さらに下落する可能性があるとの見方も示してございます。先週でしたでしょうか、テレビの報道の中でも原油価

格が値下がりしたということも報道されておりました。県内における灯油の平均小売価格は、この1年ほぼ横ばいで推移していることから、県におきましても今のところ助成の動きはなく、当町といたしましても現段階におきましては灯油代の助成については考えていないところでございます。今後のさらなる推移を見ながら、さらに値上がりしていくという状況になってくれば、これはそのときまた考えてまいりたいと、こう思っております。

なお、ことし7月から9月のGDPがマイナス成長となったことを受け、先月18日、安倍首相は経済諮問会議において、緊急経済対策の策定を関係省庁へ指示してございます。国では緊急経済対策の1つとして、地方自治体が配る地域商品券を検討しているようでございます。ガソリンの購入補助や商店街で使えるクーポン券など、地域の実情に応じた独自の商品券を自治体が配り、財源の2割程度を国が補助するといった報道もあります。このことから、当町といたしましては、引き続き緊急経済対策の内容を注視しながら、国の支援の部分、町の支援の部分、そういう部分を考えてまいりたいというふうに考えております。

次に、小中学校の通学路の安全に対してでございますが、アンケートにつきましては教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。私のほうからは、建設課関係の答弁をさせていただきます。

通学路における交通安全の確保については、平成25年度に実施した緊急合同点検に基づいております。通学路安全推進会議のメンバーにつきましては、関係機関の連携を図るため、南部町、三戸警察署、国道事務所、三八地域整備部、小学校、PTA、町内会で構成されております。小学校ごとに現地の合同点検を実施し、点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード対策やソフト対策など具体的な実施メニューを検討し、対策の実施に当たっては対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ったところであります。この合同点検につきましては、今後も実施、対策の検討及び対策効果を把握していくことになっております。

また、街灯の新設につきましては、町内会からの要望をいただいておりますので、安全推進会議の点検結果と総合的に判断し、計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で私からの答弁は終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、教育委員会のほうからは、小学校から健康教室を計画し、医師から直接、話を聞ける機会をつくる考えはどうかというようなことでございますけれども、6月の第56回議会で中学生の健康健診に関する質問でもお答え申し上げましたとおり、小学校、中学校とも限られた保健体育の授業の時間の中で、教師による心の健康、体の健康、薬物乱用等についての授業を行っているところであります。さらには、専門的な観点から医師を初め臨床心理士、大学教授、助産師、薬剤師、栄養士、保健師を講師として迎え、健康に関する教室等を小中学校あわせて年間30回開催いたしました。現在も開催しております。今後も限られた授業時数の中で、講師の皆さんの協力を得ながら、家庭生活、また日々の生活における健康管理、健康づくり、または生きる命の大切さ、それらも含めて、保護者の皆さんと一緒に子供たちが日ごろから意識を持って生活できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の通学路の安全に対してどのような考えを持っているか、また、どのような対策を持っているかというふうな質問でございますけれども、登下校の際の交通事故のほか、踏切事故、橋や水路、崖からの転落事故、見知らぬ人からの声かけ、防犯面など、さまざまな事案から児童生徒を守るための施設・設備の整備とともに、危険を予測し、みずからを守ることができるよう指導することが大変重要であると考えております。

町の総合振興計画の交通安全の推進に関する方針では、交通安全関係機関・団体などと連携し、町民の交通安全意識のさらなる高揚を図るとともに、保育園や幼稚園、小中学校、地域社会での交通安全教育を推進し、交通安全協会を初めとする交通安全関係団体の活動を支援するとともに、交通安全施設の整備を推進することとしております。

次に、保護者にアンケート調査を実施しているかというふうなご質問でございますけれども、通学路の安全に関するアンケートは、町内の小中学校では実施しておりませんが、年度初めに保護者から学校へ提出していただく調査票には、通学方法または通学経路、その記入欄がありまして、教師が家庭訪問の際や集団下校に同行しながら、通学路の確認と点検を日々行っているところでございます。また、参観日や保護者集会等においても、直接、保護者と話し合いの場を設けて情報を得るようにしております。

通学路は児童生徒にとって毎日の営みであり、通学路の安全確保は何よりも大切な部分であります。このことから、平成24年度には、先ほど町長のほうからもありましたけれども、全ての小中学校で保護者や警察、道路管理者などを交えて合同による通学路の点検を行い、歩道や交通標識、カーブミラーの設置や道路改良などを関係機関へ要望し、小学校では児童が通学路の危険場所を表示した安全マップ、そういうふうな地図を作成して校内に掲示し、注意を呼びかける活動

なども行っております。

また、昨年、南部小学校では、青森県学校通学路安全推進事業、これを県から委託を受けまして、学校、ＰＴＡ、地域住民、警察、道路管理者、また、南部町職員から成る南部町学校通学路安全連絡協議会を組織し、通学路の安全点検や安全マップ、これらを作成するなど通学路の安全確保に対する取り組みを行いまして、児童、保護者、地域住民の意識を高めることができたと感じております。議員もご存じのように、各学校ともＰＴＡ、地域の協力をいただきながら、学校のある地域の道路事情、交通状況等をあわせてそれぞれの児童生徒の安全確保対策に努めているところでございます。

最後に、昨日、きょうと、２日間にわたりまして生徒たちにこのように議会傍聴の機会をいただきまして、改めて、重ねてお礼申し上げます。教師初め生徒のほうの感想を聞きますと、大多数の生徒は大変緊張感を持って、大変貴重な経験をしたというふうな感想でございます。将来、町を担う子供たちでございますので、このような機会をこれからも町内の子供たちに与えていただきますようお願いを申し上げまして答弁いたします。本当にありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 再質問ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） では、再質問を行いたいと思います。

まず、米の価格問題では、同僚議員に対してもさまざまな答弁があり、重複することで大変苦慮したとは思いますが、米価下落に対しての町や県の対策が図られているということは大変うれしく思うところであります。ただ、これは1町村や県だけで農家の皆さんの希望のある対策はとりにくいと思いますので、町長も先ほどお話ししましたが、もっと強力に国に対して訴えていただけないかなと考えております。

まず、特に農業を守るということに対しましては、今、ＴＰＰの問題が大変これからの日本の経済を左右する大きな問題です。アメリカ型の市場原理主義を国際ルールとして押しつけ、農業や食品安全、医療、中小企業支援、環境保全など、広範な分野で日本の経済主権を脅かすＴＰＰ交渉から直ちに撤退することが第1の近道ではないでしょうか。次に、農業を基幹産業として位置づけ、安心して農業を続けられるように価格補償、所得補償を抜本的に強化すべきではないでしょうか。農林畜産水産業の再生と食料自給率の向上を進めるため、政府にもっと強力に働きかけるべきではないでしょうか。米価暴落に対しましては、米価は市場で決まるという政府の姿勢こそが米価暴落を促進していると考えます。国民の主食である米の自給と価格の安定に政府は責

任を持つべきではないでしょうか。米の過剰在庫を放置し、米価は市場で決まるものと言い放ち、何の対策もとらないのはもはや許されません。2007年産米の大暴落の際に、政府は備蓄米34万トンの追加買い入れを行っております。政府として過剰米の市場隔離を初め、米に対する需給調整に直ちに乗り出すこと、今年度の米直接支払交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策をとることを行わせるべきではないでしょうか。政府に対策をとるよう訴えるべきではないでしょうか。どのように考えておられますか。

次に、健康問題についてであります。大変細部にわたっての説明でありましたが、県が盛んに短命県返上とテレビ等を使い運動などを盛んに広げるような放映がありますが、私たちには具体的にどのような取り組みを期待されているのか、余りはっきりとは伝わってこないのが現状ではないでしょうか。先ほどの予算措置の県に対する要望なのですが、各自治体には今回、説明されましたとおりさまざまな取り組みがあるわけでありましたが、住民の健康促進のためのより高度な検査といいますか、頸部エコーとか腹部エコーは、今までの住民健診でも説明、何か5年に1回など、無料でこういう検査も含めて健診がなされてきたと感じております。ですから、今、急に訴えているわけではないわけでありましたが、メタボ健診を中心にしての健診というところから一歩踏み出して、病気、血管が直接わかるというのは血管に脂肪がどれだけついているか、そういうことが直接わかる頸部エコーなどは、さまざまな病気の発見に役立つ検査方法です。こういうものを含めて、県に予算措置をするなり健診の内容を充実させることが求められるのではないのでしょうか。そのための県に対する予算措置を訴える考えはないのかということであります。

具体的には、県の短命県返上に対してどういう、先ほどの説明ですけれども、住民に対してどういうことを期待しているか、具体的な行事内容といいますか、そこら辺がはっきりわからないので、もう一度説明願いたいと思います。

次の福祉灯油の件であります。この福祉灯油に対しては、価格が下落しているのではというやりとりで終始するわけでありましたが、もっと大きな考えとしましては、国に対して福祉灯油の実施を国主導でやってきたことでもありますので、下落状況関係なく、国に対して、福祉灯油の実施を要請することがまず第一であります。また、原油高の要因となる投機マネーの規制強化と、灯油適正価格と安定供給に政府が責任を持つように国に働きかけることこそが大事ではないでしょうか。ぜひ働きかけていただきたいと思います。

当町では、まだまだ福祉灯油まで手が回らないということではありますが、青森県内の町村でも実施しているところがあるということをご理解願いたいと思います。

生徒の通学路の安全対策、さまざまな取り組みがなされていることはわかりました。しかしながら、まだまだ子供の連れ去り事件とか通り魔事件などが放映されるたびに、やはり子供を直接、学校に行き、迎えに行かなければ安心できないというような社会状況を私たちは理解する必要があるのではないのでしょうか。なかなかこういう状況に政治家がついていけないということは、悲しいことではないのでしょうか。そこで、具体的には、取り組みもされているようですが、実際、PTAにかかわる父兄の皆さんから、どこどこが大変暗くて困っていますということが学校を通して教育委員会に直接、情報が伝わればいいのですが、なかなかそういう道筋にはなっていないようです。また、町内会に対しても、訴える手だてがないような若い家庭もふえているようでありまして、やはり十分にこの点には心配りが必要ではないのでしょうか。

そこで、まず私は、街灯の増設ということを書いたわけですが、1本の光の明るさのアップということも少しは考えてもよろしいのではないかなと思っておりますが、明るさに差があるようなつくり方になっているのはいかがなものでしょうか。何か街灯の問題では、国ではさまざまな条件があるというようなお話でしたけれども、町村やいわゆる防犯灯というものに対する規制みたいなものがあるのかどうか。3.11からの省エネとかエコというようなことで、意図的に暗くしているのかなというふうには考えたのですけれども、余りにも極端に暗過ぎると父母の皆さん方も不安に思っている通学路もありますので、もう一度考えてみていただきたいと思いますが、再質問に対する答弁を求めます。

○議長（坂本正紀君） 立花議員、通学路の安全対策の街灯の増設、再質問でも今申し上げましたけれども、これ、具体的に場所わかりますか。じゃあ、おっしゃってください。

○14番（立花寛子君） 私が見ている範囲内ですけれども、剣吉駅から森越とか、森越のバス停から団地のほうに入るところもやはり暗いのかなという感じは受けておりますので、具体的にはそこなのですけれども、学校のほうでもいろいろ話し合っているということですので、地域セクトということに受け取られても困りますので、十分に学校側で調査、研究されて、過不足のないような明かりにしていいただければ結構だと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 答弁。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、米価の下落に対する国への要望等につきましては、私どもも既に、

先ほども言いましたが、町村会産業経済委員会でも取りまとめしておりますし、町村会でもって全国町村会のほうに要望して、それを全国町村会から全国の役員の方々が要望活動をしております。ですから、今後もしっかりとこれはいろいろな方々とも、同じ思いだと思いますので、これから南部町で単独で要望活動というのは、これはなかなか難しいと思いますし、しっかりと大きな組織でもってこれは要望していくことが大事だと、こう思っております。

町としても、町の中で少しでもできるものという部分はこれからもしっかりとやっていきたいと、こう思っておりますので、議員もまた、どうぞ党の国会議員なり県会議員もいるわけですので、そちらのほうからもまた活動のほうもお願いできればと思っております。

それから、短命県返上、今、県のほうでしょっちゅうテレビコマーシャルに出しております。やっと県が少し本腰入れて意識したのかなというふうに感じております。今までもずっと、青森県は短命県と言われてきたわけですし、なかなか効果があらわれていない。これは1年2年でその効果が出るというものではないと思いますけれども、やはり真剣にこれは取り組んでいかなければならないことだと思っております。そういう部分で、具体的については担当課のほうでもし、わかっていれば担当課から答弁をさせますけれども、しっかりと、青森県は野菜の収穫量は全国でも上位でありながら摂取量は下位のほうということも言われております。しっかりとしたバランスがとれた食事、それに伴って健康教室初めいろいろな、運動もそうでしょうし、これを具体的にどういうふうにやっていくかというのをしっかりと県が各市町村にも打ち出して、そしてまた、市町村も取り組んでいくということが大事だと、こう思っておりますので、県も十分認識していると思いますが、機会あればそういう部分も話をしていきたいと思っております。

福祉灯油の助成につきましては、町としてもしっかりとまたその状況を見て、これは余りにも上がり過ぎているという部分については考えていきたいと思ひますし、議員からもご意見ありました、国のほうにもまた町村会等を通して、そういう部分というの、何回も言いますけれども、やはりこれは組織でもってお願いしていかなければならないと、こう思っておりますので、議員の意見、要望として承っておきたいと思ひます。

それから、児童生徒の通学路安全、街灯等についてであります、照明等々につきましては、全部ではないでしょうけれども、3.11以降、明るさを抑えている箇所はあります。現在もそういう状況でいるという箇所もありますし、通学路につきましては町内会、行政会議、そういう会議等でも各地から出ております。町内会長さんからもそうですし、学校からもそうですし、いろいろなところからも出ておまして、私どもも街灯等に対しても毎年ふやしてきております。そういう中で、声は届いておりますし、また、それにも対応しているつもりでもあります。全部が、

100%ということではないんでしょうけれども、いろいろな地域からの声はちゃんと届いておりますので、しっかりと通学路安全推進会議、その方々が現場に行って確認をします。そういう中で判断をしていただいているということで、今後も要望に応えながら、また、防犯灯等につきましては町内会さんの半分負担というのもありますので、そこは町内会の役員の方々も、町内会でやっぱり話し合っていて、町内会の負担もありますので、そういう部分で町内会でもオーケーですよということになれば町のほうも一緒になってやっていくということになっておりますので、そういう部分、いろいろな町内会の行政会議もありますので、そこはしっかりと事業の状況等も私どもも報告させていただきながら取り組んでいただければと思っております。

私のほうから以上で、担当課のほうで補足があれば担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、通学路についてのアンケートのほうは実施しておりませんが、定期的に校長会は毎月行っております。また、教育委員の学校訪問、そういうふうな場も通して、各学校からの施設設備、さらには通学路、または防犯上、そういうふうな情報収集をいたしまして、素早くやらなければならないのは関係課と連携をとりながら現在も進めております。特に、各学校長が参加する校長会、毎月行っていますが、その場での情報収集が大変生かされておりますので、今後ともそれを密にしながら進めていきたいなど、そう思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 町内の街灯の現状ですけれども、道路照明を含めまして約3,300基管理しております。歩行者の安全を守るためということで、防犯灯がほとんどであります。一般的には歩行者が通行する町道にはほぼ整備していると考えております。

明るさのアップですけれども、現在は照明の補修等につきましては順次、LEDのほうに交換しておりますので、明るさと省エネのほうには効果が出ているかと思えます。

あと、防犯灯の規制があるかということですが、国交省で定めている道路照明には設置

基準がありますけれども、特に防犯灯の規制はないと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 腹部エコーのことについて若干、補足説明したいと思います。

特定健康診査で、現在、血液検査ではG O T、G P T、γ G P T等の肝機能にかかわる項目、それから膵機能につきましては血液中のアミラーゼ、腎機能につきましては尿検査で尿たんばく、尿潜血の検査の結果がわかります。これらの値が高い値だったり陽性だった場合は、要精密検査ということで腹部エコーの検査が行われております。そういった意味では、健診に取り入れると重複するような形になりますので、現在、病院の受け入れ状況もできないような状況ですので、これについては今後についてもやれないかと思えます。

それから、がん検診につきましても、実際今、やっていることにつきましては、果たしてその検診でやった費用対効果、寿命が延びる延びないの項目も含めて、国のほうで長い期間にわたって議論されております。現在の実施しているがん検診となっておりますので、今後につきましても、医療センターのほうの医師と検討の上、実施する健康診断の内容やがん検診につきましても検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 最後になりました。まず、町長に答弁いただいて、維持できる問題では最大限努力し、発展の方向で頑張っていきたいと思えます。米価のことに対しては、短時間に大変な問題でしたので、各団体がさまざまな働きかけをし、不十分ではありますが対策もとられてきているということは希望のあることではないでしょうか。もう少し国に対してもきちんと農業を守るために努力していきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時15分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） 最後になりましたが、皆さん、集中力も途切れ途切れでしょうけれども、しばしおつき合ください。

私は 2 点、お伺いしたいと思います。

1 つ目、空き家対策についてであります。少子化、高齢化が原因の 1 つと考えられますが、空き家の増加と、それらが放置される現状が全国的な問題になっていると思います。南部町内においても、それが目立ちます。空き家の放置は、放火ですとか倒壊による事故、安全面でさまざまな問題があると考えます。また、景観の面からも必ずしもいい印象を受けるものではありません。何かしらの対策を行政として行わなくてはならないと考えます。

例えば、空き家条例なる条例を制定している自治体もあります。近隣市町村では八戸市と田子さんが空き家条例を制定済みのようであります。当町において条例制定を含め予算措置を行うべき課題ではないのかなと私は考えますが、町当局はどのようにお考えでしょうか、ご答弁願います。

また、空き家バンクの事業が継続しておるのであれば、関連した政策として対処すべき事案であると考えます。広くまちづくりの観点から町当局はどのようなビジョンをお持ちでしょうか、ご答弁願います。

2 点目であります。在宅介護の実態についてお伺いしたいと思います。

老老介護ですとか在宅介護、孤立してしまう在宅介護者、在宅家族、在宅介護家族などがよく聞かれますが、時として悲惨な結果を招いてしまうような報道を耳にします。何ともいたたまれない気持ちになりますが、多分それは私だけではないのではないのでしょうか。在宅介護における労働的な負担、負担感、精神的な圧迫感などを経験したことのある人でなくてはわからないような在宅介護の現場には、微妙な悩みがたくさんあると思います。当然、行政的なサポート、そういったものが何かしら必要なケースもあると思うのですけれども、当町の在宅介護における実態

をお教えてください。それらに対応した事例等ございましたら、おおよそのことをお知らせください。あわせて、それらに対応する町の態勢を、どのような態勢をとっておられるのかご説明ください。

以上であります。答弁、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、最初に空き家対策についてでございますけれども、全国的に空き家対策についてそれぞれの自治体が苦慮しているところでございます。それぞれの自治体においても、条例を制定して取り組んでいるところもございます。当町としてもまた、取り組んでいる自治体等を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

まず、空き家の増加とその放置による影響などについてでございますが、現在、町には推定200棟を超える空き家が至るところに点在し、地域の景観や治安、イメージ悪化などさまざまな問題を抱えることとなっております。従来、住宅は個人の資産であり、空き家問題を解決するための対応については所有者等が主体性を持って行うこととされてきました。しかし、空き家の増加は当町のみならず、社会問題を引き起こす可能性が非常に高くなってきております。

空き家の放火等における安全面についてでございますが、南部町内では過去において不審火が発生している経緯がございますが、空き家に対する放火及び放火の疑いによる火災はなく、過去5年間ににおいても三戸消防署管内では発生しておりません。三戸消防署管内では、平成18年に三戸消防署放火・火災防止対策連絡協議会を設置し、町消防団により町内全域の空き家件数と建物の周囲に延焼のおそれがあるかなどの危険度の調査を行いました。247件の空き家を確認したところであります。協議会では、放火・火災防止対策を協議し、連続放火・火災発生時には消防署と消防団による巡回の強化、防災無線での呼びかけや各家庭への不審火注意チラシ配布などを行っております。町消防団では、空き家の火災や倒壊の安全対策として、各分団で管轄区域の空き家状況を把握し、毎月2回の定例巡回と春、お盆、秋、年末年始の特別巡回を実施しており、先月10月の強風で空き家のトタン屋根が剥がれ飛散したときには、消防署と町消防団で対処し、所有者への連絡、注意、指導を行っております。空き家といえども個人の所有物であり、安全対策等の管理は所有者が行うことが原則でありますので、著しく危険または衛生上有害な空き家な

どについては、消防団や自主防災会と連携をとりながら、所有者に助言・指導等をするなど、安全管理を図りたいと考えております。

全国には780万戸の空き家があり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題化しており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとし、政府では空き家等対策の推進に関する特別措置法案を国会に提出し、11月19日に可決成立いたしました。概要としましては、市町村は、空き家へ立ち入る調査や、所有者等の把握のために固定資産税情報の内部利用を可能にするなどの情報収集を可能としております。さらには、倒壊が著しく保安上危険な状態、衛生上有害な状態、及び景観を損なっている状態にある空き家を「特定空き家等」と定め、除却等の指導、助言、勧告、命令を可能とし、行政代執行の方法により強制執行が可能であるとしております。

町内の空き家による景観の悪化についての解決策といたしましては、問題のある空き家の除却があります。こちらは、所有者などによる自主的撤去を促すことが基本となります。しかし、多額の費用が発生するため放置しているケースや、家財道具等の置き場所としてそのまま放置しているケースがあり、さらに、今後は所有者不明や相続放棄により放置される物件がふえてくるものと思われます。これらを危険防止や居住環境の維持を目的として除却の強制執行を実施することもあり得ますが、執行経費を所有者に請求しても費用を回収できないというリスクも大きな問題となります。

全国272の自治体において制定されている空き家に関する条例につきましては、早目に制定した市町村では行政区域の景観の一部として空き家を扱っておりますが、近年制定されているものは、空き家を直接ターゲットとしている条例が多くなっている模様であります。これらは、所有者に適正管理を義務づけるとともに、助言、指導、勧告、命令ができることとし、最終的には行政代執行が可能とする内容となっており、このたび成立した法案と類似した内容となっております。

今後は、先ほど申し上げました空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行にあわせ、国・県・市町村の役割、とり得る措置などについて検討してまいりたいと考えております。

なお、宅地の集約につきましては、全ての空き家を壊し、そこに新たな住宅を建て、町をコンパクトにしていることだと思いますが、相続問題など土地の権利が複雑に絡んでいる場合もあり、財源的にも難しいものであるため、町の直営事業として実施することは困難であると考えているところであります。

次に、空き家バンクの事業が継続しているのであれば、関連づけた施策を取り上げる必要があ

ると考えるがというご質問でございます。当事業は、南部町空き家バンク設置要綱により実施運営されており、南部町と都市と住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的として制定されたものであります。主な内容といたしましては、町内に存在する空き家の申し込み登録及び希望者の申し込み登録により、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された情報を提供するものであります。このように、空き家バンク事業は、申込者双方の意思に基づき登録されることから、町内における空き家の全てを対象とされていないという現状にあります。以上のことから、議員からのご質問のとおり、町内全ての空き家を対象とした対策は今後、関係課において対応策を協議しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンク事業に関連したまちづくりビジョンについてでございますが、まず、空き家バンクに関しては、八戸圏域定住自立圏共生ビジョンにおいて定住促進策として関係市町村全において空き家バンクを構築し、八戸市東京事務所を窓口として首都圏住民に対し情報発信を行うこととしております。空き家の登録者をふやさなければ情報発信が薄れるわけでございまして、今後は空き家の登録に向け、所有者等への制度の情報提供を行いながら、魅力ある町に向け環境整備を整え、移住して住みたい町となるよう長期的な展望を持って事業を継続していきたいと考えてございます。

先ほども申し上げました。やはり情報発信していく上においては、当町においてどれだけの空き家の提供できる物件があるかという部分を確保していかなければならないわけですので、そういう物件をふやしていくことが大事であると思っております。ただ、先ほども申し上げましたそれぞれの所有者の方々の事情が複雑にございまして、所有者一人一人の理由がまちまちでございます。そういう部分に対応していかなければならない、そういう課題もありますが、今、何とか、新築リフォーム事業も行っているわけですが、そういう中において、空き家バンクとして提供していきたいという考えのある方々については、リフォームの増額を図りながら補助率のアップ、そういうこともしていかなければ、なかなか自分で改修して提供していただきたいと正直、提供する方は少ないのかなと思っておりますので、そういう部分も考えてまいりたいと思っております。

次に、在宅介護の実態についてでございますが、まず、当町における要介護認定の状況についてご説明いたします。

本年10月末時点での数値で申し上げますと、当町の65歳以上の高齢者の方は6,516人でありま
す。このうち、要介護認定を受けている方は1,191人となっており、65歳以上の18.3%が要介護認定を受けているという状況でございます。また、高齢者夫婦のみの2人暮らしの方は1,728人

おり、65歳以上の26.5%が高齢者夫婦のみの2人暮らしとなっております。このうち、202人の方が要介護認定を受けているという状況でございます。さらに、この高齢者夫婦のみの2人暮らしで要介護認定を受けている202人のうち158人が在宅の方となっております、夫婦2人とも、あるいは夫婦のどちらか1人が在宅で要介護状態にあるという状況でございます。加えて、この158人のうち夫婦2人とも要介護認定を受けて在宅の方は36人となっている状況でございます。

在宅での介護は、介護を受ける方にとりましては住みなれた場所で生活できるメリットがありますが、介護をする方にとりましては介護負担が大きくなっているケースも少なくありません。また、高齢者が高齢者を介護しなければならないいわゆる老老介護におきましては、介護する方も介護疲れから共倒れし、悲惨な結果を招くこともあります。このようなことから、当町におきましては、介護保険サービスの訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などを利用することかできるほか、在宅福祉サービスとして配食サービスや外出支援サービス、軽度生活援助などの事業を実施しているところでございます。

さらに、医療健康センターを核とし、医療、介護、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進しております。地域包括ケアシステムでは、行政だけに限らず、民間の医療機関や社会福祉施設、介護保険事業所、NPO法人などの民間の団体を初め民生委員や町内会などの地域住民の皆さんなど幅広い関係者と連携し、必要なサービスを提供できる仕組みを整備しております。この中でも、地域包括ケアシステムの役割を担っている地域包括支援センターでは、現在利用されているサービスの見直しの検討や、在宅での生活が困難な方などについてご本人やご家族の意向を踏まえ、他職種による地域ケア会議や医療連携会議などでサービスの調整をしております。今後におきましても、引き続き地域包括ケアシステムを推進し、介護を受ける方が在宅でよりよい介護を受けられ、介護する方におきましても在宅介護の軽減が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

1つの例としまして、がん患者のターミナルケアや、医療機器を装着している方などの在宅診療が必要な方には、訪問診察医、訪問看護師などの医療関係者やケアマネジャー、ホームヘルパーなどの介護サービス事業者及び地区担当保健師と頻繁に連絡を取り、状況の変化にすぐ対応できるようにしているところでございます。まだまだ取り組みをしていかなければならない部分がさらに出てくると思っておりますが、しっかりと対応してまいりたいと、こう思っております。

詳細等の再質問等々あれば、また担当課からも答弁してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

空き家対策に対して一般質問してみようかなと思ひまして通告を行いました。その後、ちょっといろいろ調べていましたら、住宅セーフティネット法というのがあるんだそうですよ。ご存じでしたら内容を教えていただきたいのと、それに付随して民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業、住宅セーフティネット整備推進事業、住宅セーフティネット基盤強化推進事業というような事業が出てくるんですね。最初は同じものかなと思って読んでいますと、どうも微妙に内容が違うわけです。それで、ちょっと問い合わせとかなんか、担当者とかと調べてみると、多分これ、今申した3つというのは違う事業のような気がするんですよ。いずれも国土交通省の事業であります。それで、大ざっぱに字づらだけ読んでいきますと、非常にいい補助制度だなというふうに思うんですけども、今までこれらの事業に対して検討をなさったことがあるのかどうか伺いしたい。それが1点であります。

それから、町長が答弁してくださったように、空き家はあくまで個人の財産ですから、それはそれで所有者の勝手と言えれば勝手なわけなんですけれども、ただ、別のまちづくりの見方からすると、必要のないそういう家なのであれば、やはり個々の事情を個々に検討して、例えばそこを町で買い上げるとか、そうやって更地にして宅地として分譲するとか、そうすることによって、すきっ歯だらけの町並みというのがもっと密度ある町並みになるんじゃないのかなと。そういうことを考えれば、やっぱり空き家は個人の財産であってというところで踏みとどまるのではなくて、もう少し積極的な、全てを一遍に解決してしまおうという、200何戸あるんですか、247戸確認できたとかいうあれですが、それを全部一遍に解決しようというんじゃなくて、やっぱり1軒2軒、そういったふうな取り組みから始めて、ずっと長いスパンでもって考えていく必要があるような気がするんですよ。

それはどういうことかという、例えばあかね団地、分譲を始めたころは非常に平均年齢が低くて若々しい町だったと思うんですけども、あかねに限らず是川団地だってそうですね、年とともに高齢化していったという。なかなか世代交代、その地域の世代交代というのがなされづらいといえますか、そういった現実があるわけじゃないですか。それは、多摩ニュータウンだってそうですね。多摩ニュータウンもそういった入れかえみたいなことを今、取り組んでいるじゃないですか。結局、多摩ニュータウンは賃貸なのかもしれませんけれども、詳しいことはわかりません。ですけれども、世代の交代がとまってしまった地域というのは、やっぱりそういう、何

ていうんですか、すさんだ感じになっていくのかなという気もするんですね。それは決して行政にとっては好ましい状況ではないと思うので、やはりそういう入れかえ、若返り、平均年齢を下げていくみたいな、そういう対策は必要なんだと私は思って質問したわけですから。今、話したことについて何かお感じになることがあったらご答弁願いたいと思います。

それから、在宅介護の件なんですけど、介護とかそういったことを考えると父親と母親のときのことをいつも思い出すんですけども、あのころはまだ介護保険ですとかそういったことがない時期でした。ちょうど過渡期の時期ですね、父親母親が亡くなってそれからだったと思います。介護保険というのがあったのは。幸い、私の姉2人、近くに住んでいたものですから、そういうふうなことを姉2人に任せ切りでありました。姉2人に任せ切りでありました。ですけども、非常に、何ていいますか、精神的に不安定な気持ちの日が何年も続くわけですよね。そういった中で、これは私は直接、介護ということは余りしませんでしたけれども、そういう不安の中で、回復できるのかどうか、このままいってしまうのか、そういうふうなさまざまな思いを毎日感じながら介護に当たるわけですよね。そういったときの、何ていうんでしょうか、あのときの気持ちを思い出すんですよ。そういうふうな気持ちを味わった人というのは、いっぱいいらっしゃるんだと思うんですね。どこの家庭にも一度は訪れる事象だとは思いうんですけども。そのときに、何かこう、不安な気持ちを誰かどうにかしてもらえないかなというような、そのときに感じた思いというのがずっとありまして、この質問もそういうことなんです。ですから、そういうあいまいなことというのは、なかなかこういう場で答弁でとか何とかということは答えづらいことなのかもしれませんけれども、確実に介護の現場、特に在宅の現場というのはあるはず。だから、それを、もし何かの拍子に、担当の誰かがちょっと拾い上げてくれてちょっとそしゃくしてくれれば、解決しなくてもいいんですよ、こういうのはね。ですけども、当事者は随分救われる思いをするだろうと。そういったことが、例えば医療だとか介護のクオリティーなんだろうと思うんですよ。そういうことを考えての質問でしたので、そういうところに目を向けた包括ケアプランでしたら、そういったことにも目を向ける機会を持ってもらいたいと思います。答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私のほうから空き家対策について答弁しますが、住宅セーフティネット、国交省の事業等々については、担当課長がもし把握していれば担当課長のほうから

答弁するようにします。

空き家対策ですけれども、本当に深刻な問題で、南部町としてもどういう部分まで行政が入っていけるのか、いくべきなのかという部分も、担当課のほうでもいろいろ検討してございます。そういう中で、川守田議員さんからは空き家の部分、町が買い取りして新たに販売してと、これも1つのやり方であると思います。ここは200何棟ありますので、川守田議員も全部は無理だろうと、そういうことをお話ししていましたから同じ考えで。1つは、考えられるのは、例えば商店街の通り等々、昨日の答弁の中でも名久井農高の生徒さんたちがNPOの人たちと町カフェ、こういうのをやったらどうかというのがありました。恐らく、こういうのを実現していくためには、空き家提供をしていただいて、そういう部分については町が購入して直してということできるとは思いますが、全般についての空き家ですと、それを買い取ってまた販売するというのは、町も不動産会社ではないので結構難しいと思いますが、場所場所によってはそういうことは可能であると思っております。それがまた、商店街の活性化につながっていけばいいなと思っておりますので、そういう部分は検討させていただきたいと思っております。

それと、1つ懸念されるのは、行政がそういう、放っておいても全て撤去して更地にしてくれるんだということになれば、恐らく今後も誰一人手をつけないでしようということは懸念するところでございまして、今後、町としても空き家バンク、条例を含めながら、対策についてはどういうやり方がいいのか煮詰めていきたいと、こう思っておりますので、また議員の皆さんからもご意見等もいただきながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

それから、在宅介護でございますけれども、川守田議員の気持ち、やはりそういう在宅介護をしなければならない家庭の思いというのは、私も父親が13年やはり寝込みまして病院と家の行き来と、これも介護保険制度の前でしたので同じ、川守田議員のお父さん等々の時期でありました。そういう中で、やはり母親と兄弟でという状況でありましたが、今、制度ができて、12年から介護保険制度ができて、そういう部分においてはそれぞれの家族の負担軽減にもなってきていると思います。ただ、まだ介護保険料という問題等もありますけれども、まず、我々が考えていく上で、優しい福祉といいますか、そういう気持ちで携わる職員初め、気持ちを把握、理解していくことが一番大事であると思っております。恐らくそういう家庭の方々はいろいろなことを、相談というよりもまず言いたいという部分もあると思います。そこをちゃんとしっかりと聞いてあげられる、そのことによって相当気持ちが安らぐ部分というのがあると思いますので、そういう部分を大事にしながら、今後も少しでも軽減負担になっていくように努めていきたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 空き家対策の関係ですけれども、先ほどの住宅セーフティネット事業、ほかに3つ同じような事業があるということですから、国土交通省の関係の事業ということで、名前だけは聞いたような気がしますけれども、特に建設課のほうでそれについて検討したということはちょっと記憶しておりません。後で調べて報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 介護に関して、何だ町長も気持ちわかっているんじゃないですかと、わかっておられるんだったらそのように進んでくれるんだろうなと期待しておりますので、よろしくお願いします。と私が言うのも何なんですけれども、そのような方向に行くのはいいことだなと思ったりもするものですから。この件はこれで閉じます。

それから、空き家対策なんですけれども、1つちょっとお伺いしたいのがあるんですよ。税務課長にお伺いしたいと。空き家を空き家としてそのままにしておくのと撤去してしまうのと、例えば固定資産税だとか税金全般のあれでいくとどっちがどれぐらい差が出てくるんでしょうか。それが1点です。

それから、ちょっと私、携帯、ネットを開いて今、カンニングして調べていたんですけれども、いろいろある住宅セーフティネット云々何とか事業というのの中の、住宅セーフティネット整備推進事業というのがあるんですよ。これは2010年から始まっているんですね。それで、ことしの応募がきょうかあしたかあさってかぐらいみたいですから、多分、ことしはもう終わりなんだろうけれども、多分、10年から続いているということは来年も継続されるんだろうと思うんです。それで、この内容というのが、修繕費の3分の1を国庫補助するというんですよ。それで、宿泊施設、交流施設、文化的活動施設へのそういった場合の改修といいますか、その費用も出るんですね。その空き家取得に係る費用も補助になるんですよ。空き家の所有者の特定に係る費用、これ誰のだけという。ここまでしか書いていないので詳しい内容はわかりません。

それで、ここがみそなんですけれども、事業主は自治体の場合は2分の1、国庫補助になるん

ですね。民間事業者の場合は3分の1です。それで、住宅セーフティネット基盤強化推進事業、今言ったのはそうですか……、違いますね。また別な事業があるんですけども、この場合は、事業者が地方自治体が応募団体の構成員となっていることというのが条件になっていたりします。先ほどしゃべったのとはまた別な事業だと思います。ということは、町長、あれなんですよ。やっぱり空き家はあくまで個人の財産と言っていられなくなるわけですよ。こういった形態でもって国土交通省というのは事業を展開するようになった、そういう時代になったというふうに勝手に私は解釈するんですけども、そういった意味からも、もう少しアグレッシブにこの問題を取り組めばいろんな財源があるかと思います。そういったあれで、私もこの質問を取り上げないとこのことは知らなかったと思います。そういう意味では、私も勉強になりました。一生懸命頑張って取り組んでいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 突然のあれで大した答弁できないかもしれませんが、建物が建っていたものを壊して整地にしたという部分では、建っていたときよりも整地にしたほうが固定資産税は高くないということで、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。
なお、12月4日午前10時から本会議を再開します。
本日はこれにて散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時55分）

平成 2 6 年 1 2 月 4 日（木曜日）

第 6 0 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第60回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年12月4日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第14号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 2 議案第88号 南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 3 議案第89号 南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第90号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第91号 南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第92号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第93号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第94号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第95号 新町建設計画の変更について
- 第 10 議案第96号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 11 議案第97号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 12 議案第98号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 13 議案第99号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第100号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第101号 平成26年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第102号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第103号 平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

第 18 議案第104号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）

第 19 陳情第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書

第 20 委員会の閉会中の継続審査の件

第 21 常任委員会報告

第 22 議員派遣の件

追加第1 発委第2号 手話言語法制定を求める意見書案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君

医療センター事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	工藤元次君
市場長	西村久君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	赤石裕之君
農業委員会事務局長	北山哲君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主	幹	留	目	日出子
主	査	留	目	成	人	

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第60回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第22号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第14号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の1ページをお願いいたします。報告第22号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。

処分理由でございますが、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙実施に伴い、平成26年度南部町一般会計予算を補正する必要性が生じ、緊急を要したため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第14号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,074万2,000円とするものでございます。11月21日付けで専決したものでございます。

歳出からご説明いたします。6ページをお願いいたします。2款総務費、4項3目、衆議院議員総選挙費でございます。目の新設でござまして、1,690万8,000円を計上いたしました。1節報酬には投開票従事者報酬など367万円、3節には時間外勤務手当など862万2,000円。13節にはポスター掲示場設置業務委託料など243万7,000円をそれぞれ計上いたしました。他はごらんのとおり事務的経費の計上でございます。

前のページにお戻りください。歳入について説明をいたします。14款県支出金、3項1目、県委託金でございますが、1,690万8,000円を追加し、5,043万7,000円とするものでございます。衆議院議員総選挙費委託料を計上したものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
報告第22号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
報告第22号は原案のとおり承認されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第2、議案第88号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。
本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 私の説明の方は、議員全員協議会で用いた説明資料でご説明します。1ページでございます。議案第88号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ここで言う「南部町指定介護予防事業者」とは当町の地域包括支援センターを指します。指定介護予防支援等の事業とは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防ケアマネジメントを指します。

第三次地方分権一括法に係る介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令により定められていた介護予防支援に関する人員及び運営等の基準について市町村の条例で定めることになりました。国の基準のとおり定めておりますが一点、文書の保存期間は国の基準が2年間であったものを条例では5年間に延長しており、独自の基準としております。変更理由は、保険者の介護給付費の過誤等に係る返還請求の期限は地方自治法で過去5年間となっているためです。

この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今、説明していただきました内容は、現在行われている内容なのでしょうか。新たに付け加えられた内容はないのでしょうか。まず一点。

それと、これは第三次一括法の施行からの条例改正と考えますが、今この時期になぜ条例改正が上がったのでしょうか。

ちなみにこの流れは、2006年第一次安倍内閣で成立した地方分権推進法、次、2009年成立した民主党政権の時は地域主権改革。そしてまた、自公政権の再登場で地方分権改革の推進。この流れに則っての条例改正だと思いますが、この流れは一体何を指し、どういう事を行おうとしているのでしょうか。まず一点、お伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 立花議員の質問にお答えします。最初の質問。これまで行われていたものなのかということですが、これにつきましては、南部町の包括支援センターが平成19年に設置されまして、行われていたもので、条例につきましてはまったく変えておりませんので、国で定められていたものが、町の条例によって定められたものとなります。なので、内容の変更については先ほどの文書の保存の期間だけの変更であって、内容は変えておらないところです。

それから第三次一括法に伴って云々の質問につきましては、法律名称のとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という名称でありますので、この流れに沿って何回かに分けられて条例の制定が市町村に求められてきたものです。今現在はもう最後の方になってきていると思いますので、当町にとってこの条例改正は12月に、今、出したのですが、9月であっても良かったものであります。ですので今後、条例改正はあまりないのかなと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そうしますと住民の皆さんが不利益を被るというような流れにはなっていないとおっしゃるのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員が御心配のことについては、まったくありません。

なお、この事業を行う地域包括支援センターにつきましては国から一昨年より、より一層強化するように求められてきますので、今後はこの条例ではなく、別な方の省令等に伴って強化されていくものと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第3、議案第89号、南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 4ページでございます。議案第89号、南部町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。先ほども申しました第三次地方分権一括法に係る介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令により定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について市町村の条例で定めることとなりました。原則的な配置基準は被保険者数が6,000人毎に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各々一人、配置するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これも88号と関連しての内容だと思うんですが、指定介護予防事業者というのは、どなたのことを言うのでしょうか。現在、これは取り付けられているのかどうか。介護指定予防支援事業者が有する従業員数の基準や地域包括支援センターの包括的支援事業実施のため、保健師等の資格職員配置の基準等を定める内容の条例改正であると調べておりますが、このとおりでしょうか。

ところで、町村の条例が変わり、基準より人数をふやしたい時は認められるのでしょうか。この説明資料の中に、4ページ。第1項、原則的な人員基準。第1号、被保険者数をおおむね3,000人以上6,000千人未満ごとで、説明が（1）から（3）まで各一人ずつでと説明があり、第2項、緩和した人員基準と色々説明がありまして、第1号被保険者数おおむね1,000人未満、おおむね1,000人以上2,000人未満、おおむね2,000人以上3,000人未満ということで各人数は、地域包括支

援センターに置くべき職員及び人数で上記の表1から3のうち、1人または2人。次、上記の表1から3のうちから2人、うち1人は専従の常任職員とするもの。最後は、専従の常任保健師1人及び上記の表（2）（3）のいずれか1人ということは、どういうことを表しているのか説明願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 立花議員の最初の質問ですけれども、事業者のことについてでございますけれども、当町の場合は南部町が直営で行っている地域包括支援センターのことを指します。

全国の自治体では都市部ですね、市部では人数が多くなるものですから、民間事業者に委託するケースが多くなってきますけれども、普通の町村であれば、大体が直営で完結しているというのが普通であります。

この設置は平成19年4月に設置したわけなんですけれども、当初から人員配置基準につきましては、法律の内容に沿った形にしております。他の市町村では、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置ができないという町村が結構あったように理解しておりますが。現在、当町ではこの要求されている人数3名なんですけれども、6名で包括支援センターの業務を行っております。

これでよろしいでしょうか。

○議長（坂本正紀君） ほかに。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） なんかちょっと尻切れトンボのような気がするのですけれども、要するに原則的な人員基準から緩和した人員基準ということを単純に考えれば、良くない内容に変更されたものなのか。それとも、当町の第1号被保険者数から次の各2名とか良い状況に改善されている内容なのかということをお聞きしたいですし、もう3回目立ってしまいましたので。

ところで、時の政府の動向で福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等都合のいいように変えられることは、この地方分権という流れの中であるのではないかと考えておりますが、この内容がここに盛り込まれているのかどうか、説明願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 先ほどの質問でしたけども、基準より多く配置することや基準より少ない緩和した基準というのは少ない人数ということになりますが、当町では決められた以上の人数を配置しております。他市町村、小さい村等では少ない人数、あるいはここで規定されている職名の有る人員を配置できないという事例はありましたけれども。当町では完全にこなしておりますし、別に緩和した基準に減らす理由もないものであります。

それから、事業所の施設の面積等についての云々につきましてはこれにはまったく関係ないことですので、入っておりません。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 包括ケアですから、包括的という意味で例えば終末医療というのはどのように計画されてますでしょうか。例えば、終末医療を必要とするような事例というのはありますでしょうか。どうでしょう。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 終末期医療につきましては、施設の場合、病院なり在宅の場合があるかと思います。昨日の一般質問でも答えていましたように、医療器具装着者とか末期がんの患者等が在宅でいたいという場合は、当然それに必要な医療サービスが必要なものですから。訪問診察、訪問看護サービスですね。そういう提供ができるような体制をとっております。

現在、病院側につきましては当然、それは行われているかとは思いますが。病院に末期がんの患者が運ばれた場合、当然治療を行うと思いますので行われております。一般的に緩和ケアなりずっと入るような体制をとっているかいないのかというのは医療センターの方の考えによるものだと思いますので、終末期医療を在宅でやる場合につきましては、それは可能になるような体制を取るようにはしております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 終末期医療ということで、医療センターの場合。医療セ

ンターに全て来るわけではないです。民間の病院もありますので。医療センターの場合については、療養病床と一般病床のほうございますので、ほとんど療養の方に入院されている状況です。

その他に健康福祉課長の方でも話しましたがけれども、在宅医療やっている方もおりますので、その場合は訪問診療ということで患者さんの家に行っていてやっていると状況であります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田君。

○15番（川守田稔君） 私の勘違いなのかもしれませんが、包括ケアプランですから、包括ケアプランですよ。包括ケアですよ。ですから、役場サイドと病院サイドと会計は違いますけれども。そういった全部、いわゆる包括して、計画は作られているのかなという。もしかしたら私、勘違いしているのかなと答弁聞いて思うんですよ。

基より、終末ケアということになりますといっぱいのスタッフを集めていうモデルが示されていますよね。例えば薬剤師が居たりして、臨床心理士の類だとかですね、ありとあらゆるチームが終末期医療における患者さんに対してケアを施すというようなあれがあったと思うんですけども。そういった人材的な配置は法律とか条例で定められているかいはいかはまた別なんですけれども。何とも、町は包括ケアと言いながら在宅のケア、まあそういう印象があります。病院は病院ですよ。しからば、民間の老人福祉施設はどういうふうな関係性を築いてますかとか。そういったのがこつこつ疑問として溜まって来たので今、ちょっと私、伺うんですけども。

例えば、健康福祉課と町立病院との関係性はどうなってるんですか。健康福祉課と民間の福祉施設、またそれに準ずるような方との関係性はというふうになってますか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 先ほどの説明で誤解を招いたのであれば謝ります。終末期医療というのは、通常は役場サイドでは最後を看取る。在宅で看取るという形になりますので。あと、2か月なり3ヶ月の余命が考えられる場合、当然、治療する部分がかなり減ってきています。ただ、当然、痛み止め等の回数が頻回にふえていくこともありますし、容態が急変することもあります。これにつきましては、在宅に戻る前ですね。施設か医療機関になる訳なんですけれども、医療側の方から医療連携室を通じて役場に連絡が入ってきています。本人が在宅に帰りたい。最

後を迎えたいということで、家族が同意した場合になりますが。そういった場合に当然、医療サービスの他に福祉サービスあるいは地区担当の保健師などの連携プレーで看取らないと緊急の時に対応できませんので。そういう場合は綿密に体制を組んで在宅の体制を取っております。そういった意味ではその部分が包括ケアになるのかと考えております。

現在は、在宅で亡くなる方が約２割程度、後の８割は病院もしくは福祉施設で亡くなっているのが現状となっております。

○議長（坂本正紀君） 川守田君に申し上げます。ただ今の発言は議題外に渡っておりますのでご注意ください。

○15番（川守田稔君） はい。あの議題ではなくて包括ケアプランという形で伺っているわけですので、そしたら細かいことは勘弁してください。

包括ケアプラン。町長は一生懸命、包括ケアプランっておっしゃいます。であれば、ちゃんと包括したプランっていうのを作るべきだと思うんですよ。

どうも答弁聞いていると、私はそういうふうな体制がまだ整っているとは思えません。包括ですから、包括という観念をどこからどこまで設定するのかというのはまた別な問題かと思うんですけども、互いにそっち任せこっち任せ。自分達の都合のいいことばかりやりたがっているみたいなそういう印象がぬぐえませんので、感想として申し上げておきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第90号から議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

この際、日程第4、議案第90号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第91号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第92号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第90号、議案第91号、議案第92号の議案3件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第90号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため所要の改正を行うものでございます。

制定内容でございますが、町議会議員の期末手当の支給割合を以下の表のとおり、第1条の規定の改正につきましては、平成26年12月に改正となるものでございまして、12月の期末手当をこれまでの1.4カ月分から1.5カ月分、0.1ヶ月分を引き上げ、合計として2.8カ月分から2.9カ月分とするものでございます。

第2条の改正につきましては、来年の4月以降を定めるものでございまして、それぞれ、0.1分引き上げた分を6月と12月に0.05ずつ分けて平準化して支給するというものでございます。1条

及び2条の適用、施行日はそれぞれ26年12月1日、2条につきましては27年4月1日からというものがございます。

次のページをお開きください。議案第91号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由、制定内容につきましては先ほどの議案第90号とまったく同じでございます。改正内容につきましても以下の表のとおりでございまして、施行日につきましても同じでございます。

次の議案第92号でございますが、8ページでございます。南部町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが。

提案理由ですが、平成26年10月14日付けの青森県人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び報告及び勧告に準じて、職員の給与月額及び給与手当の支給割合を改め、所要の改正を行うものでございます。

制定内容につきましては、第1条の改正につきましては3点ございまして。1点目は、1条の改正として地方公務員法の条項が削除されたことに伴いまして、条例で引用している条項を改めるものでございまして、1項ずつ詰めて改めるというものでございます。

2番目の改正②でございますが、これは先ほどと同じように議員の皆さま特別職、町長等の改正と連動してございまして、職員の場合は勤勉手当の方を0.1カ月引き上げるというものでございまして、勤勉期末を合わせましてこれまでの3.85カ月分を3.95カ月分とすると。0.1引き上げるというものでございます。

③の別表1から別表2の改正というのはこれは給与表。手当とは違って給与。本俸の方の改正でございまして。基本的には4月にさかのぼって、平均で若年層に重点をおいて平均0.3%を引き上げるという給料表の改定でございます。

次、2条関係の改正につきましては単身赴任手当を2万3,000円から3万円に改正すると。

次のページをお開きください。②の20条の2の改正でございますが、支給割合を改めると。勤勉手当の支給割合を改めるものでございますが。これは6月と12月の支給分を0.05カ月ずつ平準化して支給するというものでございます。

別表1から別表2の改正と、下の段の方でございますが、これは先ほどと同じに手当とはまた違いまして、給与の方を見直すというものでございまして。27年4月1日から適用する給与表の改正でございますが、平均約2%を引き下げるというものでございまして、一たん、6月には0.3%ほど引き上げるものでございますが、来年の4月からは平均で2%を引き下げるというものでござ

ざいまして、若年層の部分の引き下げはございませんけども、最高号級の方は引き下げるというものでございます。

最後の参考の部分は地方公務員法の抜粋でございまして、先ほどの第一条の改正、地方公務員法の削除の部分参考までに記載しているものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 参考のために税務課長から伺いたいのですが、人事院が勧告するという事は、日本経済全体がいくらか上向いているというそういう根拠に基づいて「ちょっと、上げなさいよ」という勧告だと思うんですけど。実際、マスコミでもなんでも地方の末端にはアベノミクスとか、この景気が良くなったってのが浸透してないというか、いきわたってないっていうのが一般的な見方の方ですけども。この町の場合は、税務課のサイドから見て町民全体の商売やっている方だとか、農家の方、あるいは給与所得者のそういう所得がここ2年でも3年でも4年でもいいんですけど、傾向としていくらか上昇傾向にあるのか、横ばいなのか、下降なのか。これは年金の受給者とはまた違うでしょうけども。この税務課サイドから見たここ3年、5年のトレンドというんですかね。その辺についてわかっている範囲でちょっと説明をお願いしたい。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 工藤久夫さんのご質問にお答えしますけども。データのものは手元にございませんですけども、今年度あたりで見ますと若干、一般の方、勤めている方見ましても、上向いてきている部分があるのかなというふうには税務課では感じてございます。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑ありませんか。根市勲君。

○7番（根市勲君） 一般質問でも答弁しておるんですけども。今、何で給料の改正をしなければならないのかということが発生したのか、ちょっと聞きたいなと思っています。よろしいですか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長答弁しますか。総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） 今なぜということでございますが、基本的には人事院勧告と国の勧告がまずありまして、県の勧告に基づいて町村も基本的には連動されているのですけども。勧告はどういうふうに行っているかという、民間企業の青森県の場合は県内373の民間企業から無作為抽出して、145の事業所を調査しているということがございます。

その事業所と比較して、公務員の給与の平均がどうなっているかというのを常に勧告というのはそれに基づいて勧告している。つまり、民間より低くなったということが基本でございます。常にそういうことでございますので、民間が上がれば、公務員も上がると。基本的に民間と申しましても企業規模で50人以上の民間の規模のものと比べているものですから、50人以下の民間の方々の給料と比べているということではないので、ちょっとその辺はまた違うとお思いの方もいらっしゃると思いますが、基本的にはそういう民間との比較というのが基本でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 他に質疑ありませんか。根市勲君。

○7番（根市勲君） 昨夜のテレビで安倍と大阪のだれだったっけ。やっていたんだけども。やはり、地方は地方のさっき、久夫君も言ったのだけれども。地域の人たちのあれを見て、地方は地方のやり方、都会は都会のやり方というのを言っていた。こういうふうに今、景気が低迷しているアベノミクスの3本の矢がまだ届いてない中に、こういうふうなのやったら、ますます住民が苦しくなるのじゃなかべか。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） まず、今回の期末手当の0.1%と0.1カ月分というのは青森県が民間と比べて国の場合は0.15でございます。ちなみに。岩手県。他県においても民間やっぱ元気なところは0.15でございますけども。青森県はちょっとまだ民間のほうが追いついていないということで今回。0.10ということで、他県よりも少し低い状況になっているのが現状でございます。

また、今こういう時期に上げるという全体的な話しになろうかと思いますが。やはり、物価が

上がっているという中において、給料も引き上げて行かないとやっぱり、全体的な経済が回っていかないというのが基本になるものと思いますので、その辺も鑑みての改定ということだと思っています。

○議長（坂本正紀君） 14番、立花君。（「人事院勧告というのは強制性があるんですかって聞いたら、無いって言いました。」の声あり）ちょっと。14番って指名しましたけど。（「あそうですか。すみません。」の声あり）

○14番（立花寛子君） 9ページの説明のところの別表第1から別表第2の改正ということで、平成27年4月1日から適用する行政職及び医療職の給料表の改正ということで、最高号級が引き下げられている。約3.95%の減ということですがけれども。先ほどの説明にあったように、民間との整合性で引き下がるということでしょうか。仕事内容から言っても、とても認められるような内容ではなにのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） 基本的に公務員の場合、6級の場合が。6級と言いますと課長級でございますけども。その年齢が高い方が民間と比べてやはり高いんだということで、若年層の方が逆に低いということなので、これにおきましてこの説明にあります、1級2級の12号級、若い方々は「下げません」ということでございます。来年の4月以降もですね。とりわけ、それ以上の級の方々はやはり民間に比べて少し高めなのでそこは是正していくと。引き下げるというふうな方向のものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 先ほどは失礼しました。申し訳ありません。人事院勧告は強制性があるんですかって伺いましたら、ありませんとの事でした。であれば、勧告は勧告として参考として聞くことにして、もっと主体性を持って町の財政と相談のうえで。精査のうえでこういう人件費に関わるということのは自主的に決めていくことではないのかと思うのですけれど、その辺はどうお考えでしょうか。

また、この人事院勧告に伴って何かしらの交付税措置とみtainな人件費としてのそういった予算措置というのはされるものでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） 勧告でございますので、あくまでも勧告というのは議員おっしゃったように強制ではないわけでありまして、市町村がこの勧告に基づきまして、当町の場合は人事委員会がございませんので、そういう比較、統計調査をやる能力がないものですから、県の人勧を参考にしてそれに基づきましてやっているということでございますが、もう少し主体性があってもいいんじゃないかということでございますが、基本的には給与表等につきましてはやはり、国の示された通り県も実施している。市町村もそれに倣うというのが今までの通例でございます。当町もそれに倣っているわけでございますが。手当等につきましては、国より上げるというのはなかなか市町村レベルではないわけでございますけども。例えばラスパイレス指数が極端に高いというところでございますと、国からの何らかの指導が入ってくるのかなというふうなこともございまして、当町はラスパイレス指数が92位でありますので、これまでも引き下げが続いておりますので、今回は準じて引き上げる部分もいいのではないのかという判断で今回、提案させていただいているものでございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 慣例だからそのようにやっていますよとしか聞こえないのですけれど。例えば、企業経営で人件費の管理というのは非常に大事な項目ですよ。自治体といえども企業となんら変わらない形態があるのですよね。たった税金取れるというだけのことですよ。そう考えると、そもそもが私らに言わせると、一般の人間という価値で言わせてもらおうとですね。民間企業との水準と比べて上げます下げますとか、こつたらあれはうらやましい限りなんです。うらやましい限りですよ。上げても下げても後は野となれ山となれ。なんかそういう姿勢というのがあるようでちょっとどうなんでしょうかって思うわけですね。地方交付税として国から援助いただいているわけですから。その辺にあぐらかいてるのかもしれませんが、本当であれば余裕があるのであれば、人事院勧告以上に上げればいいし、景気が悪くなったらもっと下げる必要があるっていう。まったく、地方分権ですか。地方自治の来るべき姿を捉えますと、こういうこと

ってというのは少しずつ慣例としてではなくて、姿勢として改めていくべき必要があることだと、最たることだと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（坂本正紀君） 総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） 手当等につきましては、やはり、国の方から例えばもう少し上がっているものにつきましても、町の財政状況を考えてそのとおりに上げないという時もあります。ですので、すべてが勧告通りということではない時もございますので、その年々の勧告に基づくこういう状況というものを具体的に申し上げられませんが、議員からご意見いただきました内容は職員はぜひ、自覚して、給与をこういうふうな体系でもらっているんだということを鑑みて、日ごろの業務に邁進していくというものが需要だと思ってございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 地方自治体が企業であるとするならば、どうやって設けるかという様々な町のための事業を施して、以って税収を上げるという収入の道しかないわけなんですよ。自主的な収入という。であるならば、そのような観点に立って、成果に応じて、能力に応じて人件費が決まるという当たり前のことをある意味当たり前と申しておきますけども、そういうことを自覚する必要があるのだと思うんですよ。「今年は大変、業績がよかったのでボーナスで還元いたします」これは大変、いいことだと思います。「悪かったらもらえない」とこれも仕方がないと思うんですよ。それが地方自治の姿だと思うんですね。そういう慣例でどうのこうのと言ってもらえない時代が来るのに何やってるんだらうなって思う次第です。以上です。

○議長（坂本正紀君） 総務課長

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員のお考えのとおり、地方自治法が改正されておまして、来年度以降、人事評価制度というのが地方公務員法に規定されてございまして、その規定に基づいて評価をして、勤勉手当等を変化させていく。やはり、評価をして手当の割合を一律じゃなくて、やっていきなさいと。これをやらないと法律違反になりますよというのが今、改正ができて、人事評価をしてくというのがもう、法律に謳われてまして。来年度以降そういうような体制をまた

組んでいくと。勤勉手当をやっぱり変化させて行くんだというような内容が盛り込まれてございますので、今後ともそれらに基づきまして執行してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。川守田稔君。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、立花君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第90号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

解散総選挙前後のテレビ討論で盛んに身を切る改革とか議員定数の削減、政党助成金の使い道のあり方など話され、議員の言動が政治不信を招いております。身を切るというなら政党助成金の削減が一番、有効的で年額320億円を地方のために活用できたらどんなに有意義なことでしょう。

さて、町議員の議員報酬の件についてであります。議員報酬は少なければ少ないほど良いという立場を取るわけではありませんが、年金の引き下げ、消費税増税、物価上昇などの原因で増税不況と言われる現在、議員報酬の引き上げは妥当と言えるでしょうか。議会運営委員会での議案取り下げが妥当だったのではないのでしょうか。以上の理由を述べ、反対討論と致します。

議案第91号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるためという提案理由です。大変、忙しい仕事内容であるとは思いますが、増税不況と言われる世の中にあっておるもとの、町職員と同率の引き上げという点はいかがなものでしょうか。同意できません。反対するものであります。

議案第92号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。別表第1から別表第2の改正、平成27年4月1日から適用する行政職及び医療職の給料表の改定についてであります。大変、素晴らしい仕事内容をしている皆さん方の給料引き下げは

妥当ではないと思います。同意できるものではありません。最高号級現行6級77号42万2,600円から40万5,900円、約3.95%の減は認められないと考えます。以上の理由を持って反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案3件を分別して採決します。

まず、議案第90号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

.....

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第7、議案第93号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の10ページでございます。議案第93号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴いまして、本条例で引用している条項のずれを改めるため所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、記述のとおりでございますが、説明資料の一番最後の行のところの参考の所に見え消しで消しておりますけれども、職員の給与勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるものを引用しているものでございまして、これは改正前は6項でございましたが、地方公務員法の改正により2項の部分が削除されましたもので、これが5項になるため、今回、条例を改正するものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第8、議案第94号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 11ページでございます。議案第94号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由ですが、国民健康保険法及び健康保険法施行例の一部改正により、出産育児一時金の支給額の見直し及び規定の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は始めに第4条関係。これは条文中の重複規定を削除するものです。

2番目が第5条関係。出産育児金の金額の改正です。産科医療補償制度掛け金の引き下げ、現行3万円から1万4,000円引き下げ1万6,000円とするもので、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額、これが1万4,000円引き下がるものです。出産一時金の基本額を1万4,000円引き上げ、現行39万円であったものを40万4,000円にすることにより、加算後の支給総額を現状の42万円を維持するものでございます。

3番目が第7条関係。引用条項の整理です。国民健康保険法第72条の4の前に新たに規定が追加されるため、ずれが生じ、第72条の5となるものでございます。

施行日につきましては、出産育児金、一時金の金額の改正につきましては、平成27年1月1日から、引用条項の整理に伴う第7条関係につきましては、平成27年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第9、議案第95号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 説明資料の12ページになります。議案第95号、新町建設計画の変更についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、地方債を起こすことができる期間の特例が定められ、平成18年度から平成27年度の10年間から平成32年度までの15年間に延長されたことにより、新町建設計画の計画年度を同じく平成32年度まで見直し、その他、所要の変更をするものでございます。

少し詳しくご説明申し上げますと、東日本大震災により当初10年間で計画しておりました合併特例事業が計画内に遂行できなくなったため、合併特例債を発行できる期間を三陸沿岸など特定被災市町村については10年間延ばす。その他の市町村については5年間延長することになったものでございます。

2の内容でございますが、第1章、計画の期間については、平成27年度から平成32年度まで5

年間延長するものでございます。

第3章、人口世帯数、それから就業者数の見直し、見通しでございますが、実績を反映させ、平成32年度まで推計を行いました。

第7章の財政計画につきましては、これまでの実績を反映させ、平成32年度までの推計を行ったものに変更してございます。

次のページをお願いいたします。新町建設計画の新旧対照表でございます。左側変更前、右側変更後でございます。変更された部分については、赤色の文字、数値で表示してございます。

まず、2ページの(3)計画の期間のところですが、平成27年度とあるものを平成32年度までの15年間とするものでございます。

次に29ページでございますが、第3章、新町の基本方向の(1)人口世帯数の見通しでございます。ごらんのとおり平成32年度までの人口世帯数の見通しに変更をしてございます。

次のページをお願いいたします。29ページでございますが、ここも同じように(2)就業者数の見通しにつきまして平成32年度まで推計を行った数値に変更をしてございます。

その下61ページ、第7章の財政計画でございますが、1の前提条件のところでは、変更前が10カ年度とあったものを変更後は15カ年度(平成18年度から平成32年度まで)と変更してございます。

(1)歳入の地方債の部分でございますが、臨時財政対策債は平成19年度以降廃止という文言がございました。これは、臨時財政対策債が現在も継続されておりますので、このところは文言を削除したものでございます。

次のページをお願いいたします。2の財政計画(1)歳入(2)歳出でございます。この財政計画は平成18年度から25年度までは決算額を反映させてございます。それ以降は、それらの数値を基に平成32年度まで各費目を推計したものに変更をしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第10、議案第96号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、説明資料の13ページになります。議案第96号、定住自立圏形成協定の変更についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、南部町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定について連携する取り組みの見直し、その他所要の変更をするものでございます。

次のページをお願いいたします。これも同じように新旧対照表でございます。左側改正前、右側改正後でございまして、変更部分については、赤色の文字並びに数字で標記をしております。今回のこの変更でございますけれども、これまでの協定項目に新たに3項目を加えるものでございます。

まず（１）生活機能の強化に係る政策分野のウ、産業振興の（イ）でございますが、畜産業の振興を新たに加えるものでございます。まず、取り組みの内容でございますが、圏域内の畜産業及び関連産業の進行を図るため、八戸圏域の畜産一大基地化を目指し、（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョンを策定するといものでございます。このビジョンでは生産体制の整備・強化、地場産畜産物の消費拡大など現状分析とともに平成36年度までの目標を策定するものでございます。役割分担（Ａ）甲の役割でございます。（１）畜産ビジョンの策定に要する経費を負担し、

乙関係町村及び畜産関係団体と連携して、畜産ビジョンを策定すると。（２）畜産ビジョンに基づく各種事業を乙および関係町村と連携して実施するというものでございます。

次に乙の役割でございますが、甲の役割とほぼ同じでございます。（１）では畜産ビジョンの策定。（２）では甲及び関係町村と連携して事業を実施するというものでございます。

次に２項目目でございますが、（ウ）商工業の振興。これも新たに加えるものでございます。まず、取り組みの内容でございますが、圏域内の商工業の振興を図るため、コーディネーターを配置し、圏域内の事業所の受発注促進と新事業活動を支援する体制を構築するというものでございます。

具体的には、圏域内の発注を可能な限り圏域内の事業所で受注できるようビジネスマッチングを図るというものでございます。

役割分担、甲の役割でございますが、コーディネーターを配置し、甲の区域内の事業所等に関する情報を収集すると。乙および関係町村と連携し、事業所支援のための各種事業を実施するというものでございます。

続いて乙の役割は、甲の役割とほぼ同じでございますが、乙の区域内の事業所に関する情報を収集し、必要に応じて甲に提供する。甲及び関係町村と連携して事業所支援のための各種事業を実施する。必要に応じ、甲及び関係町村と協議のうえ必要な費用を負担するというものでございます。

更にその下、エの教育の（イ）学校教育の推進。これが３項目目の追加でございます。取り組みの内容でございますが、圏域内の学校教育を推進するため、文化スポーツ施設等の公共施設を活用した広域的な体験学習を支援する体制を整備するというものでございます。

具体的には、例えば八戸市の是川縄文館でありますとか、南部町の福地アイスアリーナでありますとか、文化スポーツ施設を学校教育に活用するため、借り上げたバス代等を負担することなどを想定しているものでございます。

次のページをお願いします。役割分担。甲の役割でございますが、（１）乙および関係町村と連携し、圏域内の文化・スポーツ施設等の公共施設の体験学習機能を圏域内における学校教育に活用することとし、必要に応じて費用を負担する。（２）広域的な体験学習を実施する文化・スポーツ施設等の公共施設の整備を行うというものでございます。

乙の役割もほぼ甲と同じでございますが、取り組み推進を図るものとなっております。その他、項目の追加により、既存の項目の並べ替えなど、所要の整理を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 今の説明の中で、畜産業の振興というそれぞれ甲乙の役割というところですね、畜産ビジョンの策定とありますが、この策定についてまず甲の場合は、策定に要する経費の負担という。「経費」ですが、乙いわゆる南部町の場合に必要な「費用」を負担するというこのちょっと、畜産ビジョンの策定ということをもう少しわかる範囲で教えていただきたいのと、この経費。八戸市の経費と南部町の費用という違いというのを教えてください。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 経費のことですけれども、まだ具体的な経費の金額は定まってございません。

これからのビジョン構成の内容をこれから話し合っていく中でまた行事と研修会とか様々な面の経費がこれから計算されると思います。その後、決定されることとなります。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第11、議案第97号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の14ページでございます。

議案第97号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが。

提案理由は平成27年4月1日から構成団体として青森市を加入させること及び共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、構成団体の議会の議決を要するものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございますが、新旧対照表を載せてございますが、別表1、別表2とも弘前市の前に青森市を加えるというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第98号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案書の方をご準備願います。議案の80ページになります。

議案第98号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第4号）のご説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,967万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,041万5,000円とするものでございます。

第2条は地方債の変更でございます。

歳出から説明をいたします。91ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項1目、一般管理費でございますが、1,607万1,000円を減額し、4億1,056万9,000円とするものでございます。2節では418万8,000円の減、4節では623万8,000円の減、19節では681万円の減とこれは職員の退職、4月の人事異動、それからこのたびの人事院勧告などにより人件費を調整したものでございます。その下6目、企画費でございますが、364万9,000円の増になってございます。これも人件費を調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。11目、情報化推進費でございますが、1,369万1,000円を追加してございますが、13節、社会保障税番号制度対応システム改修業務委託料でございます。コンピューター関係の改修費でございます。16目、公共施設整備基金費でございますが、1,204万3,000円を追加してございますが、公共施設整備基金の積立金でございます。

その下、2款1項1目、税務総務費でございます。1,079万8,000円を追加してございますが、人件費を調整したほか、13節では滞納管理システムの改修費885万6,000円を計上してございます。

続いて、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費でございますが、341万円の追加は人件費を調整

したものでございます。

次のページをお願いいたします。3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費でございますが、510万9,000円の減額。それから、同じく2目の住民生活費243万3,000円の減額。これは主に人件費の調整をしたものでございます。4目、老人福祉費でございますが、1,401万3,000円を追加し、4億2,999万5,000円とするものでございます。

28節の繰り出し金でございますが、介護保険特別会計繰り出し金1,310万5,000円の追加は人件費の調整に加え、コンピューターシステムの改修を見込んだものでございます。その下、介護サービス事業特別会計繰出金86万6,000円は人件費にあてるものでございます。

5目、老人福祉施設費でございますが、393万6,000円の減額になってございます。介護老人保健施設特別会計繰出金を減額するものでございますが、前年度繰越金が増額となったため一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。

次のページ3款2項2目の保育所費でございますが、1,196万2,000円を減額し、3億2,692万6,000円とするものでございます。人件費を調整したほか15節では施設改修工事費を500万円減額いたしました。続いて4款、衛生費1項1目、保健衛生総務費でございますが400万8,000円の減額は人件費を調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。6款、農林水産業費、1項4目、稲作振興費でございますが224万2,000円の追加でございます。19節には米価下落緊急支援対策事業費補助金を計上いたしております。昨日の一般質問でも町長の方からご説明がございました。生産数量目標に従いコメを生産し販売した農家に対し、種もみ確保対策として助成するものでございます。

次のページ、10目の農業施設費でございますが276万5,000円の追加でございます。15節でございますが、福寿館のトイレの改修工事費157万7,000円を計上してございます。11目農村整備費でございますが235万4,000円を追加し2億3,897万8,000円としてございます。11節には修繕料110万4,000円、15節には119万7,000円計上いたしました。どちらも農道水路などの修繕あるいは改修工事に充てるものでございます。

次のページをお願いいたします。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目の道路橋りょう維持費でございますが、300万円を追加いたしました。これは町道の維持補修費でございます。2目、道路橋りょう新設改良費でございますが、補正額はございません。補正額の財源内訳を変更するものでございます。後ほど歳入の方でも説明しますが、町道後渡後構線の整備財源を過疎債から国のがんばる地域交付金に振り替えたものでございます。

100ページをお願いいたします。10款、教育費、4項1目、幼稚園管理費でございますが、687万

2,000円の減額は人件費の調整でございます。

続いて、10款5項1目、社会教育総務費でございますが200万4,000円を追加するものでございます。15節でございますが、国道の改良により本庁舎向かいの明治天皇御小休所跡の石碑を撤去、移設するものでございます。

次のページ、10款6項1目、保健体育総務費の266万8,000円の追加は人件費を調整したものでございます。

それでは、歳入をご説明いたします。88ページをお願いいたします。1款、町税、2項1目、固定資産税でございますが、4,835万8,000円を追加し、8億1,926万8,000円とするものでございます。鉄道関係の償却資産等の増によるものでございます。

13款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金でございますが3,442万1,000円を追加し、1億8,536万2,000円とするものでございます。2節のがんばる地域交付金でございますが、国の平成25年度の一次補正予算に係る地方負担額をベースに算定し、交付されるものでございます。3節でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金994万7,000円を計上してございます。続いて2目、民生費国庫補助金でございますが796万9,000円の増となっておりますが、次のページの14款2項2目3節に同じ金額が載っております。これは県の補助金から国庫へ振り替えられたものでございます。

17款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金でございますが3,417万9,000円を減額するものでございます。財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

19款、諸収入、5項3目、雑入でございますが、195万5,000円の増額でございます。先ほどご説明いたしました国道等改良に伴う石碑の移転補償費でございます。

20款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明をいたします。85ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表、地方債補正、変更でございます。記載の目的、町道整備事業債、補正前の限度額1億710万円であったものを2,300万円減額し、補正後の限度額8,410万円とするものでございます。先ほど歳出で説明いたしました町道の整備財源を過疎債からがんばる地域交付金に振り替えたことによる減でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤正孝君。

○４番（工藤正孝君） 97ページ。6款、農林水産業費、1項、農業費、10目の農業施設費の説明の所で施設改修工事、これ福寿館ということでしたが。ちょっと聞き逃しましたか福寿館のどの部分の改修だったのかと、時期ですね。壊れたという報告から工事までの期間は、壊れたと言われてから修繕が終了するまでのどのぐらいの期間とですね。教えていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 工藤議員のご質問にお答えします。福寿館の改修工事は男女のトイレが、今は水洗の和式になっております。これを洋式トイレに改修する工事であります。この時期になったのは、福寿館は補助対象の施設で、県の補助金を活用して施設を建てたもので、県のから改修に伴う許可を得るための期間がかかり、今回、12月補正で3月までに和式トイレを洋式トイレに改修するものでございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○４番（工藤正孝君） ありがとうございます。和から洋ということで別に壊れて水が漏れたということではないということですが、関連と言いますか。南部地区にあります南部ふれあい交流プラザのロビーの暖房が切れているということをお大分前に伺いました。利用している方も「このロビーの暖房がこわれているんですよ」ということであそこで待合と言いますか、待っている方々にとっては、非常に寒い時期の利用には不便を来していると聞きましたが、そっちの方は直したんでしょうか。それともまだなのでしょう。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木俊昭君） ふれあい交流プラザですけども、ロビーの暖房施設が壊れているということで、来年度の予算の方には見積もりはいただいております。それで、計上はする予定でございます。現在、名川病院の方からとりあえず、ストーブを置きストーブなんですけど。ファンヒーターを5台ほど持って来まして、現在、対応しているということです。以上です。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 先ほどの福寿館という訳あって遅れたというような施設ではないのであれば、大分前にもう2年位経ったのではないですかね。聞いてからその位経ったような気がします。修理の依頼とありますが、そういった報告、苦情等がなくて今やったのかもしれませんが、なるべくその、そこに管理している方もいらっしゃいますので、壊れているんだよということは、本人もわかっていると思いますので、なるべくでしたらそういった県の補助とかいったハードルが高いのでなければ、スピーディーにできる修理であればなるべく、何年も経過することなくスムーズに対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 94ページ。3款、民生費に係る、3款1項、社会福祉費4目、老人福祉費の20節、扶助費、低所得者利用者負担対策事業費4万2,000円について質問いたします。この使い道と根拠はどこにあるのでしょうか。まず1点伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） この低所得者利用者負担対策事業費というものは、低所得者の方が施設サービスを利用した場合、負担に関わる分について補助するものであります。

現在の予算で若干、足りないものですから、ふやしたものであります。

○議長（坂本正紀君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） そうしますとその項目は、施設とおっしゃったようですが、国保関連の新国保法の第44条、一部負担金の減免等に関する条項を踏まえての予算措置ではないわけですか。この点を詳しくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） これにつきましては、介護保険のサービスの中での利用者につ

いてのもので、国民健康保険については関与しないものであります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○14番（立花寛子君） そうしますとこれは、今までもこのような予算措置を取られていたということでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） これまでも介護保険特別会計ではなくて、一般会計の方に持っているものであります。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。八木田君。

○2番（八木田憲司君） 88ページの歳入ですけども、13款、国庫支出金の1目、総務費国庫補助金ですけども、この中のがんばる地域交付金についてちょっとお伺いしたいんですけども、過疎債からの切り替えということだったかと思うんですけども、これは切り替えするに当たり、有利な部分で切り替えたのかなと思いますので、その辺の説明と、このがんばる地域交付金に該当する事業というものはどういう形のものが該当するのかその辺をちょっと説明をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 先ほどの歳出の方でも説明いたしました。町道整備財源の過疎債は全国枠が決まっております。日本全国の市町村の過疎債の要望額の要望額を取りまとめたところ、全国枠をオーバーしているということで「各市町村ではなるべく過疎債の充当事業を別な財源にできるところはしてください」というふうな指導がありまして、たまたまここに国からがんばる地域交付金が交付されましたのでそこを当初、過疎債を予定しておりましたけれどもがんばる地域交付金に振り替えたということでございます。

それで、がんばる地域交付金につきましては先ほど、国の平成25年度の一次補正予算に係る地

方負担額というお話をさせていただきました。国の平成25年度の一次補正では日本全国の市町村の、特に南部町に関しましては、平成25年度は例の台風18号災害がございました。その公共災害の実施、それから農災の事業費。それから第一次補正予算で予算措置されましたひろば台団地の公営住宅の整備事業費、これは繰越明許で平成26年度に繰り越してございますけども、その地方負担額をベースにして、合計で六千二百万位であったのですけれども。そのうち約40%近く国から交付されたという内容でございます。

○議長（坂本正紀君） 川井健雄君。

○9番（川井健雄君） 96ページ。農林水産業費の稲作振興費。米価下落に苦しむコメ農家にとりまして、町単独で種子代の補助をしていただけるということで、コメ農家にとりましては大変、ありがたい話なんですけど、詳しくお聞きしたいと思います。

これは生産調整に協力している農家に種子購入費。種子を購入している農家に対しての補助なんでしょうか。詳しく説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 川井健雄議員のご質問にお答えいたします。この補助の対象者ですけども、平成26年産のコメの営農計画書を提出しまして、生産数量目標に従ってコメを生産し、販売した農家の方ということです。

そして、種子代、種もみ代なのですけれども。農協さんや業者さんから買っている方もありますし、また、自分のコメを種子にしている方もございます。どちらも、対象ということで考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川井健雄君。

○9番（川井健雄君） 自家採種農家も対象ということですか。そうすると、農協さんなり米穀集荷協同組合ですか、そういう集荷団体に種もみを注文しているのであれば、そちらから情報が入ってくると思うんですが、そうでない自家採種だと金額はどのようにして算定するのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 先ほども申しあげました生産数量目標に従ってコメを生産した農家の方で。これは、農林課の方では申請を出していただいていますので、面積を把握してございます。その面積が388.7ヘクタールです。その分の面積で全部の方が対象になるということです。

種もみを買ったもの、そして自分の種もみにも該当になるということで、その金額ですけども、農協さんが440円です。去年の実績からいって。その金額で対応したいと考えてございます。業者さんの方がもう少し高かったりと、ある程度、ばらつきがありますけども。八戸農協さんの金額440円で対応するという事で考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 時間いいですか。ご飯食べてからでもいいですけども。

○議長（坂本正紀君） 発言してください。

○15番（川守田稔君） はい。97ページをお開きください。達者村モデル事業、事業費、商標登録手数料についてお伺いします。

町長の説明では、南部達者米、コメですか。そのような商標が取れましたということでしたが、このコメっていうのは、南部達者米なるものっていうのは、誰が生産したものを販売するのでしょうか。どの地域で栽培したものを販売するのでしょうか。品種はどういう品種でしょうか。

あと、登録商標ということですので、品質の担保はどのような方法で行うのでしょうか。とりあえず、質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 97ページですね、達者村のモデル事業の商標登録手数料というのはこれは、あくまでも商標登録手数料ということです。

今、川守田議員のご質問の関係なんですけども、達者米という（「それではないんですか」声

あり）違うんです農村交流ですけども。（「じゃあ私勘違いしていますか」の声あり）登録の方は農村交流の方です。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） ただ今のご質問は、商標登録についてでございますが、今ご質問の川守田議員からのご質問は、コメではなくて現在、この補正は達者村という名前についての商標登録の申請でございます。（「それは何の達者村なの」の声あり）現在、達者村事業を行っている達者村という文字でございます。これは今まで青森県が商標登録をしております、10年間青森県が権利を持っております。

それで今回、達者村10周年記念もありましたが、それに伴いまして青森県から南部町へ達者村の商標登録を移管するということで、それに関わる特許庁への登録料それからそれに関わる手数料を含めた金額の補正でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 勘違いだったようですね。改めて伺います。関連としてお答えください。この達者村の事業というのがですね。今までどれだけの売り上げがございますか。こういった商品をどれだけ売っていますか。どういう人が生産していますか。その売り上げに係る手数料でどれほどの収入がありますか。お答え願います。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 詳細な資料は手持ち、現在持ってこなかったんですけど。（「なんでないんだよ」の声あり）申し訳ないですが。あくまでも達者村事業と言いますのは、例えば「農業観光振興会」の方々がお客様を農園に招き入れて、その農園において収穫体験をする入園料。あるいは「達者村ホームステイ連絡協議会」の方々が農家民泊を受け入れして、その農家民泊の宿泊料金の収入等々の全てを色んな関係事業でもって活動しているのが達者村事業でございます。それにつきましても、トータル的な収益はいくらかと言いますがちょっと、手元に資料がないのであとでお示ししたいと思います。（「後でと言っても議会終わるじゃないですか」

の声あり)

○議長（坂本正紀君） はい、川守田君。

○15番（川守田稔君） 「達者村をNPO法人にしてどうやって運営していくんですか」云々って以前、質問したことがあります。課長「私ら10億、20億、30億ってその手数料で以って自活してごらんにいれます、見ててください」みたいなそういうご答弁でしたよね。まあ本人が忘れていようですけども。その上で、期限を切って2年というのももう期限が参るようであります。今の時点でどういう収入があって、独立した法人としてどのように達者村というのを運営していくビジョンを持っているのかというのを本当は関連して聞きたかったんですよ。そういったところを取りそろえて、後で資料をいただきたいです。

○議長（坂本正紀君） 5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） お昼過ぎましたけれども、もう少しお付き合いください。ページは92ページでございます。2款1項16目の公共施設整備基金費でございますども。この公共施設整備基金っていうのは現在、どれぐらい持ってるものなんですか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 平成25年度末で22億3,000万円余りなっております。

○議長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 22億。かなり膨大な基金があるわけでございますけどもこれは今現在、どういった目的に使うおつもりでそこまで基金が貯まったのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 公共施設整備基金でございますので、文字どおり公共施設で

ございます。具体的には道路でありますとかあるいは、集会施設でありますとかそういう町で行う公共施設の整備に充てるために積み立てているというものでございます。

○議長（坂本正紀君） 夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） 先ほどの議案の中で合併特例債の延長がありまして、公共施設整備基金が22億あるということで、前から色々な議題の中で合同庁舎、分庁舎方式というものの話しがもうそろそろ限界に来ているのではないかなというように話しでありますけれども。例えば、1庁舎、合同庁舎にした場合にこういった基金っていうものを十分に使ってやれるということで理解していいですか。

○議長（坂本正紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） まさにお見込みのとおりでございます。合併特例債。もし、仮にの話しでありますけれども、新しい庁舎を仮に建てるということになれば、合併特例債は対象になります。なお且つ、合併特例債の充当率は95%なので、あとの5%部分については恐らく、こういう基金を使って対応することになるだろうというふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 88ページの歳入の一番上の町税の固定資産税。この現年課税分が4,835万8,000円だか補正になってますけども、これ鉄道資産ということでしたけど。固定資産税の約8億2,000万の歳入の全体の中に占めるこの鉄道資産からの例えばJRだとか青い森鉄道だとかというのの総額の固定資産税ってどれくらいあって。あと、例えば、企業の固定資産税がどの程度か。個人の固定資産税がどの程度かわかる範囲で説明していただきたいというのと。

この4,800万今年度、補正でふえたわけですがけれども、これってずっと資産がなくなるまでこれぐらいの金額がずっとふえてくというような予測なんではないでしょうか。その辺、説明願います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長、補正なのでわかりますか。わかっている範囲内で。

○税務課長（谷内恭介君） わかる範囲でご説明させていただきます。今、鉄道の関係の部分がありましたけれども。これにつきましては大きく今、ふえてるのが新幹線の大分配分の部分が、国の方からの計算で来ますものですから、どの位で来るかというのがわからない状態にいる部分で決まってくるものですから。これはちょっと見込めない額でございまして、それとこの固定資産税の部分につきましては、土地家屋そして償却資産のこれの3つが含まれた部分で4,800万円の増額となつてございまして。

土地につきましては、宅地の地目変更。例えば、「畑の中に建物があつて現況はもう宅地になっているじゃないか」とつていう部分でこちらで調査して把握した部分については、宅地でもう評価させてもらつてるといふ部分。

それから、住宅につきましても当初60軒位、大体五十七、八棟位の新築住宅を見込んでおつたものが、118棟位の増改築がありまして、その辺の部分での家屋の増。その辺を見込んでの4,800万になつてございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

※工藤正孝君 退席

（午後0時12分）

○議長（坂本正紀君） それでは休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後 1 時00分）

.....

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第99号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 104ページをお開きください。議案第99号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

始めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,867万5,000円とするものであります。

107ページをお開きください。歳入からご説明いたします。9款2項1目の一般会計繰入金について151万7,000円。内訳は事務費繰入金が65万円。健康センター管理費繰入金が86万7,000円となっております。

108ページになります。歳出をご説明いたします。1款、総務費、1項1目の一般管理費は異動に伴う人件費の増となります。8款、保健事業費、3項1目、施設管理費についても異動に伴う人件費の増となります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第14、議案第100号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 110ページをお開きください。議案第100号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

始めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,504万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,273万6,000円とするものであります。

114ページをお開きください。歳入からご説明いたします。3款、国庫支出金、2項2目、事業費補助金は介護保険システム改修に伴う補正で148万4,000円を見込んでおります。地域支援事業費は人件費に係るもので、3目、4目、4款、支払基金交付金、5款、県支出金も歳入増となっております。7款、繰入金、1項1目、その他一般会計繰入金は1節は職員の異動に関わる繰入金が692万5,000円。2節、事務費一般会計繰入金は介護保険法改正に伴うシステム改修に関わるもので、592万6,000円を計上しておるものです。3目4目は人件費に関わる補正になるものです。

116ページをお開きください。歳出をご説明いたします。1款、総務費、1項1目の一般管理費の13節委託料は、介護保険システム改修費用に741万円の計上となっております。

他の節及び3款1項、介護予防事業費の47万4,000円と2項、包括的支援事業・任意事業費の23万1,000円は人件費の補正となるものです。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第15、議案第101号、平成26年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(高森正義君) 119ページをお開きください。議案第101号、平成26年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

始めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,313万1,000円とするものであります。

122ページをお開きください。歳入からご説明いたします。2款、繰入金、1節、居宅介護費支援事業費繰入金はケアプラン作成の介護支援専門員の人件費。2節、訪問看護事業費繰入金は訪問看護サービスに関わる人件費の補正で、増減合わせて86万6,000円を補正するものであります。3款、繰越金は介護支援事業に関わる繰越金が確定したことにより68万5,000円を計上するものです。

123ページをごらんください。歳出をご説明いたします。1款1項1目、居宅介護支援事業費は介護支援専門員の人件費の補正。2目、訪問看護サービス事業費の人件費の補正と合わせて155万1,000円を補正するものです。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第16、議案第102号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 125ページをお願いいたします。議案第102号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳出予算内での補正であり、予算の総額は変更がないものであります。

次に127ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款1項1目の一般管理

費ですが、3万円の追加で860万6,000円となります。内容は人件費の補正であります。2目、施設管理費は3万円の減額で、8,143万1,000円となります。内容ですが11節、需用費は355万9,000円の追加で、上名久井、下名久井地区処理場浄化槽の修繕料です。13節、委託料は358万9,000円の減額で、業務委託入札による残によるものでございます。総務費の総額に変更はございません。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第17、議案第103号、平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（西村久君） 129ページをお開き願います。議案第103号、平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,636万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億6,088万4,000円とするものです。

133ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の売買取引に関する事業勘定の1款1項1目、受託販売収入に4億円を追加し、補正後の額を30億1,000円とするものです。取り扱いの状況についてであります。4月から10月末までの全体の数量では300トン。金額では1億7,600万円の増加となっております。増加の主なものにつきましては、リンゴとニンニクでございまして、数量ではそれぞれ350トンと17トンの増になりまして、金額ではリンゴが5,500万円、ニンニクは1億1,400万円の増となっており、ここ5年間の推移から見まして、決算額を30億円と見込み、4億円を追加するものでございます。業務勘定1款1項2目、資材倉庫使用料についてでございます。精査によります使用面積の減によりまして、200万円を減額するものでございます。1款2項1目、受託販売手数料の2,800万円の追加につきましては、事業勘定1款1項1目、受託販売収入の増額に伴う手数料収入増を見込んだものです。3款2項2目、基金繰入金、2節、買受人保証金管理基金繰入金につきましては、仲卸業者廃業により保証金の返還のため10万円を追加して取り崩し、繰り入れを行うものです。

続きまして135ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定1款1項1目、受託販売代金は出荷された方に支払う販売代金を4億円追加するものでございます。事業勘定1款1項2目、一般管理費、8節でございます。報償費ですが、出荷奨励金及び納期前納付奨励金は平成26年1月から12月の販売額を基準に交付しており、10月末の集計で前年度よりおよそ4億円の増となっていることから、合計で271万2,000円を追加するものです。23節、償還金利子及び割引料は、仲卸業者廃業に伴う補償金返還のため10万円を増額するものです。27節、公課費は平成25年度消費税の確定により平成26年度の納入額が確定したことから、7万9,000円を追加したほか、人事異動などによる人件費関係諸費を調整したものです。25節、積立金では当初予算に2,214万8,000円を追加し、総額を3,275万9,000円とし、今後の販売状況にもよりますが、この範囲内において基金積み立てをすることになるものです。以上で市場特別会計の説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第18、議案第104号、平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（工藤元次君） それでは、138ページをごらんください。議案第104号、平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、予算の総額を3億9,271万7,000円とするものです。

それでは、最初に142ページの歳出の方から説明申し上げます。1款、総務費、1目、一般管理費、総額で226万7,000円を補正するものです。2節、3節、19節は給料の改正によるものの増額です。そして11節、需用費につきましては、光熱水費80万円、修繕料としまして45万円を補正しております。この内容につきましては、光熱費につきましては、水道料の増と電気料の値上げ等によるものです。そして、修繕料につきましては、エレベーターのリミットスイッチなどの部品の交換及び換気扇の故障などにより、それらを交換したため計上したものでございます。18節の備品購入費につきましては、入札残により減額補正をするものです。

前のページの141ページの歳入をごらんください。前年度繰越金の確定によりまして5款の繰越金620万3,000円を追加して、4款の一般会計繰入金393万6,000円を減額補正するものです。簡

単ですが以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第19、陳情第3号「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。教育民生常任委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川井健雄君。

（教育民生常任委員会委員長 川井健雄君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） 去る11月28日の本会議において本委員会に付託されました陳情3号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、同日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

その結果は、聴覚障害者にとって手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、

自由に手話が使える社会環境の整備が必要であると認め、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） この採択に関しては異論はございません。ですけれども、手話を取り巻く環境というものをしてみると、どの程度の施設がそういう環境というのはいわかりませんが。聾、聾、聾になりますか。いわゆるその手話による授業というのが。聾、盲、どっちですか。聾学校ですね。その施設っていうのが必ずしも手話を用いた授業をされていない実態だとか。いまだに唇を読むようなそういうふうな実態があるんだそうですよ。それは様々、歴史的な手話っていうものの扱いが陳情の中にもありましたけれども、禁止されたりとかそういった色々な経緯があるようなんですが。ここで翻って考えると、言語として認知するっていうことを承認するのも大事だと思うんですけども。その前に、ひろく一般に手話を一般的なものにするという理想があるのであれば、学校においてちゃんと手話を制度として定着させる。それに伴う人材をちゃんと張りつければとか。そういった措置を併せて求めていく方が、どちらが先かというところの方が先の方のような気がするんですよ。そういう意味では非常にこの陳情というのは片手落ちな部分があると私は思うんですが。それぞれに手話の団体というのと、文科省管轄の学校というのは別な組織なのかもしれませんが。併せてそういった陳情を加えるべきではないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（坂本正紀君） 答弁しますか。委員長。この答弁は、委員会で決定した内容で、細々としたものは必要ないかと思われま。答弁してください。川井健雄君。

○教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） 本案はこの陳情に対して採択ということですので、以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採決です。陳情第3号を委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

陳情第3号は採決することに決定しました。

.....

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。常任委員長からの申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

.....

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第21、常任委員会報告を議題といたします。本件は、お手元に配布

しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
常任委員会報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（坂本正紀君） 日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

本件についてお手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

ただ今、教育民生常任委員会から先ほど採択されました陳情第3号に係る意見書案が発委第2号として追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

発委第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1 時26分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午後13時28分)

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、発委第2号、手話言語法制定を求める意見書案を議題とします。本意見書案については、先ほど採択されました陳情第3号の陳情の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第60回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申

し上げます。

本定例会は、11月28日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上、原案のとおり、ご承認、ご議決を賜りましたことに、衷心よりお礼を申し上げる次第であります。

ご審議の中でいただきました、町政に対する様々なご意見、ご提言を真摯に受け止め、町民の信頼に応えることができるよう、本職はじめ、職員一丸となって事務事業の推進に取り組んでまいり所存でございます。

さて、記憶に新しい、長野県北部で発生した震度6弱の大地震では、多くの倒壊家屋が発生したにもかかわらず、幸いにも犠牲者がありませんでした。背景には、住民同士の深いつながりがあったからだと言われております。

当町におきましても、自主防災組織の推進をはじめ、町、関係機関と町民が協力し合う防災体制を作り上げ、町民が安心して暮らすことができるまちづくりを行っていきたいと考えております。

来年の干支は、家族の安泰や平和をもたらす縁起物とも言われる未であります。当町の鍋条例は、家族のつながり、住民同士のつながり、コミュニケーションを深めることを目的としたものでありますので、平成27年は当町の鍋条例にぴったりの年だと思っております。

鍋の中には、南部町で取れた南部太ネギなどの野菜をたくさん入れていただき、できれば、少し薄めの味付けで、健康で長生きする、達者な町民が集う南部町にしていきたいと考えております。

さて、今年も残すところ1ヶ月を切りました。来る12月14日には衆議院議員総選挙が行われ、国民から選ばれた新しい国会議員による政権運営が始まります。都市部に比べ、経済効果の恩恵が乏しいと言われる地方においても、賃金の上昇や消費の伸びにより、経済の好転を実感できることを期待するものであります。

来年は、南部町が誕生して10年目の節目の年を迎えることとなります。長いようで短い、あっという間に過ぎた年月でありましたが、10年を迎えるにあたり、住んで良かったと思われる南部町になるよう、気持ちを新たにして町政運営に取り組む所存であります。

その第一の仕事として、これから1月にかけて、平成27年度の予算編成が行われます。

予算を作るにあたっては、全ての職員が5年後、10年後を見据え、いつまでも元気な南部町、町民が笑顔で暮らせる南部町にしていくため、今年度の事業の進捗状況や効果を確認しつつ、常

に町民のために何ができるのかを考え、しっかりとした施策を実行できるような予算を検討してまいり所存でありますので、議員各位のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、日に日に寒さも厳しさを増し、本格的な冬の到来となつてまいりました。議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛いただき、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げ、本定例会、閉会にあたってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申しあげます。本定例会は、11月28日から本日までの7日間にわたる今期定例会でありましたが、終始熱心にご精励賜り、円滑なる運営にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行部の皆さまには常に真摯な態度をもってご審議にご協力いただきまして本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

ことしも残すところわずかとなりましたが、皆様方におかれましては健康に十分ご留意いただき、ご家族揃って良い年を迎えられるようご祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。誠にありがとうございました。

これをもちまして、第60回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1 時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 馬 場 又 彦

署 名 議 員 立 花 寛 子